事前資料１

福生市障害者計画・第８期障害福祉計画・第４期障害児福祉計画

令和９年度～令和 11 年度

（答申案）

令和８年 10 月

福生市

はじめに

市長あいさつ文の掲載を予定しています。

目 次

第１章　計画策定の趣旨について 1

１　計画策定の趣旨・背景 1
２　国の障害者施策の流れ 2
３　計画の位置づけ 4
４　計画の期間 7
５　計画の対象 8
６　計画の策定体制 8

第２章　障害のある人をめぐる現状と課題 9

１　手帳登録者数等 9
２　障害福祉サービスの利用状況（第７期計画期間） 17
３　障害者生活実態調査結果 36
４　障害のある人を取り巻く現状と課題 63

第３章　計画の基本的な考え方 68

１　計画の基本理念 68
２　計画の基本目標 69
３　計画の展開 70

第４章　基本計画 71

１　障害のある人が元気に安心して暮らせるまちづくり 71
２　子どもの健やかな発育・発達を支援するまちづくり（福生市障害児福祉計画） 78
３　地域の理解のもと障害のある人もいきいきと参加しているまちづくり 81
４　障害のある人の地域生活の基盤づくり 85

第５章　令和 11 年度の将来像 88

１　成果目標 88

第６章　障害福祉サービスの提供見込み 97

１　障害福祉サービスの見込量と確保の方策 97
２　地域生活支援事業の提供見込み 106

第７章　計画の推進 113

1　計画推進の体制 113
2　計画の進行管理 113

資料編 114

1　用語解説 114
2　福生市地域福祉推進委員会条例 115
3　福生市地域福祉推進委員会委員名簿 117
4　計画策定までの経過 118
5　諮問書及び答申書（写し） 119

第１章　計画策定の趣旨について

１　計画策定の趣旨・背景

障害のある人を取り巻く状況は、近年大きく変化しています。高齢化や障害の重度化に伴い、障害福祉サービスのニーズはますます複雑・多様化しており、障害のある子どもや医療的ケアが必要な方、強度行動障害を有する方など個別性の高い支援ニーズへの対応も求められています。全ての障害のある人が住み慣れた地域で安心して生活を続けられるよう、包括的な地域支援体制の構築が急務となっています。

こうした状況の中、国においては障害福祉に係る法制度の整備が着実に進められています。令和３年５月には「障害者差別解消法」が改正され、これまで行政機関のみに課されていた合理的配慮の提供義務が民間事業者にも拡大され、令和６年４月から施行されました。また令和５年には、障害者が希望する地域生活の実現に向けて「障害者総合支援法」が改正され、就労選択支援の創設やグループホームからの退居・一人暮らしへの移行支援の制度化が図られました。さらに令和７年には「手話に関する施策の推進に関する法律（手話施策推進法）」が成立するなど、意思疎通支援に関する施策も大きく前進しています。

また、障害福祉を取り巻く社会的課題も多岐にわたっています。入所施設・精神科病院からの地域移行・地域定着の促進、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築、重層的支援体制整備事業を通じた地域共生社会の実現といった課題は、本市においても引き続き取り組むべき重要なテーマです。加えて、障害のある人の「親亡き後」をはじめとする家族が抱える複合的な困難への支援や、災害時の障害者支援体制の確保、障害福祉人材の確保・育成、意思決定支援・虐待防止といった権利擁護の推進なども対応が求められる課題となっています。

本市では、令和５年度に策定した「福生市障害者計画・第７期障害福祉計画・第３期障害児福祉計画」において、「安心・健やかに暮らせる　人にやさしい　ノーマライゼーション社会の実現」を基本理念に掲げ、障害のある人が住み慣れたまちで基本的な人権を尊重され、その人らしく自立した生活を送ることができるまちづくりを推進してきました。

「福生市障害者計画・第７期障害福祉計画・第３期障害児福祉計画」の計画期間が令和８年度をもって終了することから、上記の法改正・社会情勢の変化を踏まえつつ、本市の障害者施策を引き続き計画的に推進していくため、令和９年度を初年度とした「福生市障害者計画・第８期障害福祉計画・第４期障害児福祉計画」を策定します。

２　国の障害者施策の流れ

（１）障害者計画にかかる動向

障害者施策は、昭和 45（1970）年に「心身障害者対策基本法」が制定されたことにより、基本的な法律が整備されました。その後、昭和 56（1981）年の「国際障害者年」等の国際的な動きを経て、昭和 57（1982）年には、我が国で初めての本格的な長期計画である「障害者対策に関する長期計画」が策定され、平成５（1993）年には、その後継計画として「障害者対策に関する新長期計画」が策定されるなど、障害者施策の総合的な推進が図られてきました。

「心身障害者対策基本法」は、平成５（1993）年に「障害者基本法」へ改正され、障害者の自立と社会参加の促進が明確化されるとともに、精神障害者が同法における障害者の範囲に加えられました。平成 14（2002）年には、「障害者基本計画」が策定され、障害の有無にかかわらず、国民が相互に人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」の実現が掲げられました。また、平成 16（2004）年の障害者基本法の改正により、地方公共団体における障害者計画の策定が義務付けられました。

平成 15（2003）年度からは、身体障害、知的障害児・者の福祉制度について、行政がサービス内容を決定する「措置制度」に代わり、利用者自らがサービスを選択する「支援費制度」が導入されました。さらに、平成 17（2005）年には、障害者の地域生活及び就労を進め、自立を支援するための「障害者自立支援法」が制定され、地方公共団体には障害福祉計画の策定が義務付けられました。

平成 23（2011）年には、障害者基本法が改正され、障害及び社会的障壁により日常生活又は社会生活に制限を受ける状態にある人として障害者を捉える考え方が示されました。平成 24（2012）年には障害者自立支援法が改正され、法律名が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）に改められ、平成 25（2013）年４月から施行されました。これにより、難病患者等が障害福祉サービスの対象に加えられるとともに、共同生活介護（ケアホーム）の共同生活援助（グループホーム）への一元化、地域移行支援及び地域定着支援の対象拡大等が行われました。

平成 30（2018）年には、障害者総合支援法及び児童福祉法の改正により、自立生活援助、就労定着支援及び共生型サービスが創設されるとともに、障害児福祉計画の策定が義務付けられました。さらに、令和４（2022）年には、障害者による情報の取得・利用及び意思疎通に関する施策を総合的に推進するための法律が施行されました。令和５（2023）年３月には、第５次障害者基本計画が策定され、障害者が必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、自己実現できる社会を目指すことが掲げられています。

また、令和６（2024）年４月には、障害者総合支援法等の改正が施行され、地域生活及び就労に関する支援の充実、精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備等が進められています。同月には、改正障害者差別解消法も施行され、民間事業者による合理的配慮の提供が義務付けられるなど、障害を理由とする差別の解消と社会的障壁の除去に向けた取組が一層求められています。

（２）近年の障害者に関するその他の法整備

障害のある人の権利擁護及び社会参加の促進に向けて、近年、障害者に関する様々な法律の整備及び改正が進められてきました。平成 24（2012）年には、虐待を受けた障害者の保護や養護者に対する支援等を定めた「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」が施行されました。

平成 25（2013）年には、差別の解消を推進し、全ての人が相互に人格と個性を尊重し合う共生社会の実現を目指す「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が制定されました。また、障害者就労施設等が供給する物品等の需要の増進を図る「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）」が施行されるとともに、「障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）」が改正され、雇用分野における差別の禁止及び合理的配慮の提供等が定められました。さらに、平成 26（2014）年には、「障害者の権利に関する条約」を我が国が批准しました。

障害の特性に応じた法整備も進められており、平成 27（2015）年には「難病の患者に対する医療等に関する法律（難病法）」が施行され、良質かつ適切な医療の確保及び療養生活の環境整備が進められています。また、平成 28（2016）年４月には障害者差別解消法が施行され、行政機関等による差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の提供が義務付けられました。同年には「発達障害者支援法」が改正され、発達障害の疑いがある場合の支援、乳幼児期から高齢期までの切れ目のない支援及び地域における支援体制の整備等が位置づけられました。

平成 30（2018）年には、共生社会の実現及びユニバーサルデザインの考え方を踏まえ、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」が改正され、公共交通機関、建築物及び道路等のバリアフリー化が進められています。また、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が施行され、障害のある人が文化芸術を鑑賞し、参加・創造するための環境整備が進められています。令和元（2019）年には、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）」が施行されました。

令和３（2021）年には、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が施行され、医療的ケア児及びその家族への切れ目のない支援が、国及び地方公共団体の責務として示されました。また、障害者差別解消法が改正され、民間事業者による合理的配慮の提供の義務化が定められました。

令和４（2022）年には、「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」が施行され、障害特性に応じた情報の取得・利用や意思疎通を支援する取組の充実が図られています。また、障害者総合支援法等の改正により、地域生活の支援体制の充実、多様な就労ニーズへの対応及び障害児支援の充実等が進められています。

その後、令和６（2024）年４月には、改正障害者差別解消法の施行により、民間事業者についても合理的配慮の提供が義務付けられました。さらに、令和７（2025）年 10 月には、本人の希望、就労能力及び適性等に応じた就労先や働き方の選択を支援する「就労選択支援」が開始されました。障害者雇用促進法に基づく法定雇用率は段階的に引き上げられ、令和８（2026）年７月から民間企業では 2.7%となっています。

3　計画の位置づけ

（1）計画の性格

「福生市障害者計画・第８期障害福祉計画・第４期障害児福祉計画」（以下「本計画」）は、「障害者計画」、「障害福祉計画」、「障害児福祉計画」の３計画を一体的に策定したものです。

「障害者計画」は、障害のある人が地域で自分らしく暮らし続けられる社会の実現に向け、本市の障害者施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画です。市民をはじめ、関係機関・団体・事業者及び市が施策・活動を展開する際の共通の指針として位置づけています。

「障害福祉計画・障害児福祉計画」は、障害者（児）が必要なサービスを確実に利用できる環境を整備するため、福祉施策の方向性をふまえながら、サービス量等に関する具体的な目標を設定し、その達成に向けた方策を定める計画です。

（2）根拠法令

「障害者計画」は障害者基本法に基づき、障害者施策の基本理念や根幹となる事項を示すものです。一方、「障害福祉計画」（障害者総合支援法）及び「障害児福祉計画」（児童福祉法）は、生活支援に関わる各種福祉サービスについて、必要なサービス量の見込み及び提供体制の確保に関する事項を定めるものです。

<table>
<tr><th></th><th>障害者計画</th><th>障害福祉計画</th><th>障害児福祉計画</th></tr>
<tr><td>内容</td><td>障害者施策の基本方針について定める計画</td><td>障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画</td><td>障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に関する計画</td></tr>
<tr><td>根拠法</td><td>障害者基本法</td><td>障害者総合支援法</td><td>児童福祉法</td></tr>
<tr><td>国</td><td>（第５次）障害者基本計画（令和５年度～令和９年度）</td><td colspan="2">障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る基本指針
（都道府県・市町村が参酌すべき基準を示す）</td></tr>
<tr><td>都</td><td colspan="3">東京都障害者・障害児施策推進計画（令和９年度～令和 11 年度）</td></tr>
<tr><td>福生市</td><td colspan="3">福生市障害者計画・第８期障害福祉計画・第４期障害児福祉計画（令和９～11 年度）</td></tr>
</table>

（3）関連計画

本計画は、市の最上位計画である「福生市総合計画」における障害者福祉分野の計画として位置づけるものです。市が策定する各種関連計画との整合性及び連携を確保するとともに、国及び都の上位計画・関連計画を踏まえながら、本市の障害者施策を総合的かつ計画的に推進します。

福生市地域福祉計画は、福生市の関連する各種計画等との整合を図るとともに、福生市社会福祉協議会が策定する「福生市地域福祉活動計画」とも相互に連携を図ります。

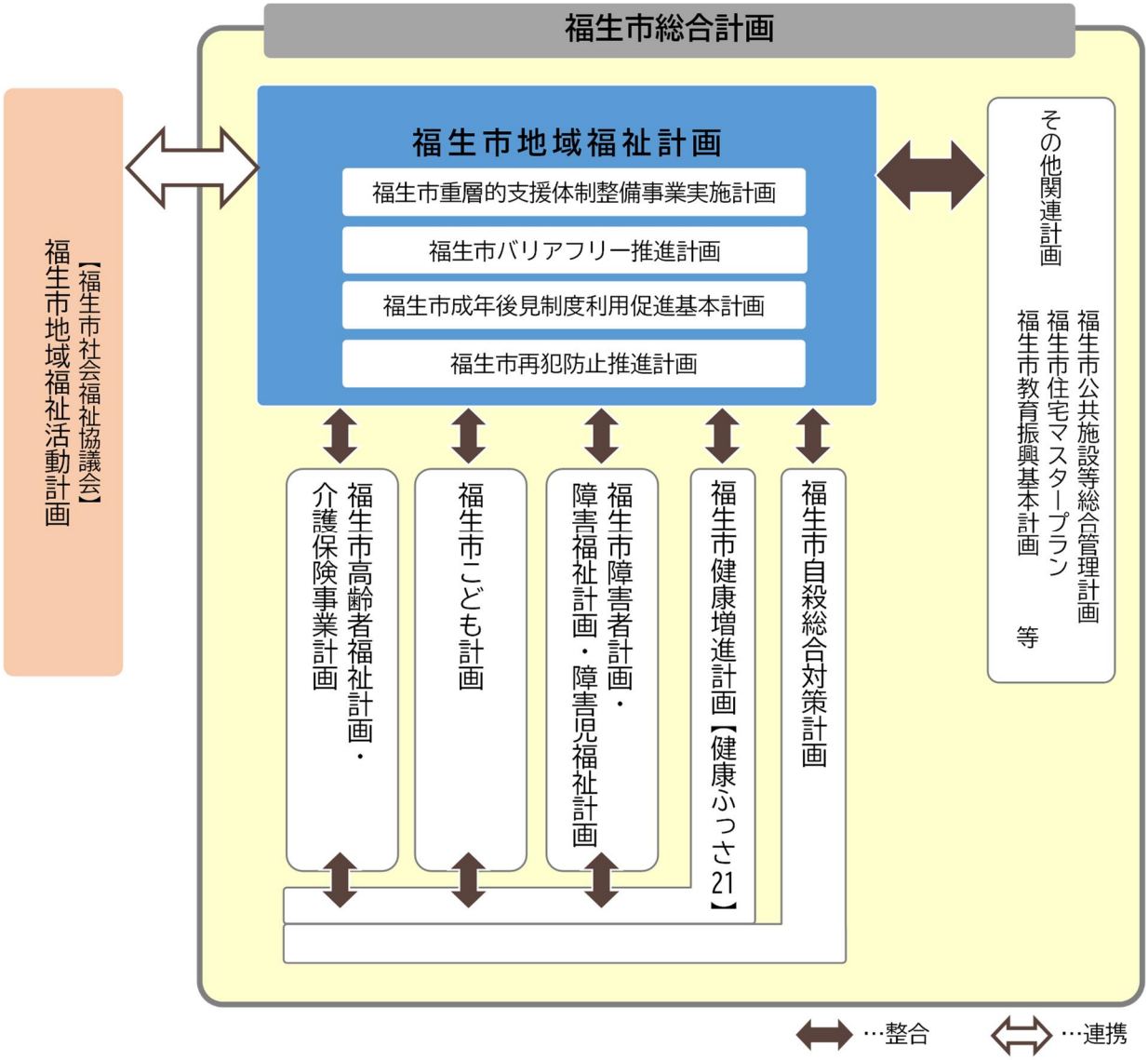

（４）ＳＤＧｓ（持続可能な開発目標）の視点を踏まえた計画の推進

2015 年（平成 27 年）９月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」において、持続可能でよりよい世界の実現を目指す国際目標として、ＳＤＧｓ（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）が掲げられました。

ＳＤＧｓは 17 の目標と 169 のターゲットで構成され、「誰一人取り残さない」を基本理念としています。この理念は全世界に共通する普遍的な価値観であり、障害のある人を含む本市に暮らす全ての人々が互いを尊重し支え合う「共生社会」の実現を目指す本計画の方針とも深く重なるものです。

本市では、障害福祉施策の推進にあたってＳＤＧｓの視点を取り入れ、地域の多様な主体と連携しながら、障害のある人々の人格と個性が尊重され、一人ひとりの最善の利益が実現される社会づくりに取り組みます。



4　計画の期間

今回策定する「福生市障害者計画・第８期障害福祉計画・第４期障害児福祉計画」は、令和９（2027）年度から令和 11（2029）年度までの３年間を計画の期間とします。

区分	令和 6 年度（2024）	令和 7 年度（2025）	令和 8 年度（2026）	**令和 9 年度（2027）**	**令和 10 年度（2028）**	**令和 11 年度（2029）**	令和 12 年度（2030）	令和 13 年度（2031）	令和 14 年度（2032）
障害者計画	障害者計画			**障害者計画**			次期計画		
障害福祉計画	第７期			**第８期**			次期計画		
障害児福祉計画	第３期			**第４期**			次期計画		

5　計画の対象

本計画は、障害者（児）に関する施策全般を対象とするものであり、保健・医療、教育、子育て、就労、文化・スポーツ、防災、まちづくりなど、幅広い分野と関連しています。

また、障害のある人もない人も分け隔てなくともに生きる社会の実現をめざすためには、全ての市民の理解と協力が不可欠であることから、本計画の対象を全市民とします。

なお、本計画における「障害者」とは、手帳の有無にかかわらず以下を指します。

【18 歳以上】

・身体に障害のある者
・知的障害のある者
・精神に障害のある者
（発達障害のある者、高次脳機能障害のある者を含み、知的障害のある者を除く）
・難病等のある者

また、「障害児」とは、手帳の有無にかかわらず以下を指します。

【18 歳未満】

・身体に障害のある児童
・知的障害のある児童
・精神に障害のある児童
（発達障害のある児童、高次脳機能障害のある児童を含み、知的障害のある児童を除く）
・難病等のある児童

6　計画の策定体制

（１）計画策定の体制

障害福祉に関する団体、障害福祉サービス事業者、関係機関の代表者及び学識経験者等で組織する「福生市地域福祉推進委員会」を開催し、計画策定に関する有益な意見を取り入れながら、計画の策定を進めています。

（２）計画策定への市民参加

本計画の策定にあたって、障害者等のニーズや生活状況等を把握するため、障害者手帳所持者及びそのご家族へのアンケート調査を実施しました。また、計画案を取りまとめた後、広く市民等から意見を聴くため、パブリックコメントを実施する予定です。

第２章　障害のある人をめぐる現状と課題

１　手帳登録者数等

（１）障害者数の推移

○ 各種障害者手帳所持者数の推移をみると、令和２年度から令和７年度にかけて、総人口が0.3%増加する中、身体障害者手帳所持者数は1,634人から1,542人へと5.6%減少しています。一方、愛の手帳所持者数は449人から524人へと16.7%増加し、精神障害者保健福祉手帳所持者数は541人から846人へと56.4%増加しています。特に、精神障害者保健福祉手帳所持者数の増加が顕著となっています。

【各障害者手帳所持者数の推移】

（単位：人）

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
総人口	56,786	56,193	56,055	56,375	56,527	56,945
身体障害者手帳所持者数	1,634	1,594	1,595	1,585 （実数） 1,480	1,558 （実数） 1,462	1,542 （実数） 1,441
愛の手帳所持者数	449	475	485	505	512	524
精神障害者保健福祉手帳所持者数	541	605	669	704	750	846

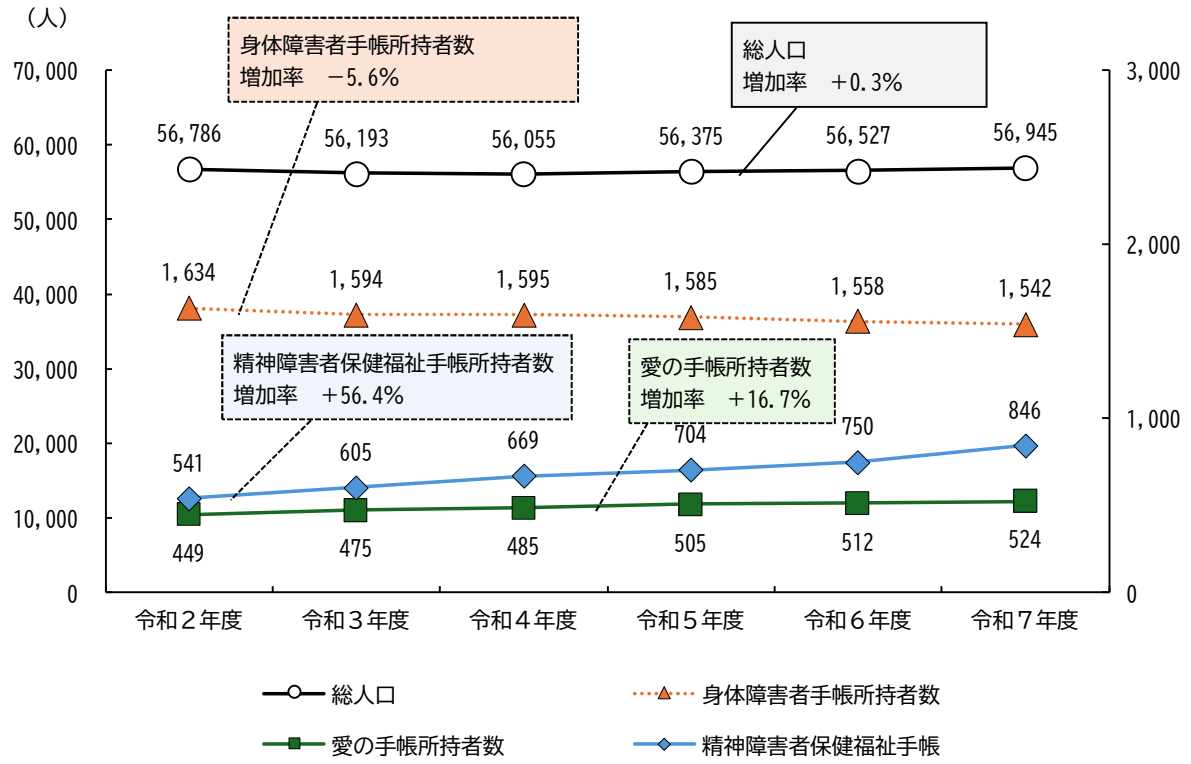

（２）身体障害者

○ 身体障害者（児）手帳登録者数は、令和７年度末で 1,542 人となっており、そのうち肢体不自由が 659 人（42.7%）と４割強を占めて最も多く、次いで心臓障害が 267 人（17.3%）、じん臓障害が 167 人（10.8%）となっています。

○ 手帳の等級は１級が 501 人で最も多く、重度者である１・２級は 730 人と全体の 47.3%を占める一方、５・６級は合わせて 185 人（12.0%）となっています。

○ 年齢は、65 歳以上が 964 人（66.9%）、64 歳以下が 477 人（33.1%）となっています。

【登録者数】

（単位：人）

等級 / 障害名	１級	２級	３級	４級	５級	６級	合計
肢体不自由	122	126	108	205	64	34	659
視覚障害	36	57	8	9	18	7	135
聴覚障害	－	39	6	34	－	62	141
音声・言語障害	－	1	19	16	0	－	36
呼吸器障害	8	－	13	7	－	－	28
心臓障害	165	－	33	69	－	－	267
じん臓障害	164	－	2	1	－	－	167
膀胱・直腸障害	0	－	6	83	－	－	89
小腸機能障害	1	－	0	0	－	－	1
免疫障害	3	6	3	5	－	－	17
肝臓障害	2	0	0	0	－	－	2
令和６年度	506	225	208	424	88	107	1,558
令和７年度	501	229	198	429	82	103	1,542

※ 令和７年度末現在

【所持者数】

（単位：人）

年齢	０～６歳	７～17 歳	18～64 歳	65 歳以上	合計
所持者数	5	20	452	964	1,441

※ 令和７年度末現在
重複あり

（３）知的障害者

○ 知的障害者（児）の「愛の手帳」登録者数は、令和７年度末で 524 人となっており、令和６年度末の 512 人から 12 人（2.3%）増加しています。

○ 手帳の程度別にみると、４度（軽度）が 299 人（57.1%）で最も多く、次いで２度（重度）が 109 人（20.8%）、３度（中度）が 105 人（20.0%）となっています。

○ 年齢別では、18～64 歳が 376 人（71.8%）と最も多く、17 歳以下は 120 人（22.9%）、65 歳以上は 28 人（5.3%）となっています。

【登録者数】

（単位：人）

程度	１度（最重度）	２度（重度）	３度（中度）	４度（軽度）	合計
令和６年度	11	109	106	286	512
令和７年度	11	109	105	299	524

※ 各年度末現在

【所持者数】

（単位：人）

年齢	０～６歳	７～17 歳	18 歳～64 歳	65 歳以上	合計
所持者数	17	103	376	28	524

※ 令和７年度末現在

（４）精神障害者

○ 精神障害者保健福祉手帳登録者数は、令和７年度末で 846 人となっており、令和６年度の 750 人から 96 人（12.8%）増加しています。

○ 等級別にみると、２級が 449 人（53.1%）で最も多く、次いで３級が 346 人（40.9%）、１級が 51 人（6.0%）となっています。

○ 年齢別では、18～64 歳が 715 人（84.5%）と８割台半ばを占めており、65 歳以上は 110 人（13.0%）、17 歳以下は 21 人（2.5%）となっています。

【登録者数】

（単位：人）

等級	１級	２級	３級	合計
令和６年度	50	396	304	750
令和７年度	51	449	346	846

※ 各年度末現在

【所持者数】

（単位：人）

年齢	０～６歳	７～17 歳	18 歳～64 歳	65 歳以上	合計
所持者数	0	21	715	110	846

※ 令和７年度末現在

（５）難病患者

〇難病患者数を特殊疾病患者福祉手当受給者数からみると、令和７年度末で 433 人となっています。

〇疾病別では、「人工透析を必要とする腎不全」が 55 人と最も多く、次いで「潰瘍性大腸炎」が 51 人、「パーキンソン病」が 32 人となっています。

【難病患者数】

（単位：人）

疾患名	受給者数
ヌーナン症候群	2
進行性核上性麻痺	6
パーキンソン病	32
大脳皮質基底核変性症	1
重症筋無力症	10
多発性硬化症/視神経脊髄炎	6
多系統萎縮症	3
脊髄小脳変性症 （多系統萎縮症を除く。）	6
慢性炎症性脱髄性多発神経炎／ 多巣性運動ニューロパチー	2
もやもや病	2
全身性アミロイドーシス	1
類天疱瘡 （後天性表皮水疱症を含む。）	2
ライソゾーム病	2
天疱瘡	1
表皮水疱症	1
巨細胞性動脈炎	2
顕微鏡的多発血管炎	4
好酸球性多発血管炎肉芽腫症	5
悪性関節リウマチ	3
全身性エリテマトーデス	26
皮膚筋炎/多発性筋炎	12
全身性強皮症	12
混合性結合組織病	3
シェーグレン症候群	5
成人発症スチル病	1

疾患名	受給者数
ファロー四徴症	3
サルコイドーシス	4
特発性間質性肺炎	5
肺動脈性肺高血圧症	1
慢性血栓塞栓性肺高血圧症	2
リンパ脈管筋腫症	3
網膜色素変性症	11
原発性胆汁性胆管炎	4
原発性硬化性胆管炎	2
自己免疫性肝炎	6
クローン病	22
潰瘍性大腸炎	51
多発血管炎性肉芽腫症	1
限局性皮質異形成	2
ウエスト症候群	1
骨形成不全症	1
軟骨無形成症	1
肥大型心筋症	1
原発性免疫不全症候群	2
胆道閉鎖症	1
一次性ネフローゼ症候群	6
一次性膜性増殖性糸球体腎炎	2
間質性膀胱炎(ハンナ型)	2
ベーチェット病	5
特発性拡張型心筋症	6

【難病患者数】

疾患名	受給者数
再生不良性貧血	1
免疫性血小板減少症	6
ＩｇＡ腎症	3
多発性嚢胞腎	6
黄色靭帯骨化症	1
後縦靭帯骨化症	14
広範脊柱管狭窄症	2
特発性大腿骨頭壊死症	5
下垂体性ＡＤＨ分泌異常症	3
下垂体性ＰＲＬ分泌亢進症	1
修正大血管転位症	1

疾患名	受給者数
強直性脊椎炎	6
ＩｇＧ４関連疾患	5
好酸球性副鼻腔炎	13
原発性骨髄線維症	1
先天性血液凝固因子欠乏症等	3
下垂体性成長ホルモン分泌亢進症	3
下垂体前葉機能低下症	8
人工透析を必要とする腎不全	55
心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症	1
合計	433
令和６年度 合計	418

※ 令和７年度末現在

（６）児童・生徒の状況

〇市立小学校の特別支援学級に在籍する児童は 83 人、特別支援教室に通う児童は 183 人、通級指導学級に通う児童は 25 人であり、合計 291 人となっています。

〇市立中学校の特別支援学級に在籍する生徒は 38 人、特別支援教室に通う生徒は 28 人となっています。

〇近隣自治体の特別支援学校等に在籍する児童・生徒数は、小学生 30 人、中学生 18 人、高校生 22 人となっています。

【市立小学校の特別支援学級・特別支援教室・通級指導学級の児童数】

（単位：人）

特別支援学級	１年	２年	３年	４年	５年	６年	合計
福生第一小学校（ひまわり学級）	2	4	5	6	8	6	31
福生第二小学校（くまがわ学級）	3	4	1	5	3	5	21
福生第六小学校（かめのこ学級）	9	5	5	5	1	6	31
計	14	13	11	16	12	17	83
特別支援教室	**１年**	**２年**	**３年**	**４年**	**５年**	**６年**	**合計**
福生第一小学校	2	2	5	5	5	3	22
福生第二小学校	3	7	9	4	0	4	27
福生第三小学校	1	3	5	7	3	9	28
福生第四小学校	4	6	6	10	1	4	31
福生第五小学校	5	3	5	5	5	4	27
福生第六小学校	2	1	9	5	3	7	27
福生第七小学校	4	10	3	2	0	2	21
計	21	32	42	38	17	33	183
通級指導学級	**１年**	**２年**	**３年**	**４年**	**５年**	**６年**	**合計**
福生第七小学校（ことばの教室）	4	1	6	6	3	5	25
合計	39	46	59	60	32	55	291

※令和７年度末現在

【市立中学校の特別支援学級・特別支援教室の生徒数】

（単位：人）

特別支援学級		１年	２年	３年	合計
	福生第一中学校（８組）	4	14	5	23
	福生第一中学校（９組）	2	9	4	15
	計	6	23	9	38
特別支援教室		１年	２年	３年	合計
	福生第一中学校（福一教室）	0	2	4	6
	福生第二中学校（福二教室）	4	5	9	18
	福生第三中学校（福三教室）	1	1	2	4
	計	5	8	15	28
合計		11	31	24	66

【近隣自治体の特別支援学校等に在籍する児童・生徒数】

（単位：人）

	１年	２年	３年	４年	５年	６年	合計
小学生	5	8	5	2	2	8	30
中学生	4	5	9				18
高校生	10	6	6				22
合計	19	19	20	2	2	8	70

（７）就学前の子どもの状況

○就学前の子どもの状況について、教育・保育施設での障害児の受け入れ人数は保育所 73 人、認定こども園６人、幼稚園 18 人となっています。

【受け入れ人数】

（単位：人）

	人数
保育所	73
認定こども園	6
幼稚園	18
合計	97

2　障害福祉サービスの利用状況（第７期計画期間）

（１）障害福祉サービス・相談支援

①訪問系サービス

【サービスの概要】

サービス名	内容
居宅介護	自宅で、入浴・排泄・食事等の介護を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人（平成 26 年４月から対象者を重度の知的障害者・精神障害者に拡大）に、自宅で入浴・排泄・食事の介護・外出時における移動支援などを総合的に行います。
同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人が外出するときに、必要な視覚的情報の支援、外出先での排泄・食事等の支援を行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。

【計画値と実績値（月当たり）】

サービス名	単位		令和６年度	令和７年度
居宅介護	利用者数/月	計画値	88 人	90 人
		実績値	84 人	81 人
		計画対比	95.4%	90.0%
	延利用時間/月	計画値	1,381 時間	1,412 時間
		実績値	1,267 時間	1,347 時間
		計画対比	91.7%	95.3%
重度訪問介護	利用者数/月	計画値	５人	５人
		実績値	５人	５人
		計画対比	100.0%	100.0%
	延利用時間/月	計画値	634 時間	634 時間
		実績値	1,097 時間	1,219 時間
		計画対比	173.0%	192.2%

【計画値と実績値（月当たり）】

サービス名	単位		令和６年度	令和７年度
同行援護	利用者数/月	計画値	20 人	21 人
		実績値	17 人	15 人
		計画対比	85.0%	71.4%
	延利用時間/月	計画値	390 時間	409 時間
		実績値	317 時間	310 時間
		計画対比	81.2%	75.7%
行動援護	利用者数/月	計画値	１人	１人
		実績値	１人	２人
		計画対比	100.0%	200.0%
	延利用時間/月	計画値	32 時間	32 時間
		実績値	19 時間	31 時間
		計画対比	59.3%	96.8%
重度障害者等包括支援	利用者数/月	計画値	０人	０人
		実績値	０人	０人
		計画対比	－	－
	延利用時間/月	計画値	０時間	０時間
		実績値	０時間	０時間
		計画対比	－	－

【 概 括 】

○ 「居宅介護」は、利用者数及び延利用時間ともに計画値を下回っているものの、概ね計画値に近い実績となっています

○ 「重度訪問介護」は、利用者数は計画値どおりとなっていますが、延利用時間は計画値を大きく上回っています。

○ 「同行援護」は、利用者数及び延利用時間ともに計画値を下回っていますが、「行動援護」は、令和７年度の利用者数が計画値を上回る一方、延利用時間は両年度とも計画値を下回っています。

②日中活動系サービス

【サービスの概要】

サービス名	内容
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴・排泄・食事等の介護を行います。
自立訓練（機能訓練）	身体障害者に、身体機能・生活能力の維持・向上等のために必要なリハビリテーション、生活等に関する相談や必要な支援を行います。
自立訓練（生活訓練）	知的障害者及び精神障害者に、食事や家事等、自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談や必要な支援を行います。
就労選択支援	本人が希望する就労先や働き方を適切に選択できるよう、就労アセスメントを活用し、就労に関する希望や能力、適性等を踏まえた選択の支援を行います。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援	一般企業での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。雇用契約に基づいて労働の機会を提供するＡ型、雇用契約を結ばないＢ型があります。
就労定着支援	一般就労に移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応するための支援を行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行います。
短期入所	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で入浴・排泄・食事の介護等を行います。

【計画値と実績値（月当たり）】

サービス名	単位		令和６年度	令和７年度
生活介護	利用者数/月	計画値	97 人	96 人
		実績値	103 人	107 人
		計画対比	106.1%	111.4%
	利用日数/月	計画値	1,858 日	1,839 日
		実績値	1,973 日	2,069 日
		計画対比	106.1%	112.5%
自立訓練 （機能訓練）	利用者数/月	計画値	1 人	1 人
		実績値	1 人	1 人
		計画対比	100.0%	100.0%
	利用日数/月	計画値	17 日	17 日
		実績値	20 日	19 日
		計画対比	117.6%	111.7%
自立訓練 （生活訓練）	利用者数/月	計画値	13 人	14 人
		実績値	12 人	13 人
		計画対比	92.3%	92.8%
	利用日数/月	計画値	239 日	258 日
		実績値	230 日	243 日
		計画対比	96.2%	94.1%
就労選択支援	利用者数/月	計画値	０人	２人
		実績値	０人	1 人
		計画対比	0.0%	50.0%
就労移行支援	利用者数/月	計画値	12 人	12 人
		実績値	19 人	19 人
		計画対比	158.3%	158.3%
	利用日数/月	計画値	194 日	194 日
		実績値	313 日	311 日
		計画対比	161.3%	160.3%
就労継続支援Ａ型	利用者数/月	計画値	７人	８人
		実績値	11 人	13 人
		計画対比	157.1%	162.5%
	利用日数/月	計画値	140 日	160 日
		実績値	220 日	245 日
		計画対比	157.1%	153.1%

サービス名	単位		令和６年度	令和７年度
就労継続支援Ｂ型	利用者数/月	計画値	149 人	154 人
		実績値	141 人	140 人
		計画対比	94.6%	90.9%
	利用日数/月	計画値	2,416 日	2,497 日
		実績値	2,270 日	2,297 日
		計画対比	93.9%	91.9%
就労定着支援	利用者数/月	計画値	４人	４人
		実績値	４人	９人
		計画対比	100.0%	225.0%
療養介護	利用者数/月	計画値	５人	５人
		実績値	４人	４人
		計画対比	80.0%	80.0%
短期入所（福祉型）	利用者数/月	計画値	37 人	41 人
		実績値	31 人	36 人
		計画対比	83.7%	87.8%
	利用日数/月	計画値	253 日	281 日
		実績値	156 日	196 日
		計画対比	61.6%	69.7%
短期入所（医療型）	利用者数/月	計画値	１人	１人
		実績値	１人	１人
		計画対比	100.0%	100.0%
	利用日数/月	計画値	４日	４日
		実績値	２日	１日
		計画対比	50.0%	25.0%

【 概 括 】

○ 「生活介護」、「自立訓練（機能訓練）」、「就労移行支援」、「就労継続支援Ａ型」及び「就労定着支援」は、利用実績が計画値を上回っています。

○ 一方、「自立訓練（生活訓練）」、「就労継続支援Ｂ型」及び「短期入所（福祉型）」は、利用実績が計画値を下回っています。

○ 「就労選択支援」は令和７年度から新たに計画値を設定しており、実績値は計画値を下回っています。また、「療養介護」及び「短期入所（医療型）」は、利用者数は計画値を下回る又は同程度となっています。

③居住系サービス

【サービスの概要】

サービス名	内容
自立生活援助	一人暮らしに必要な理解力・生活力等を補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により日常生活における課題を把握し必要な支援を行います。
共同生活援助	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴・排泄・食事の介護等を行います。

【計画値と実績値（月当たり）】

サービス名	単位		令和６年度	令和７年度
自立生活援助	利用者数/月	計画値	1 人	1 人
		実績値	1 人	0 人
		計画対比	100.0%	0.0%
共同生活援助	利用者数/月	計画値	107 人	112 人
		実績値	101 人	109 人
		計画対比	94.3%	97.3%
共同生活援助（重度障害者）	利用者数/月	計画値	27 人	28 人
		実績値	31 人	38 人
		計画対比	114.8%	135.7%
施設入所支援	利用者数/月	計画値	34 人	33 人
		実績値	38 人	39 人
		計画対比	111.7%	118.1%

【 概 括 】

○ 「共同生活援助」は、利用実績が計画値に概ね近い水準で推移しており、令和７年度は計画値 112 人に対して実績値 109 人となっています。
○ 「重度障害者の共同生活援助及び施設入所支援」は、利用実績が計画値を上回っています。
○ 「自立生活援助」は、令和７年度の利用実績が０人となっています。

④相談支援関連

【サービスの概要】

サービス名		内容
計画相談支援・ 障害児相談支援		障害福祉サービス又は地域相談支援（地域移行支援、地域定着支援）を利用する障害者（児）に、サービス等利用計画などを作成し、サービス提供事業者との連絡・調整、モニタリングを行います。
地域相談支援	地域移行支援	施設入所や入院等をしている障害者に対して、外出の同行支援や住居の確保、地域生活への移行等に関する相談などの必要な支援を行います。
	地域定着支援	居宅で一人暮らしをしている障害者や、家庭の状況等により同居している家族による支援を受けられない障害者に対して、常時の連絡体制を確保し、緊急時における連絡・相談などの支援を行います。

【計画値と実績値（月当たり）】

サービス名	単位		令和６年度	令和７年度
計画相談支援	実人数/月	計画値	114 人	118 人
		実績値	97 人	102 人
		計画対比	85.0%	86.4%
地域移行支援	実人数/月	計画値	１人	１人
		実績値	０人	０人
		計画対比	0.0%	0.0%
地域定着支援	実人数/月	計画値	１人	１人
		実績値	０人	１人
		計画対比	0.0%	100.0%

【 概 括 】

○ 「計画相談支援」は、利用実績が計画値を下回っており、令和７年度は計画値 118 人に対し、実績値 102 人となっています。

○ 「地域移行支援」は、計画値を設定しているものの、令和６年度及び令和７年度の利用実績は０人となっています。

○ 「地域定着支援」は、令和６年度は利用実績が０人でしたが、令和７年度は計画値どおり１人の利用実績となっています。

（２）地域生活支援事業

①理解促進研修・啓発事業

市民に対して、障害者の理解を深めるための研修や啓発（イベントや教室の開催、パンフレットの配布等）を行います。

【計画値と実績値（年当たり）】

サービス名	単位		令和６年度	令和７年度
理解促進研修・啓発事業	件数/年	計画値	66 回	66 回
		実績値	95 回	102 回
		計画対比	143.9%	154.5%

【 概 括 】

○ 障害者理解の促進及び啓発に関する取組を実施しており、理解促進研修・啓発事業の実績は、令和６年度 95 回、令和７年度 102 回となっています。いずれの年度も計画値 66 回を上回っており、令和７年度は計画値の 154.5%となっています。

②自発的活動支援事業

障害のある人やその家族、市民などが地域において自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など）を支援します。

【計画値と実績値（年当たり）】

サービス名	単位		令和６年度	令和７年度
自発的活動支援事業	件数/年	計画値	1 件	1 件
		実績値	1 件	1 件
		計画対比	100.0%	100.0%

【 概 括 】

○ 当事者会及び家族会等による自発的な活動を支援し、障害者等の社会参加の促進を図っています。令和６年度及び令和７年度は、ともに計画値１件に対して実績値１件となっており、計画値どおりの実績となっています。

③相談支援事業

障害のある人の多様なニーズに対し、柔軟に対応ができるよう、関係機関と連携しながら適切な支援に努めます。

【事業の概要】

サービス名	内容
相談支援事業	障害者やその家族などからの相談に応じ、必要な情報の提供、福祉サービスの利用支援、権利擁護のために必要な援助などを行います。
基幹相談支援センター等機能強化事業	基幹相談支援センター等に専門的な職員を配置し、地域の相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、情報の収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取組等を行うことにより、地域における相談支援機能の強化を図ります。
住宅入居等支援事業	賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な知的障害者や精神障害者に対し、入居に必要な調整等を行います。

【計画値と実績値（年当たり）】

サービス名	単位		令和６年度	令和７年度
障害者相談支援事業	箇所	計画値	３箇所	３箇所
		実績値	３箇所	３箇所
		計画対比	100.0%	100.0%
基幹相談支援センター	設置の有無	計画値	有	有
		実績値	有	有
		計画対比	100.0%	100.0%
住宅入居等支援事業	実施の有無	計画値	有	有
		実績値	有	有
		計画対比	100.0%	100.0%

【 概 括 】

○ 「障害者相談支援事業」は、令和６年度及び令和７年度ともに、計画値どおり３箇所を設置しています。

○ 「基幹相談支援センター」及び「住宅入居等支援事業」は、いずれも計画どおり実施しています。

④成年後見制度利用支援事業

【計画値と実績値（年当たり）】

サービス名	単位		令和６年度	令和７年度
成年後見制度 利用支援事業	利用者数/年	計画値	３人	３人
		実績値	１人	２人
		計画対比	33.3%	66.6%
成年後見制度 法人後見支援事業	箇所	計画値	１箇所	１箇所
		実績値	１箇所	１箇所
		計画対比	100.0%	100.0%

【 概 括 】

○ 成年後見制度利用支援事業は、令和６年度及び令和７年度ともに利用実績が計画値を下回っていますが、令和７年度は２人となり、令和６年度の１人から増加しています。

○ 成年後見制度法人後見支援事業は、令和６年度及び令和７年度ともに計画値どおり１箇所で実施しています。

⑤意思疎通支援事業

【計画値と実績値（年当たり）】

サービス名	単位		令和６年度	令和７年度
手話通訳者等 派遣事業	延利用者数/年	計画値	39 人	43 人
		実績値	23 人	19 人
		計画対比	58.9%	44.1%
テレビ電話 手話通訳サービス 等事業	設置数/年	計画値	１台	１台
		実績値	１台	１台
		計画対比	100.0%	100.0%

【 概 括 】

○手話通訳者等派遣事業は、令和６年度及び令和７年度ともに利用実績が計画値を下回っており、令和７年度は計画値 43 人に対して実績値 19 人となっています。

○テレビ電話手話通訳サービス等事業は、令和６年度及び令和７年度ともに計画値どおり１台を設置しています。

⑥手話通訳者養成研修事業

【計画値と実績値（年当たり）】

サービス名	単位		令和６年度	令和７年度
手話通訳者養成研修事業	年間実人数	計画値	11 人	11 人
		実績値	８人	６人
		計画対比	72.7%	54.5%

【 概 括 】

○ 「手話通訳者養成研修事業」は、利用実績が計画値を下回っています。

⑦日常生活用具給付等事業

【計画値と実績値（年当たり）】

サービス名	単位		令和６年度	令和７年度
介護・訓練支援用具	件数/年	計画値	２件	２件
		実績値	６件	３件
		計画対比	300.0%	150.0%
自立生活支援用具	件数/年	計画値	10 件	10 件
		実績値	９件	７件
		計画対比	90.0%	70.0%
在宅療養等支援用具	件数/年	計画値	７件	７件
		実績値	８件	12 件
		計画対比	114.2%	171.4%
情報・意思疎通支援用具	件数/年	計画値	14 件	14 件
		実績値	９件	３件
		計画対比	64.2%	21.4%
排泄管理支援用具	件数/年	計画値	996 件	996 件
		実績値	978 件	951 件
		計画対比	98.1%	95.4%
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	件数/年	計画値	１件	１件
		実績値	１件	１件
		計画対比	100.0%	100.0%

【 概 括 】

○ 「介護・訓練支援用具」及び「在宅療養等支援用具」は、令和６年度及び令和７年度ともに利用実績が計画値を上回っています。

○ 「自立生活支援用具」及び「情報・意思疎通支援用具」は、利用実績が計画値を下回っており、特に情報・意思疎通支援用具は令和７年度の計画対比が 21.4%となっています。

○ 「排泄管理支援用具」は、利用実績が計画値に概ね近い水準となっています。「居宅生活動作補助用具（住宅改修費）」は、令和６年度及び令和７年度ともに計画値どおりの実績となっています。

⑧移動支援事業

【計画値と実績値（月当たり）】

サービス名	単位		令和６年度	令和７年度
移動支援事業	利用者数/月	計画値	57 人	63 人
		実績値	54 人	57 人
		計画対比	94.7%	90.4%
	総利用時間数/月	計画値	612 時間	612 時間
		実績値	588 時間	618 時間
		計画対比	96.0%	100.9%

【 概 括 】

○ 「移動支援事業」は、利用者数については令和６年度、令和７年度ともに計画値を下回っています。

○ 総利用時間数は、令和６年度は計画値を下回っていますが、令和７年度は計画値をわずかに上回っています。

⑨地域活動支援センター

【計画値と実績値（年・月当たり）】

サービス名	単位		令和６年度	令和７年度
地域活動支援センター	実施箇所	計画値	２箇所	２箇所
		実績値	２箇所	２箇所
		計画対比	100.0%	100.0%
	利用者数/月	計画値	60 人	60 人
		実績値	46 人	47 人
		計画対比	76.6%	78.3%

【 概 括 】

○ 「地域活動支援センター」は、令和６年度及び令和７年度ともに計画値どおり２箇所を設置しています。

○ 利用者数は、令和６年度 46 人、令和７年度 47 人となっており、いずれも計画値 60 人を下回っています。

⑩任意事業

【事業の概要】

サービス名	内容
更生訓練費給付事業	社会復帰等を目的として自立訓練施設等において更生訓練を行う障害者を対象に、訓練費を支給します。
日中一時支援事業	障害者等に日中の活動・訓練の場を提供し、在宅で介護をしている家族の就労や一時的な休息を支援します。
声の広報等発行事業	視覚障害者を対象に、広報や市議会だより等の内容を収録した音声データ（デイジー方式・ＣＤ版）を届けて利便性の向上を図ります。
重度身体障害者（児） 訪問入浴サービス事業	訪問により居宅において入浴サービスを提供し、在宅の重度身体障害者（児）の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ります。
重度身体障害児 入浴サービス事業	福祉センターの特殊浴槽を活用してサービスを提供し、身体の清潔を保つとともに、家族の介護負担等の軽減を図ります。
自動車運転教習助成事業	身体障害者の生活圏の拡大と日常生活の利便を図るため、自動車運転免許証取得にかかる費用を助成します。
自動車改造費助成事業	自らが所有し、運転している自動車の一部を改造する必要がある人に、その改造費の助成を行います。

【計画値と実績値】

サービス名		単位		令和６年度	令和７年度
更生訓練費給付事業		実利用人数/月	計画値	１人	１人
			実績値	１人	１人
			計画対比	100.0%	100.0%
日中一時支援事業		実利用人数/月	計画値	０人	０人
			実績値	０人	１人
			計画対比	0.0%	－
声の広報等発行事業	市議会だより	利用者数/回	計画値	13 人	13 人
			実績値	12 人	12 人
			計画対比	92.3%	92.3%
	広報ふっさ	利用者数/回	計画値	12 人	12 人
			実績値	12 人	９人
			計画対比	100.0%	75.0%
	ごみ・リサイクル カレンダー ごみ・資源分別一覧	利用者数/回	計画値	８人	８人
			実績値	８人	８人
			計画対比	100.0%	100.0%
	あなたとわたし	利用者数/回	計画値	８人	８人
			実績値	７人	６人
			計画対比	87.5%	75.0%
	福生の教育	利用者数/回	計画値	９人	９人
			実績値	８人	８人
			計画対比	88.8%	88.8%
重度身体障害者（児）訪問入浴サービス事業		利用者数/月	計画値	１人	１人
			実績値	２人	３人
			計画対比	200.0%	300.0%
重度身体障害児入浴サービス事業		利用者数/月	計画値	１人	１人
			実績値	０人	０人
			計画対比	0.0%	0.0%
自動車運転教習助成事業		利用件数/年	計画値	１件	１件
			実績値	０件	０件
			計画対比	0.0%	0.0%
自動車改造費助成事業		利用件数/年	計画値	１件	１件
			実績値	０件	１件
			計画対比	0.0%	100.0%

※ 計画値が０の場合、計画対比は算出しておりません。

【 概 括 】

○ 「更生訓練費給付事業」は、令和６年度及び令和７年度ともに計画値どおりの実績となっています。

○ 「日中一時支援事業」は、令和６年度の実績値は０人でしたが、令和７年度は１人の利用実績となっています。

○ 「重度身体障害者（児）訪問入浴サービス事業」は、利用実績が計画値を上回っています。

○ 「重度身体障害児入浴サービス事業」及び「自動車運転教習助成事業」は、令和６年度及び令和７年度ともに利用実績が０となっています。一方、「自動車改造費助成事業」は、令和７年度に計画値どおり１件の利用実績となっています。

（３）障害児通所支援サービス

①児童発達支援

【計画値と実績値（月当たり）】

サービス名	単位		令和６年度	令和７年度
児童発達支援	利用者数/月	計画値	58 人	66 人
		実績値	70 人	88 人
		計画対比	120.6%	133.3%
	利用日数/月	計画値	392 日	446 日
		実績値	412 日	530 日
		計画対比	105.1%	118.8%
医療型 児童発達支援	利用者数/月	計画値	１人	１人
		実績値	０人	０人
		計画対比	0.0%	0.0%
	利用日数/月	計画値	５日	５日
		実績値	０日	０日
		計画対比	0.0%	0.0%
居宅訪問型 児童発達支援	利用者数/月	計画値	１人	１人
		実績値	０人	０人
		計画対比	0.0%	0.0%
	利用日数/月	計画値	５日	５日
		実績値	０日	０日
		計画対比	0.0%	0.0%

【 概 括 】

○ 「児童発達支援」は、令和６年度及び令和７年度ともに、利用者数・利用日数のいずれも計画値を上回っています。

○ 「居宅訪問型児童発達支援」は、令和６年度及び令和７年度ともに計画値を設定しているものの、利用実績は０人となっています。

②放課後等デイサービス

【計画値と実績値（月当たり）】

サービス名	単位		令和６年度	令和７年度
放課後等デイサービス	利用者数/月	計画値	88 人	88 人
		実績値	115 人	128 人
		計画対比	130.6%	145.4%
	利用日数/月	計画値	1,464 日	1,651 日
		実績値	1,339 日	1,498 日
		計画対比	91.4%	90.7%

【 概 括 】

○ 「放課後等デイサービス」は、令和６年度及び令和７年度ともに利用者数が計画値を上回っていますが、利用日数は計画値を下回っています。

③保育所等訪問支援

【計画値と実績値（月当たり）】

サービス名	単位		令和６年度	令和７年度
保育所等訪問支援	利用者数/月	計画値	３人	３人
		実績値	３人	４人
		計画対比	100.0%	133.3%
	利用日数/月	計画値	６日	６日
		実績値	５日	５日
		計画対比	83.3%	83.3%

【 概 括 】

○ 「保育所等訪問支援」は、令和６年度及び令和７年度ともに利用日数は計画値を下回っています。なお、利用者数は令和６年度は計画値どおり、令和７年度は計画値を上回っています。

④障害児相談支援

【計画値と実績値（月当たり）】

サービス名	単位		令和６年度	令和７年度
障害児相談支援	利用者数/月	計画値	58 人	65 人
		実績値	43 人	42 人
		計画対比	74.1%	64.6%

【 概 括 】

○ 「障害児相談支援」は、令和６年度及び令和７年度ともに利用実績が計画値を下回っています。

3　障害者生活実態調査結果

（1）調査の概要

①調査の目的

令和８年度に予定している「福生市障害者計画・第８期障害福祉計画・第４期障害児福祉計画」を策定するにあたり、基礎資料として活用するため、実態調査を実施しました。

②調査対象

対象者（在宅で生活し次に該当する市民の方）		対象者数・対象事業所数
障害者生活実態調査【障害者用】	身体障害者手帳所持者	1,428 人
	愛の手帳所持者	430 人
	精神障害者保健福祉手帳所持者	739 人
	特殊疾病患者福祉手当受給者	434 人
障害者生活実態調査【障害児用】	身体障害者手帳所持者	24 人
	愛の手帳所持者	125 人
	精神障害者保健福祉手帳所持者	32 人
	特殊疾病患者福祉手当受給者	13 人
事業所調査	市内障害福祉サービス事業所	49 事業所

③調査基準日

令和７年 10 月１日

④調査期間

令和７年 12 月１日～令和７年 12 月 22 日

⑤調査方法

障害者生活実態調査：調査票を郵送で配布し、郵送及びインターネットで回収
事業所調査：調査案内を郵送で配布し、インターネットで回収

⑥回収状況

	配布数	有効回収数	有効回収率
障害者	2,701 通	1,409 通	52.2%
障害児	170 通	84 通	49.4%
事業所	49 通	35 通	71.4%

※ 配布数は重複して手帳等を所持されている方もいるので、上記対象者数と一致いたしません。

（２）障害者（児）生活実態調査結果

（２）－１ 日常生活について

・外出時に困ること

【障害者】

「特にない」の割合が 39.0％と最も多く、次いで「障害や症状が理解されにくい」の割合が 21.5％、「道路や駅に階段や段差が多い」の割合が 20.0％となっています。

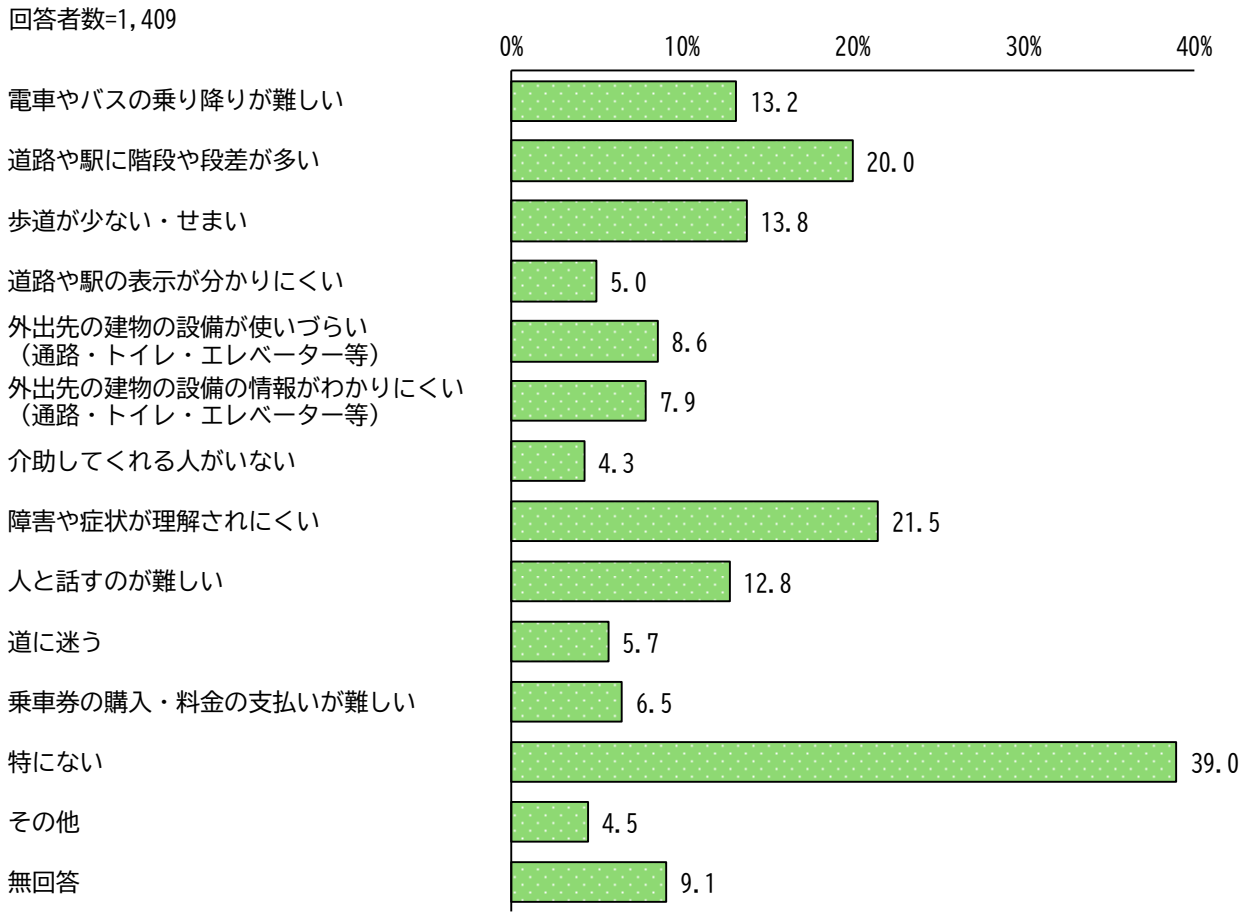

【障害児】

「特にない」の割合が 36.9%と最も多く、次いで「障害や症状が理解されにくい」の割合が 29.8%、「人と話すのが難しい」の割合が 25.0%となっています。

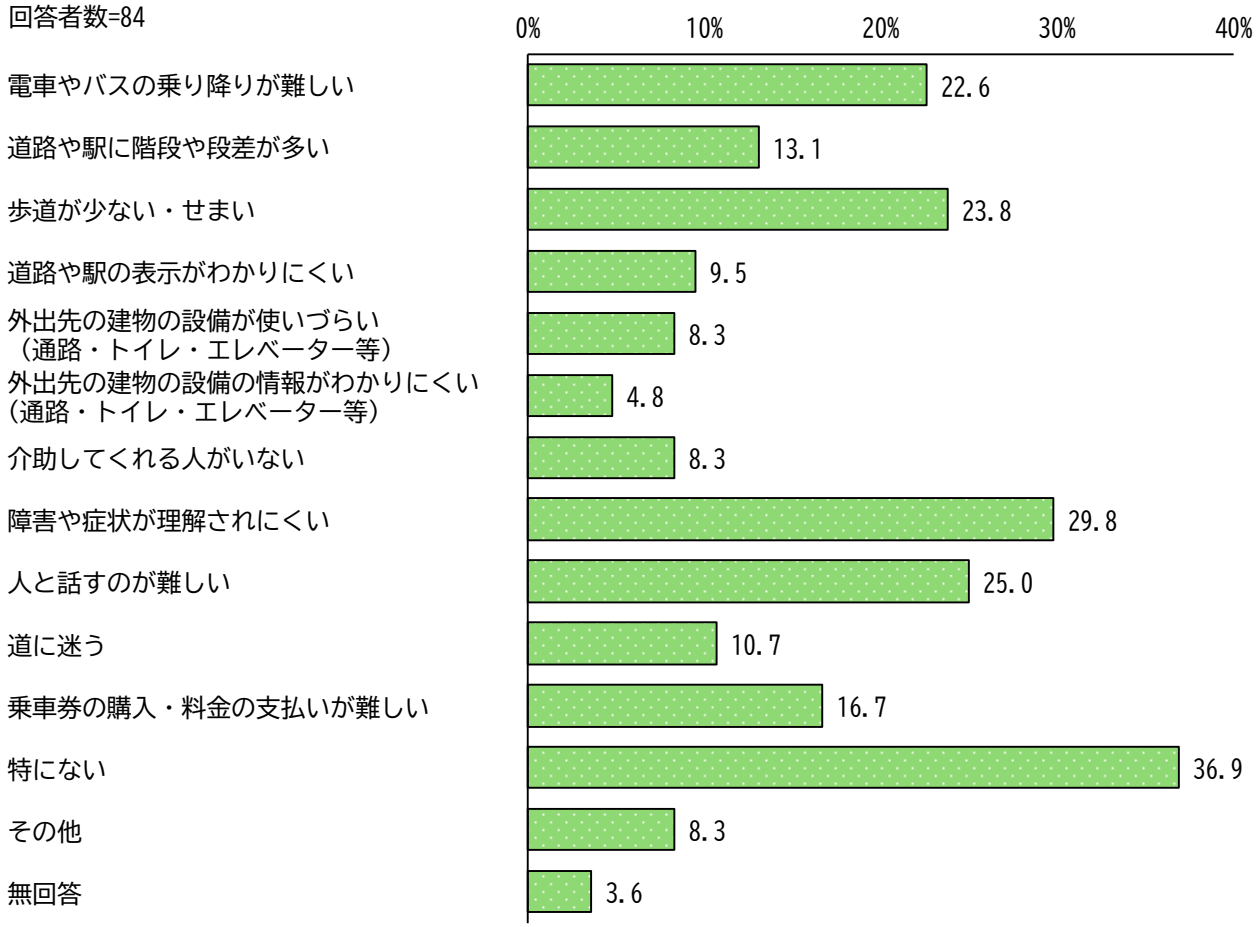

（２）－２ 健康・医療について

①健康管理や医療について困っていること

【障害者】

「特に困ったことはない」の割合が 36.3％と最も多く、次いで「通院に時間がかかる」の割合が 27.7％、「介護者や家族が体調不良になった場合に、医療機関に行けなくなる」の割合が 18.7％となっています。

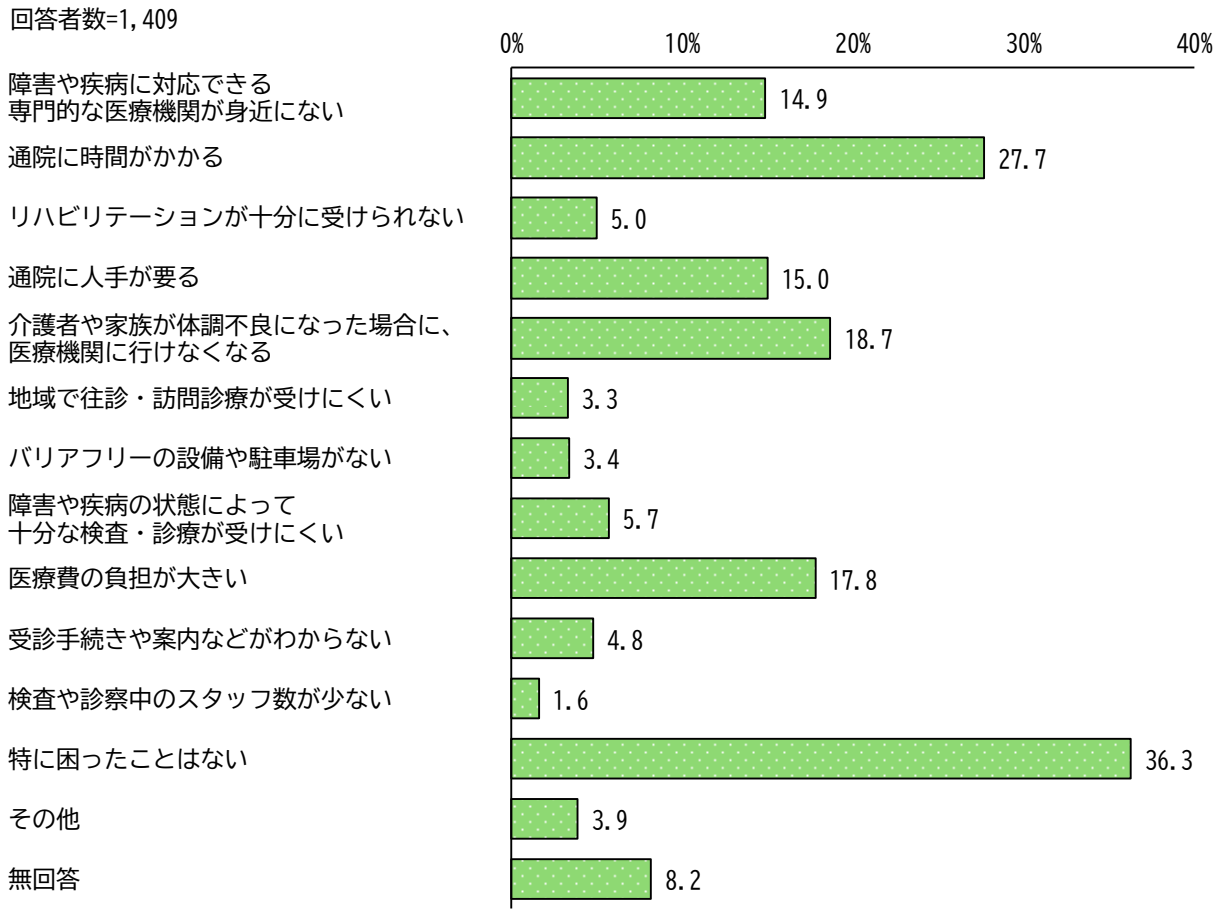

【障害児】

「介護者や家族が体調不良になった場合に、医療機関に行けなくなる」の割合が44.0%と最も多く、次いで「通院に時間がかかる」の割合が39.3%、「特に困ったことはない」の割合が36.9%となっています。

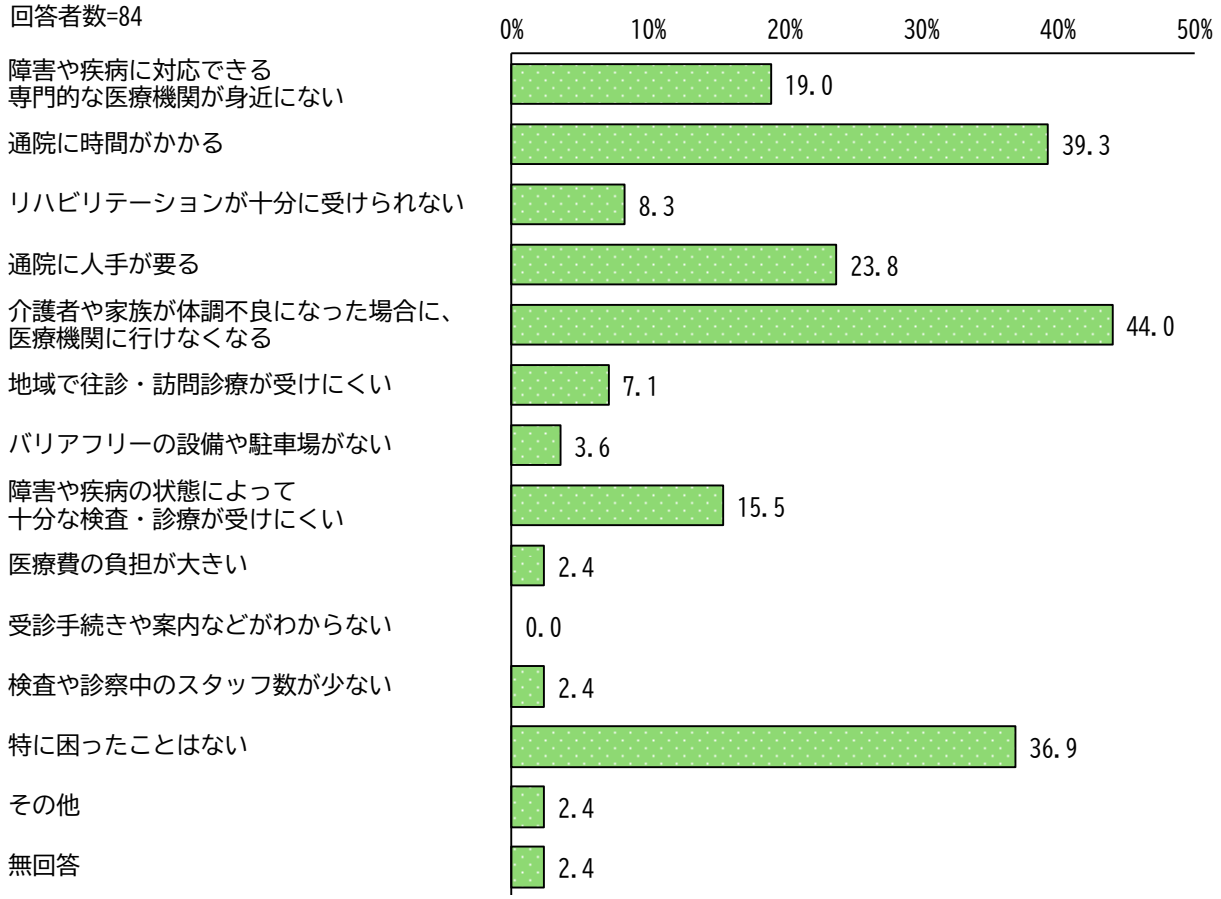

②医療的ケア児に必要な支援

【障害児】

「医療的ケア児の家族への支援」の割合が 36.9%と最も多く、次いで「医療的ケア児の保育園での受入」の割合が 31.0%、「医療的ケア児の学校での受入」の割合が 29.8%となっています。

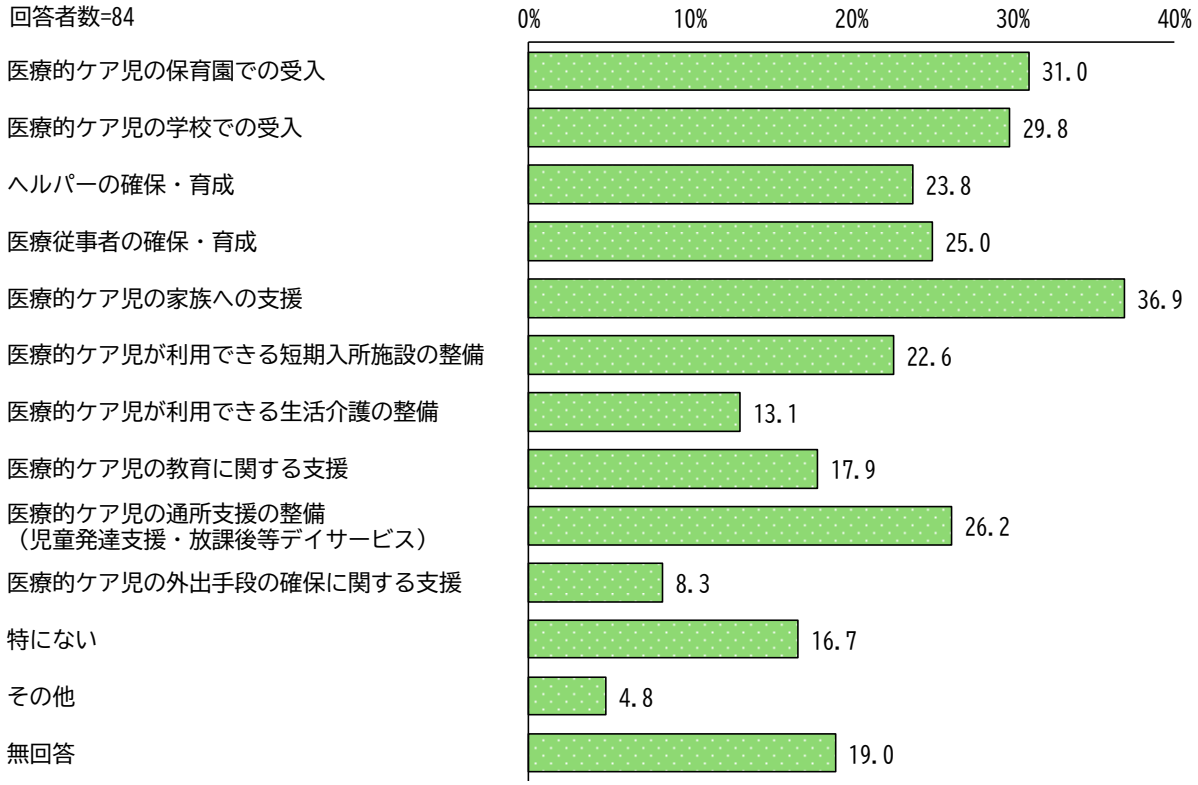

（２）－３ 就労について

①現在の就労状況

【障害者】

「今後も働く予定はない」の割合が 28.5%と最も多く、次いで「今後も現在の仕事を続けたい」の割合が 28.3%、「働けない状況にある」の割合が 21.5%となっています。

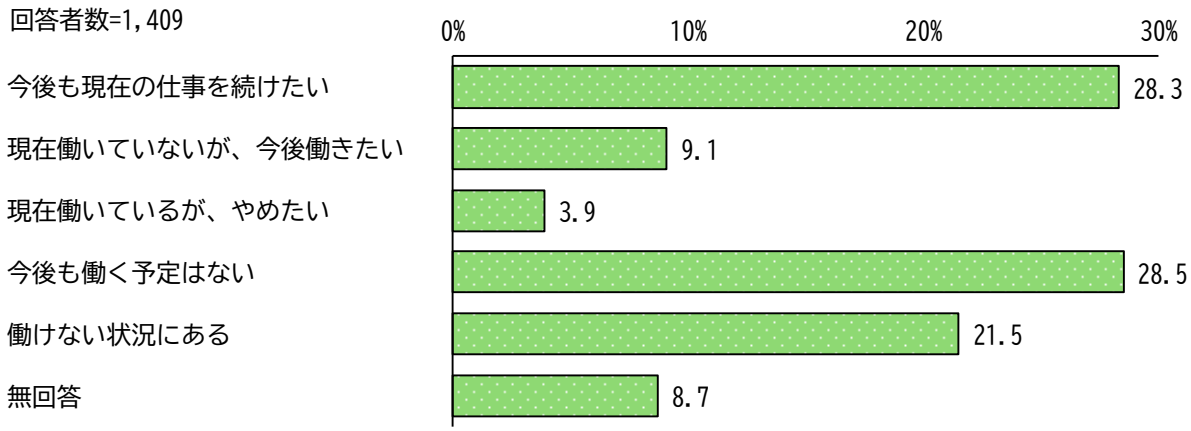

＜障害種別＞

現在の就労状況については、身体障害者は「今後も働く予定はない」（36.7%）、知的障害者、難病患者で「今後も現在の仕事を続けたい」（順に 59.5%、38.1%）、精神障害者で「働けない状況にある」（32.1%）が最も多くなっています。

単位：%

区分	回答者数（人）	今後も現在の仕事を続けたい	現在働いていないが、今後働きたい	現在働いているが、やめたい	今後も働く予定はない	働けない状況にある	無回答
全体	1,409	28.3	9.1	3.9	28.5	21.5	8.7
身体障害者	752	20.1	7.7	3.2	36.7	22.2	10.1
知的障害者	131	59.5	6.9	5.3	11.5	11.5	5.3
精神障害者	299	31.1	17.1	5.4	11.7	32.1	2.7
難病患者	273	38.1	5.5	5.1	27.8	16.8	6.6

※全体回答者数は重複して手帳等を所持されている方もいるので、合計数と一致しません。

②就労継続のために必要な支援

【障害者】

「企業の障害（疾病）理解の促進」の割合が 46.4%と最も多く、次いで「専門機関による定期的な面談や必要時の相談体制」の割合が 32.1%、「通勤のための支援」の割合が 19.1%となっています。

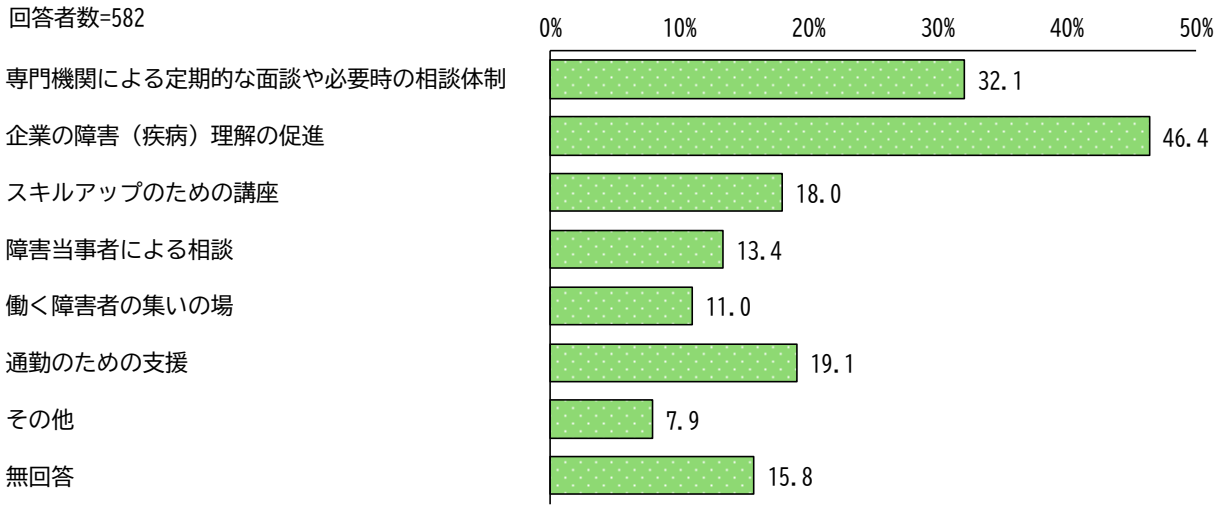

③現在の働き方

【障害者】

「パート・アルバイト・派遣社員・契約社員など」の割合が 36.3%と最も多く、次いで「正社員・正職員」の割合が 27.8%、「就労移行支援・就労継続支援など就労系障害福祉サービスの利用」の割合が 10.4%となっています。

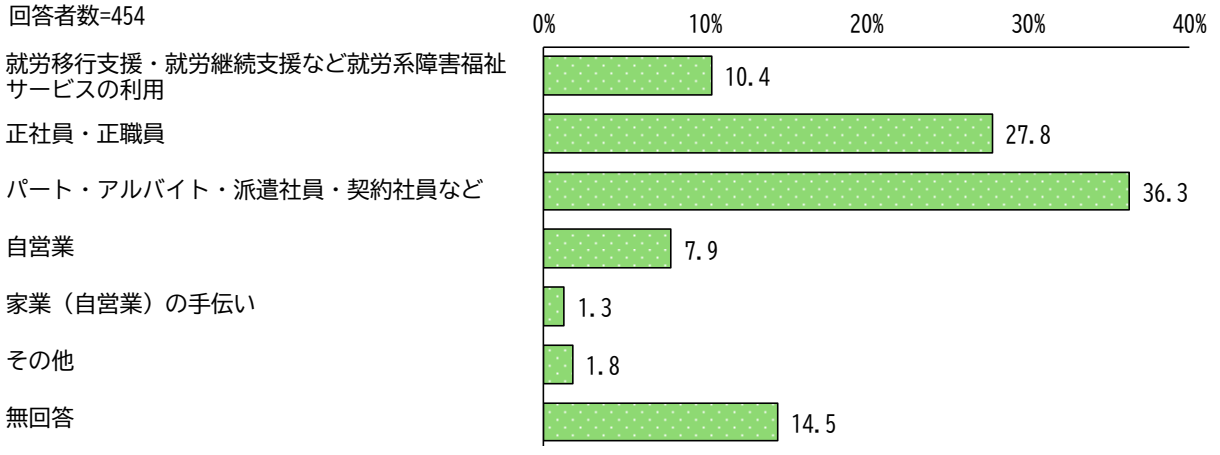

（２）－４ 日頃の活動について

①今後やってみたいこと

【障害者】

「趣味・娯楽」、「旅行」の割合がともに 33.6％と最も多く、次いで「特にない」の割合が 29.2％、「友人とのつきあい」の割合が 14.3％となっています。

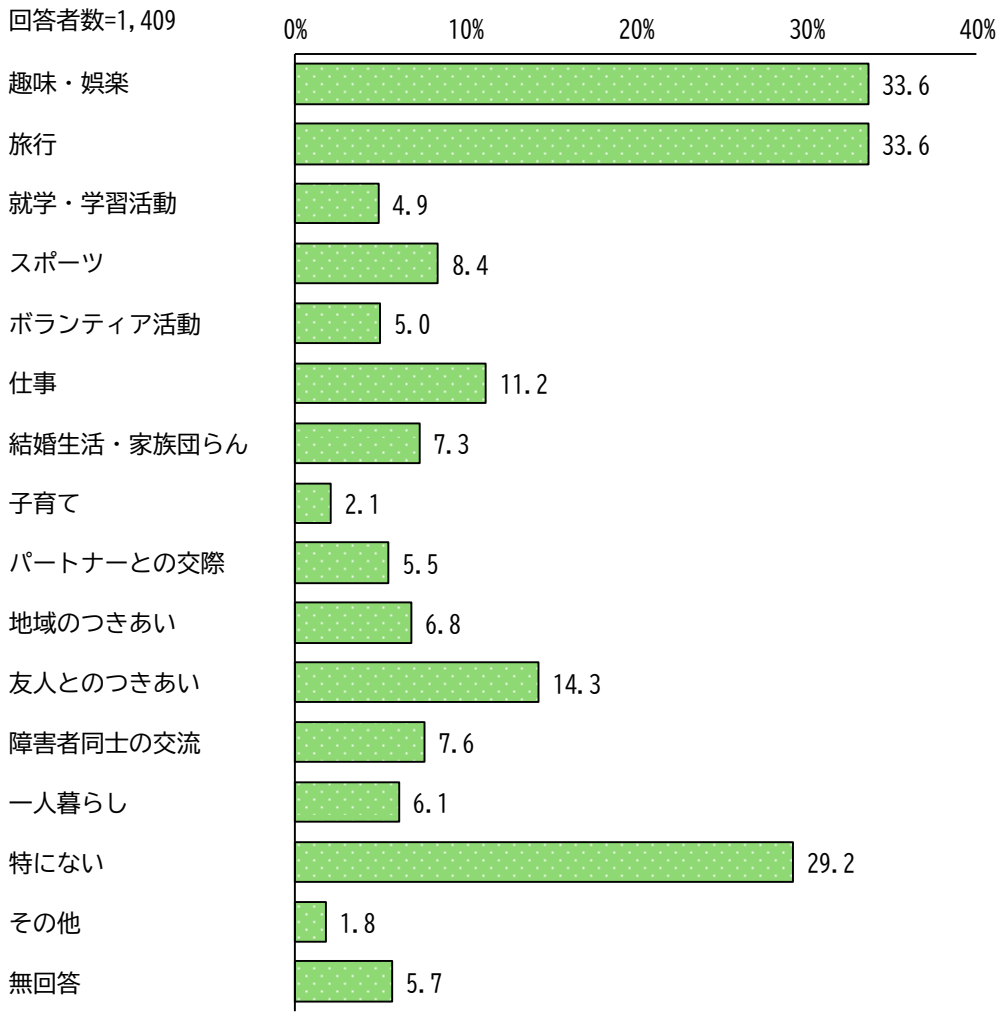

【障害児】

「趣味・娯楽」の割合が 52.4%と最も多く、次いで「旅行」の割合が 48.8%、「学校・学習活動」の割合が 36.9%となっています。

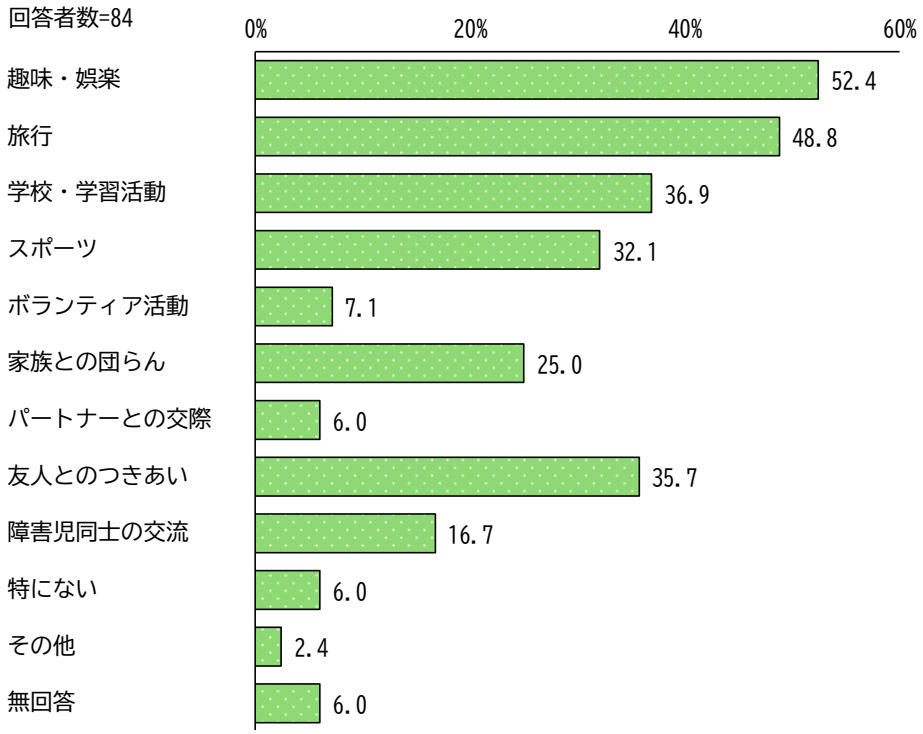

②通園、通学する上で困ること

【障害児】

「特に困っていない」の割合が 38.1%と最も多く、次いで「登下校（園）」の割合が 21.4%、「選択できる園や学校が少ない」、「学校以外の相談先が少ない」の割合がともに 16.7%となっています。

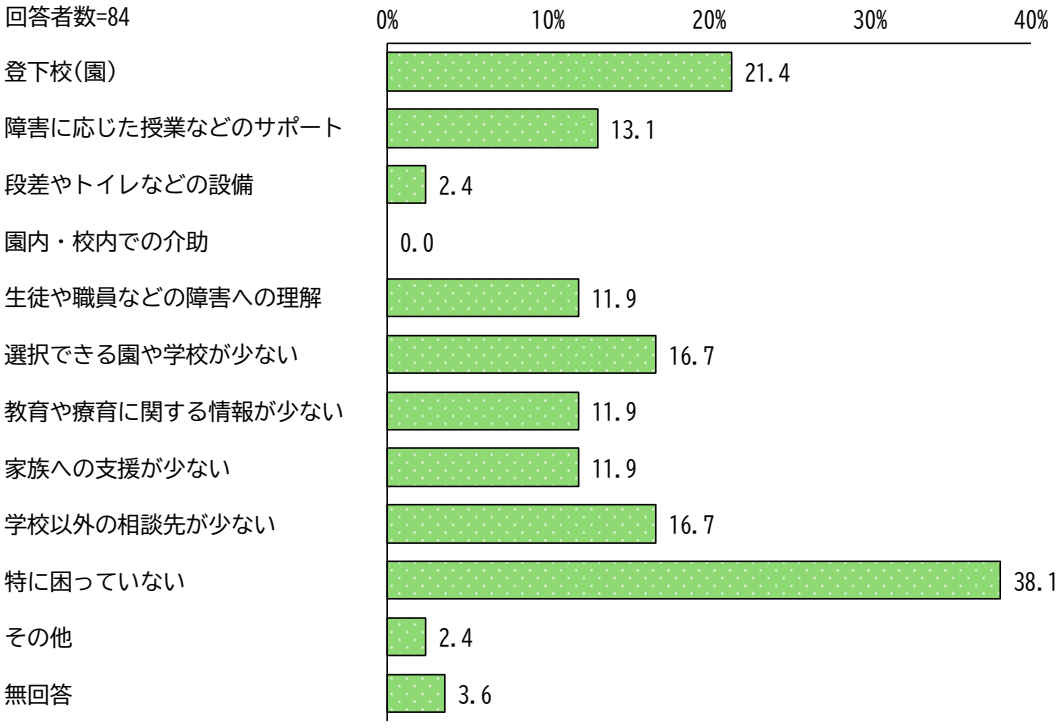

（２）－５ 福祉サービスについて

①福祉サービスの今後の利用意向

【障害者】

「自宅で在宅サービスを継続利用したい」の割合が 37.7%と最も多く、次いで「家族との同居ができなくなったら、グループホームや施設に入所したい」の割合が 24.6%、「サービス量を増やしたい」の割合が 18.7%となっています。

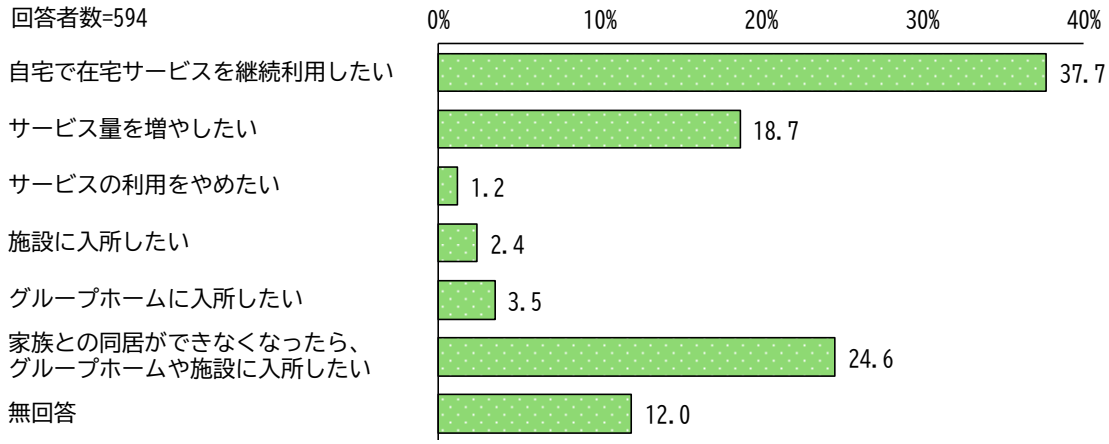

【障害児】

「家族との同居ができなくなったら、グループホームや施設に入所したい」の割合が 31.7%と最も多く、次いで「サービス量を増やしたい」の割合が 25.0%、「特に必要としない」の割合が 21.7%となっています。

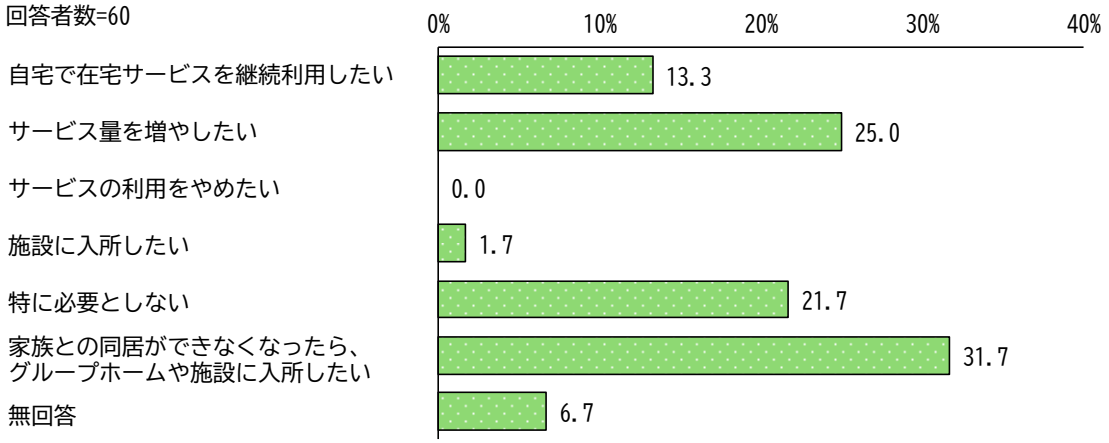

②障害児が早期に支援を受けるために必要なこと

【障害児】

「専門家による相談体制の充実」の割合が65.5%と最も多く、次いで「児童発達支援センターの充実」の割合が56.0%、「関連するサービスについての情報提供の充実」の割合が42.9%となっています。

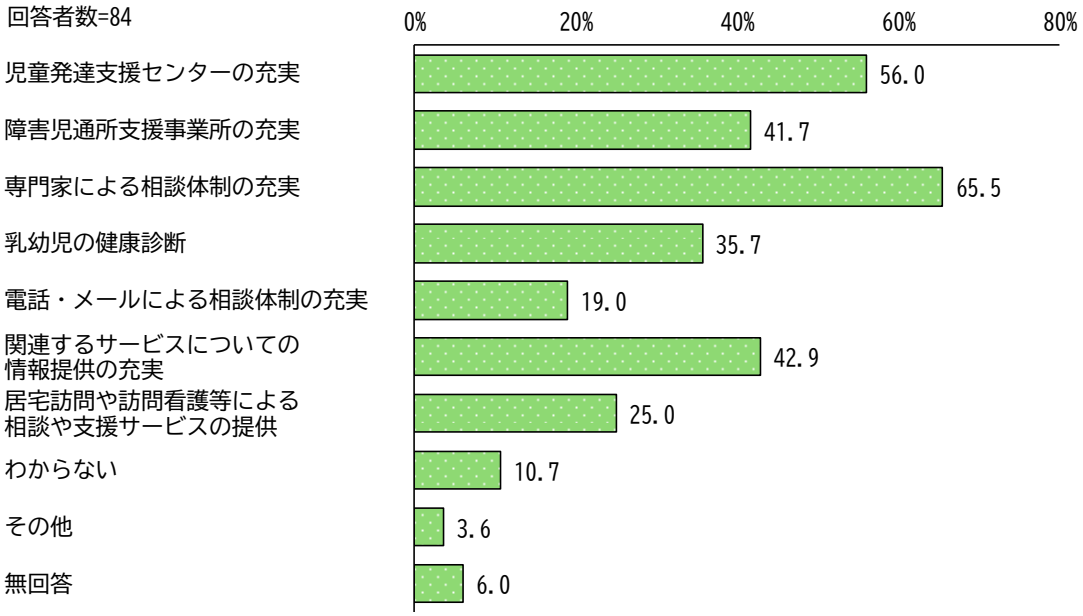

③「地域福祉権利擁護事業」や「成年後見制度」の認知度

【障害者】

■地域福祉権利擁護事業

「名称も内容も知らない」の割合が 55.7%と最も多く、次いで「名称は聞いたことがあるが、内容はよく知らない」の割合が 20.4%、「名称も内容も知っている」の割合が 6.2%となっています。

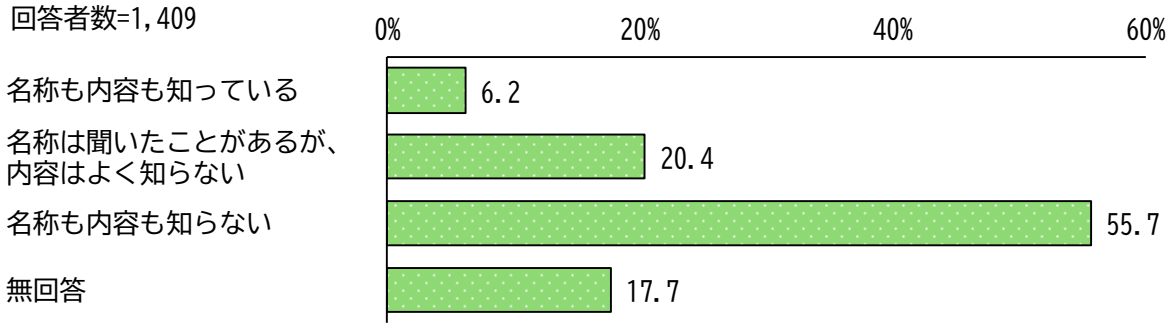

■成年後見制度

「名称は聞いたことがあるが、内容はよく知らない」の割合が 34.1%と最も多く、次いで「名称も内容も知らない」の割合が 25.5%、「名称も内容も知っている」の割合が 23.4%となっています。

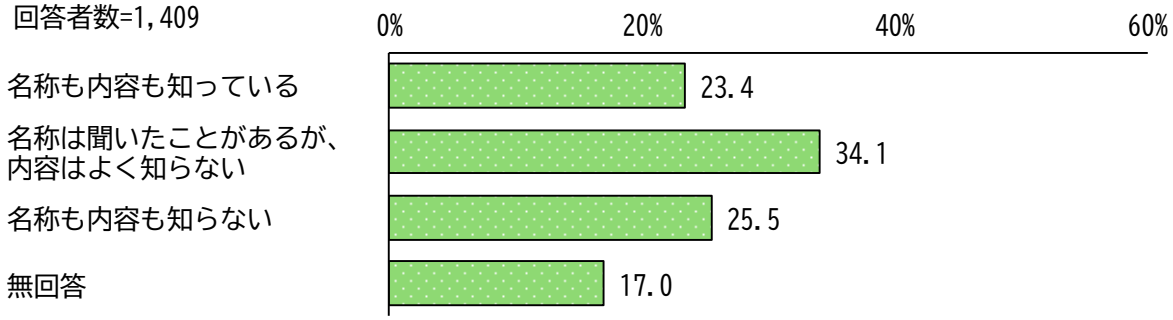

【障害児】

■地域福祉権利擁護事業

「名称も内容も知らない」の割合が60.7%と最も多く、次いで「名称は聞いたことがあるが、内容はよく知らない」の割合が15.5%、「名称も内容も知っている」の割合が11.9%となっています。

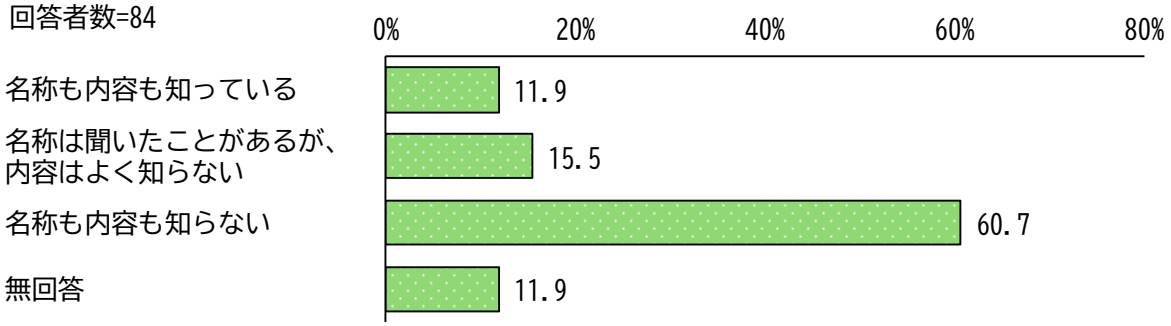

■成年後見制度

「名称も内容も知っている」の割合が32.1%と最も多く、次いで「名称も内容も知らない」の割合が29.8%、「名称は聞いたことがあるが、内容はよく知らない」の割合が26.2%となっています。

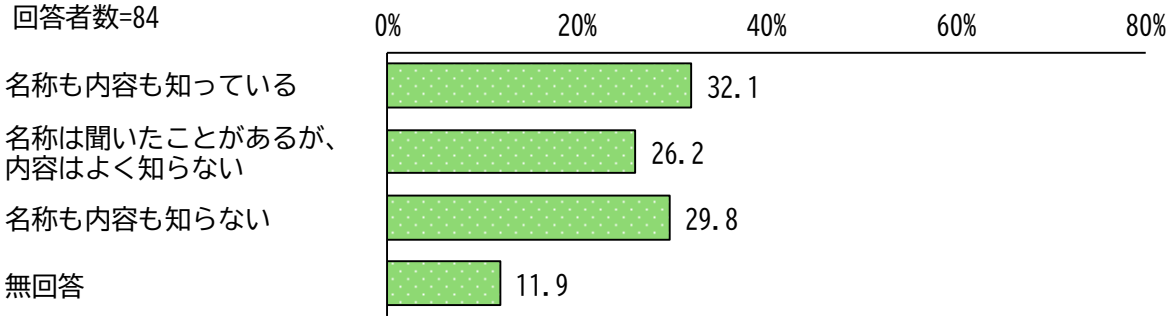

④市の行事、福祉、保健の情報の入手先

【障害者】

「市の広報・ホームページ・情報メール」の割合が47.8%と最も多く、次いで「市役所」の割合が30.0%、「家族・親族」の割合が22.2%となっています。

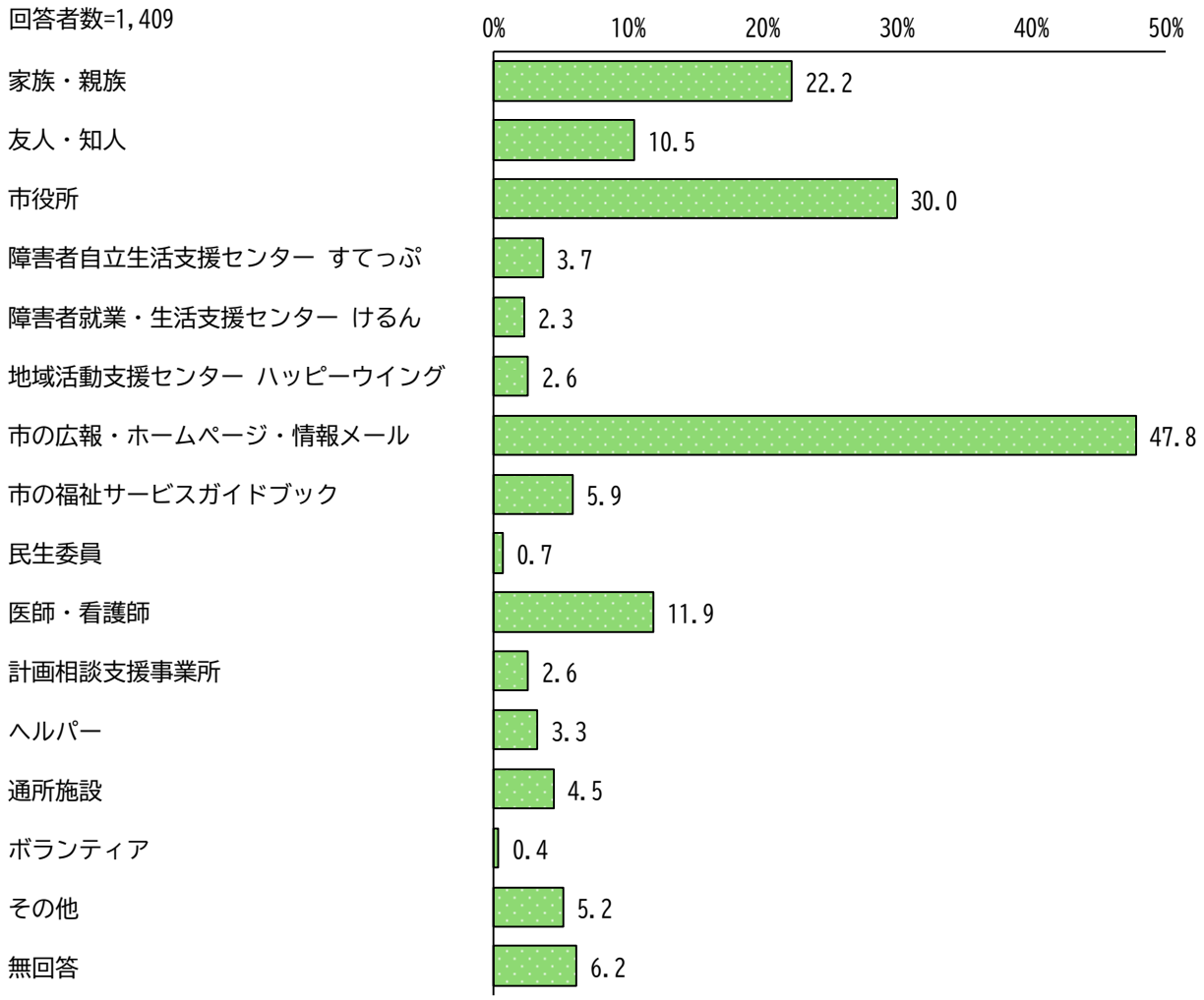

【障害児】

「市の広報・ホームページ・情報メール」の割合が 46.4％と最も多く、次いで「市役所」の割合が 41.7％、「友人・知人」の割合が 17.9％となっています。

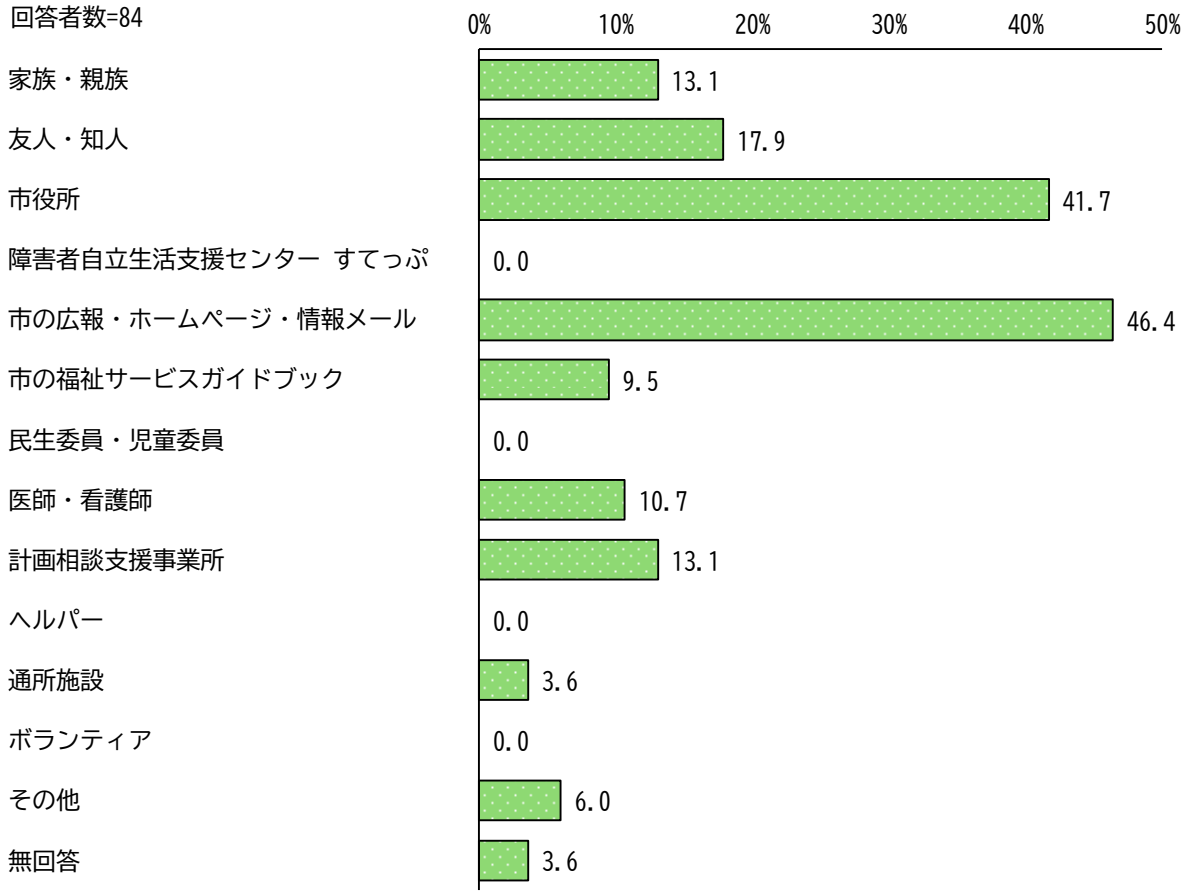

⑤今後、市に期待すること

【障害者】

「障害福祉サービスの充実」の割合が25.0%と最も多く、次いで「障害者に配慮したまちづくり」の割合が19.5%、「特にない」の割合が18.6%となっています。

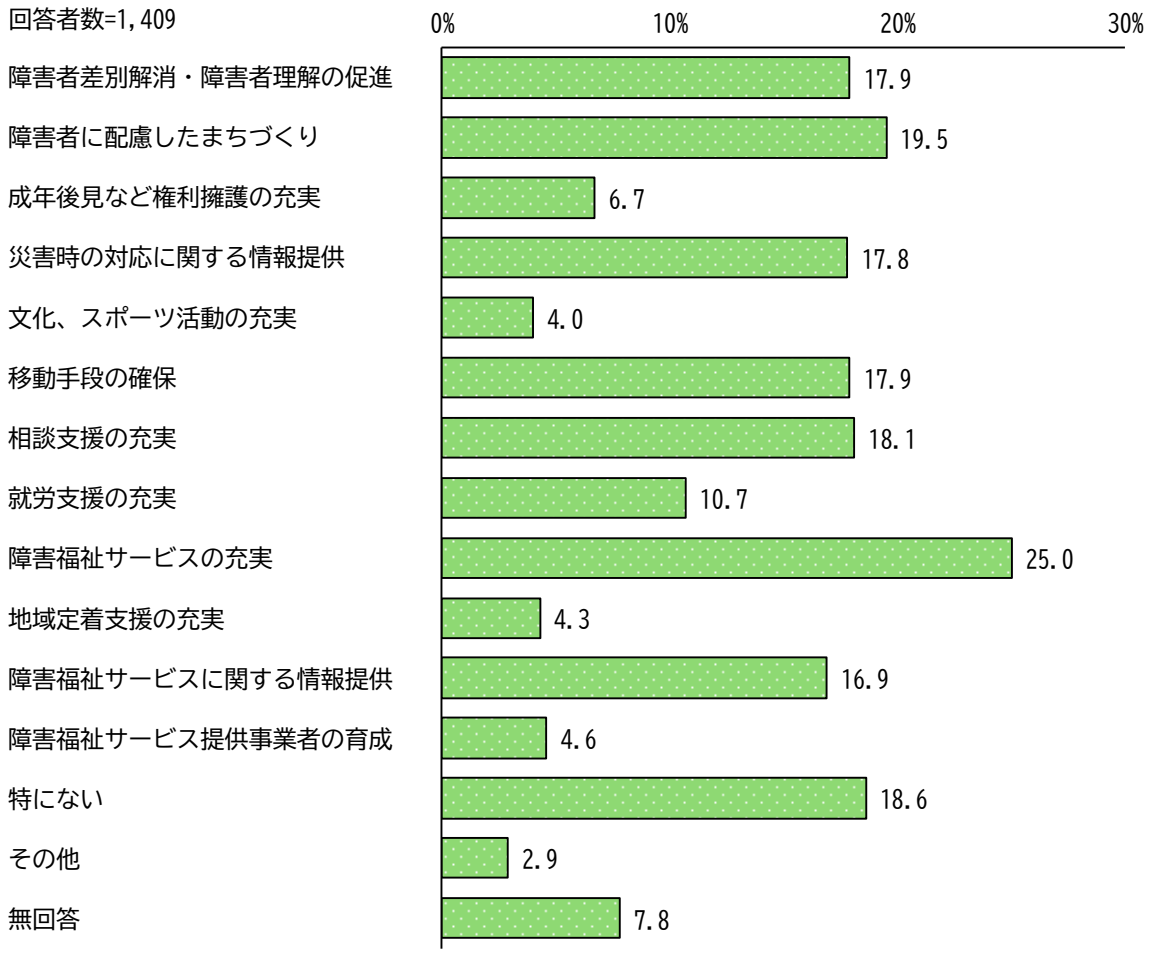

＜障害種別＞

今後、市に期待することについては、身体障害者、知的障害者、難病患者は「障害福祉サービスの充実」（順に 24.1%、32.1%、24.2%）、精神障害者は「障害者差別解消・障害者理解の促進」（30.8%）が最も多くなっています。

単位：%

区分	回答者数（人）	障害者差別解消・障害者理解の促進	障害者に配慮したまちづくり	成年後見など権利擁護の充実	災害時の対応に関する情報提供	文化、スポーツ活動の充実	移動手段の確保	相談支援の充実
全体	1,409	17.9	19.5	6.7	17.8	4.0	17.9	18.1
身体障害者	752	14.6	21.8	4.8	19.8	3.5	20.7	13.8
知的障害者	131	29.0	26.0	16.0	13.7	3.8	9.2	18.3
精神障害者	299	30.8	19.7	9.4	14.0	5.0	15.1	29.8
難病患者	273	11.7	17.6	4.8	19.0	3.7	17.2	19.4

区分	就労支援の充実	障害福祉サービスの充実	地域定着支援の充実	障害福祉サービスに関する情報提供	障害福祉サービス提供事業者の育成	特にない	その他	無回答
全体	10.7	25.0	4.3	16.9	4.6	18.6	2.9	7.8
身体障害者	7.3	24.1	4.3	18.9	3.9	19.9	2.4	8.4
知的障害者	10.7	32.1	2.3	14.5	9.9	19.8	1.5	5.3
精神障害者	22.7	30.4	3.0	17.1	5.0	8.7	4.3	5.7
難病患者	9.2	24.2	8.1	14.7	2.9	23.4	2.6	6.6

【障害児】

「就労支援の充実」の割合が 36.9%と最も多く、次いで「障害福祉サービスの充実」の割合が 25.0%、「相談支援の充実」の割合が 21.4%となっています。

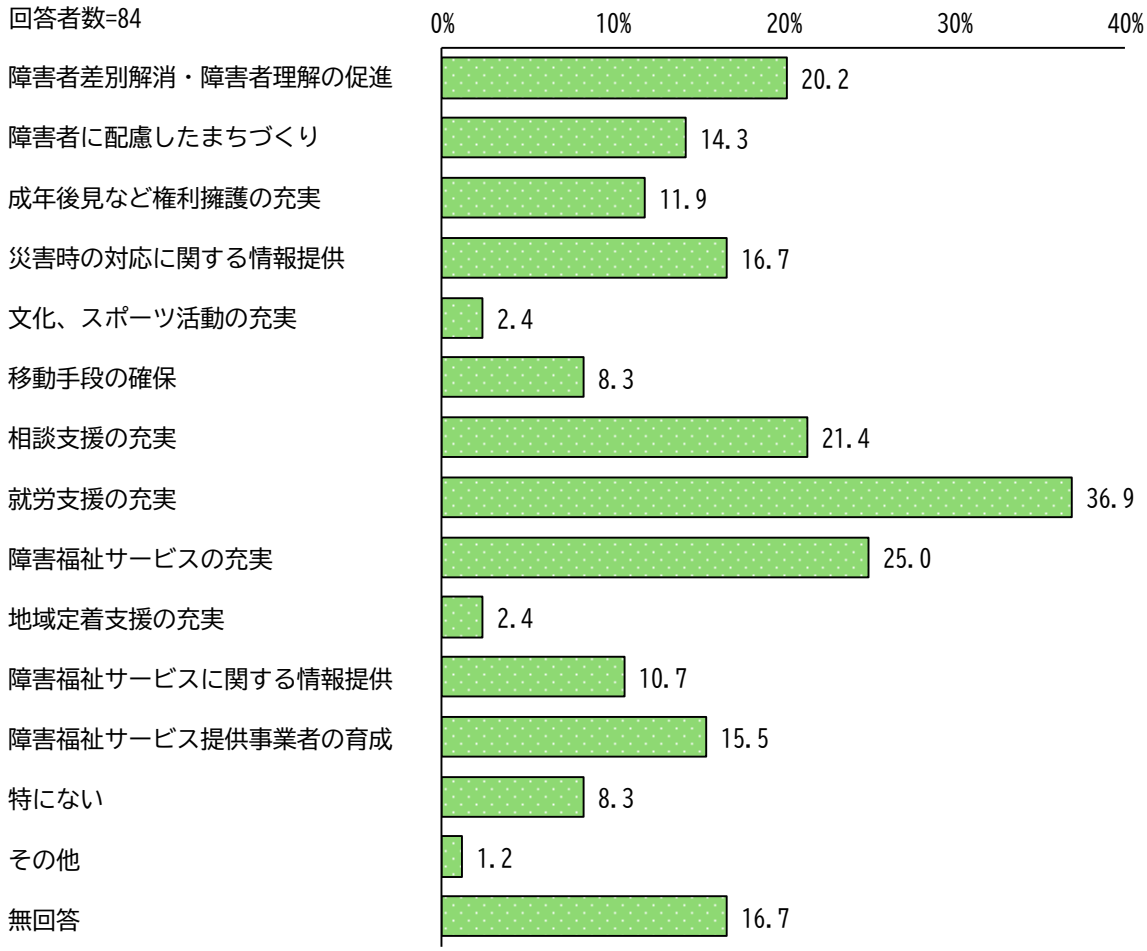

（２）－６ 災害時の対応について

・災害発生時に困ること

【障害者】

「普段の自分の生活が変わってしまうこと」の割合が 36.9%と最も多く、次いで「特にない」の割合が 28.3%、「上記以外の理由で治療や投薬を受ける必要があること」の割合が 20.3%となっています。

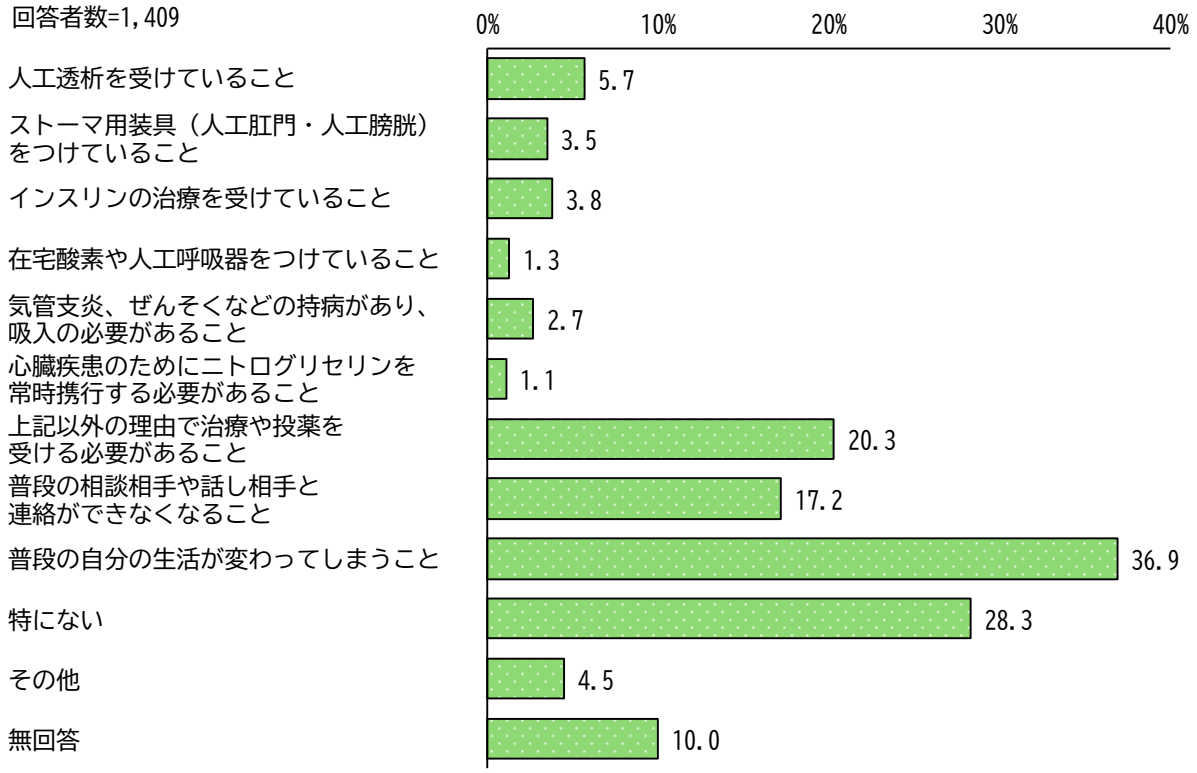

【障害児】

「普段の自分の生活が変わってしまうこと」の割合が 46.4%と最も多く、次いで「特にない」の割合が 35.7%、「上記以外の理由で治療や投薬を受ける必要があること」の割合が 20.2%となっています。

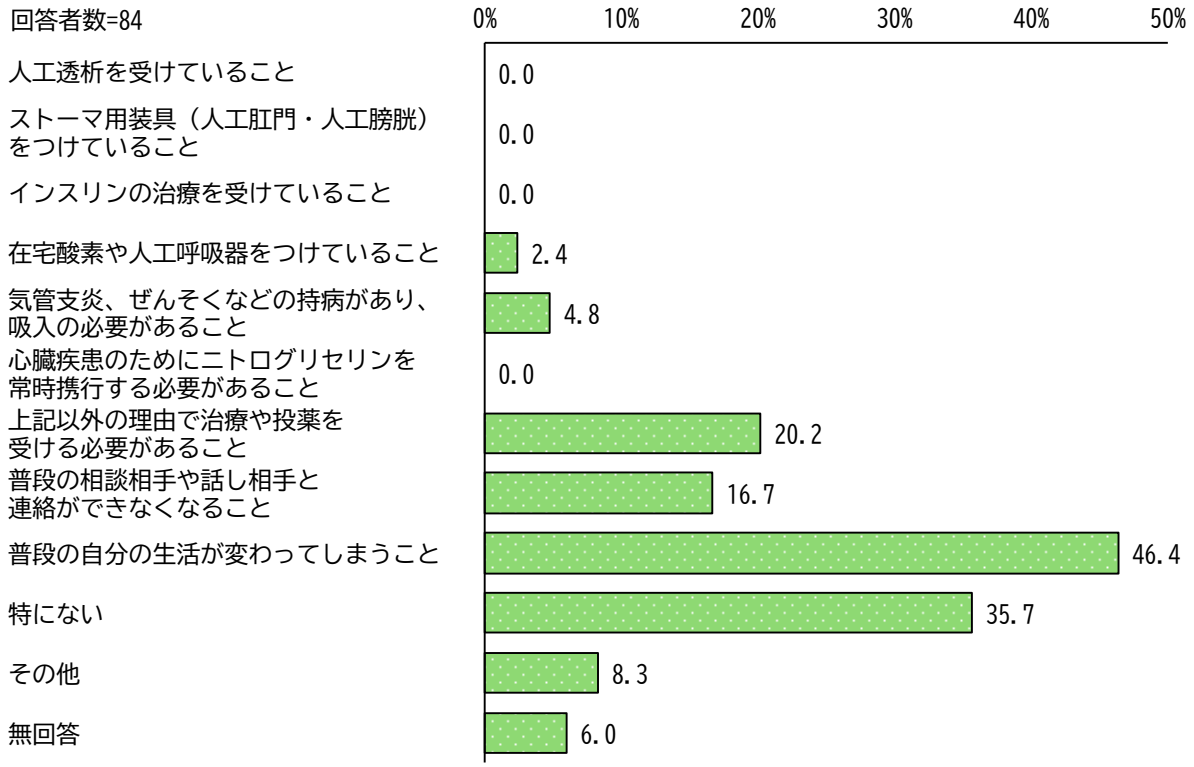

（２）－７ 発達障害について

①障害を受け入れる過程での困難

【障害児】

「症状への対応」の割合が 64.3%と最も多く、次いで「発達障害についての知識がなかった」の割合が 57.1%、「他の子と比較してしまう」の割合が 52.4%となっています。

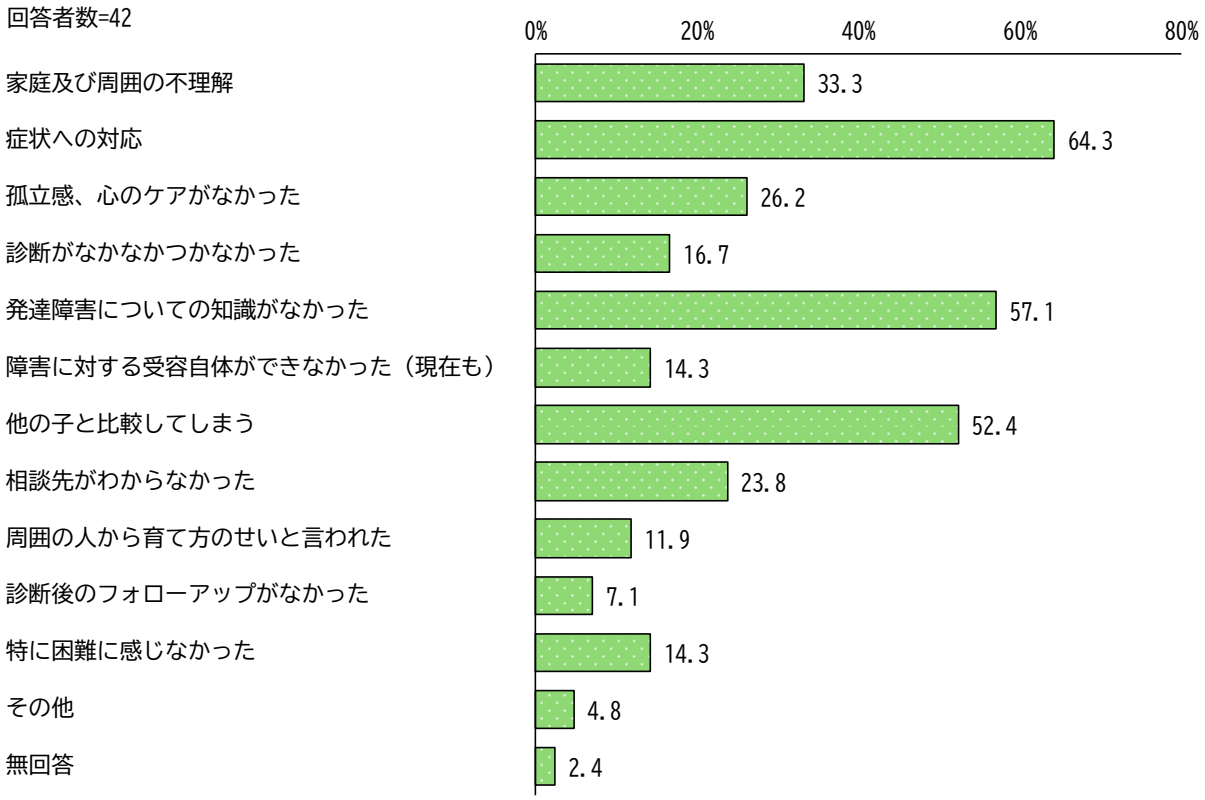

②発達障害を受け入れるまでに必要な支援

【障害児】

「診断後の具体的な指導やフォローアップ」の割合が 64.3%と最も多く、次いで「早期療育」の割合が 61.9%、「早期診断」の割合が 59.5%となっています。

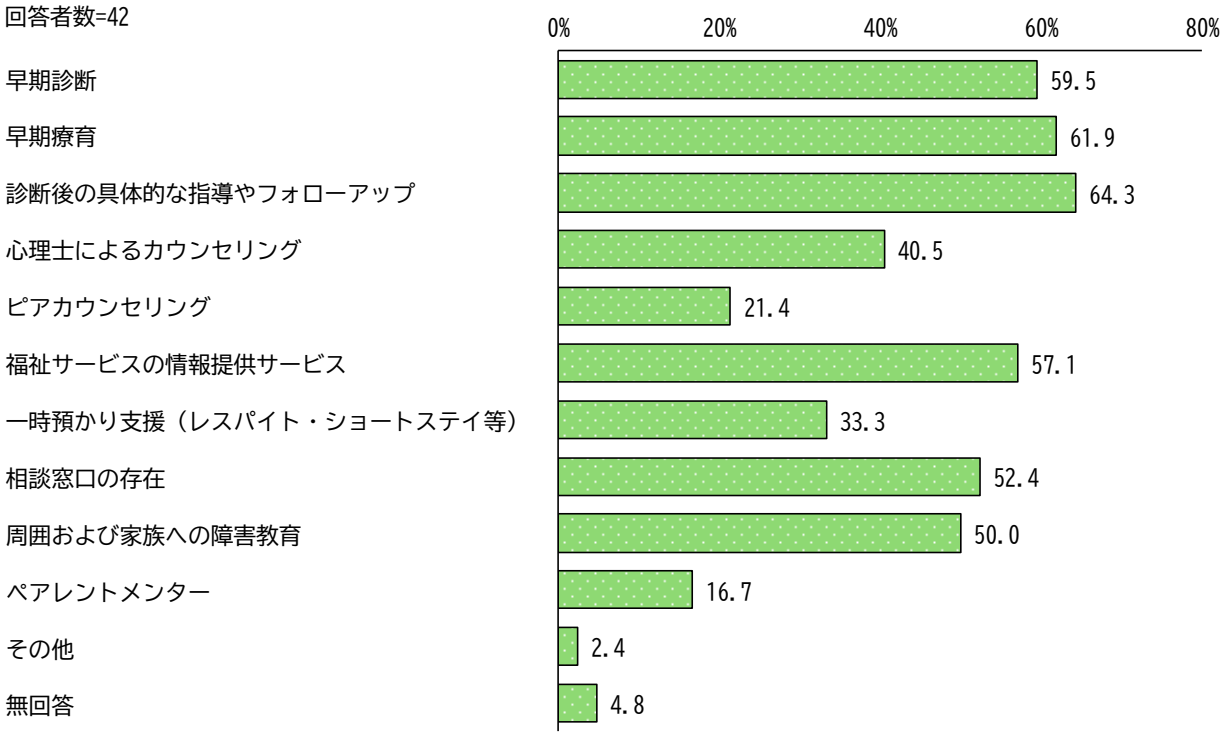

（３）事業所調査結果

（３）－１ 運営状況について

・運営上の課題

「職員の確保」の割合が 54.3％と最も多く、次いで「報酬単価が低い」の割合が 37.1％、「専門職の確保」の割合が 28.6％となっています。

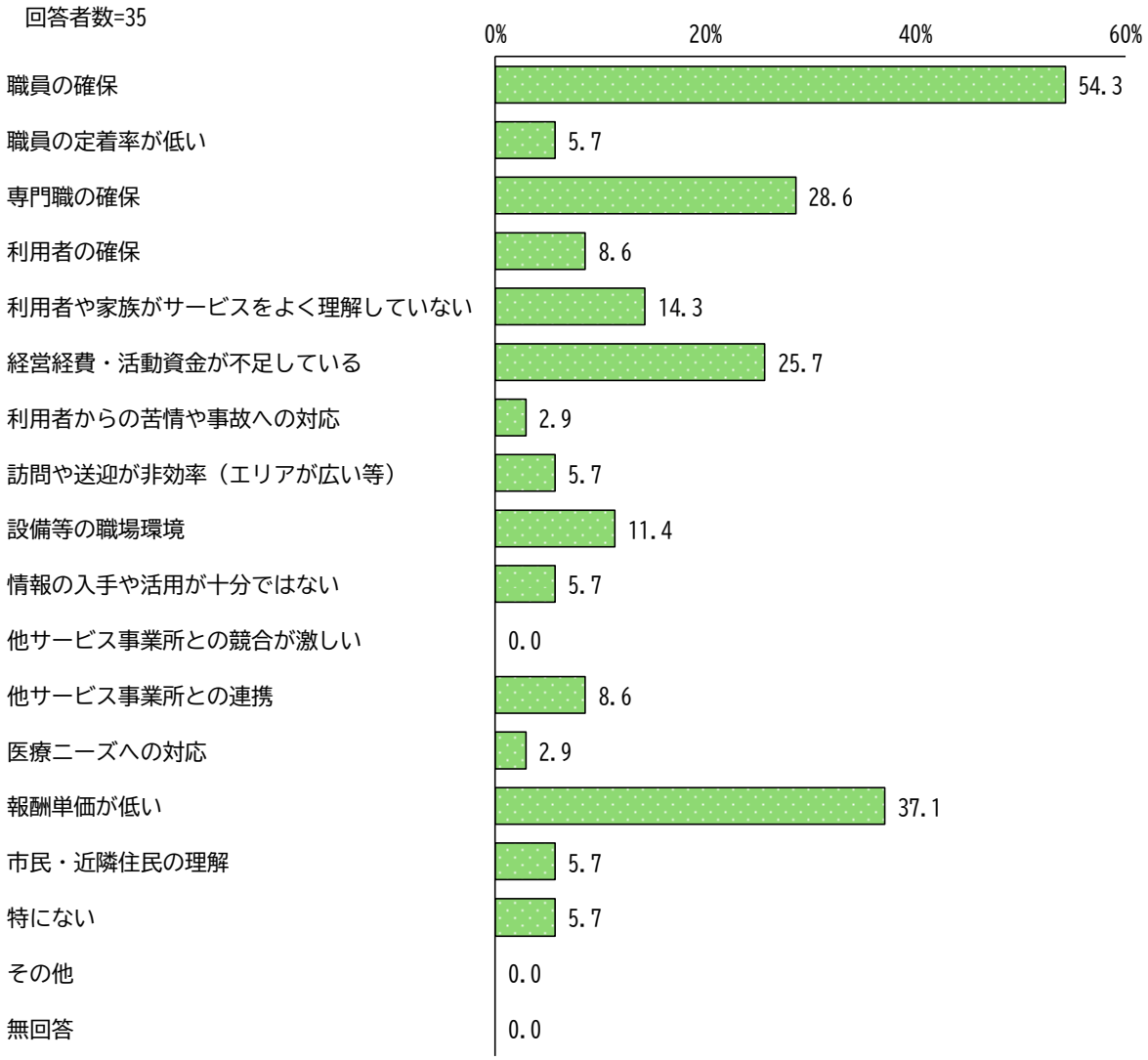

・人手不足と感じる理由

「人材の確保が難しい」の割合が 88.0%と最も多く、次いで「その他」の割合が 16.0%、「離職率が高い（定着率が低い）」の割合が 4.0%となっています。

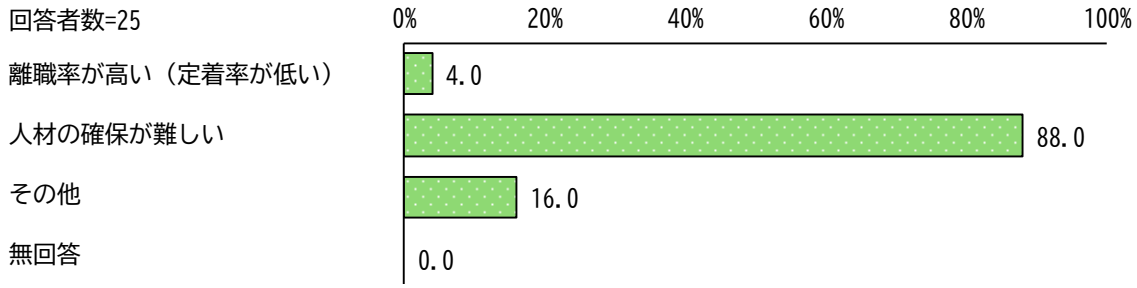

（3）－2 サービスについて

・サービスを提供できなかった理由

「新規利用者を受け入れる余裕がなかった（職員体制など）」の割合が 39.1%と最も多く、次いで「希望される時間帯に利用が集中し、定員に余裕がなかった」の割合が 34.8%、「事業所では対応できない困難なケースだった」の割合が 21.7%となっています。

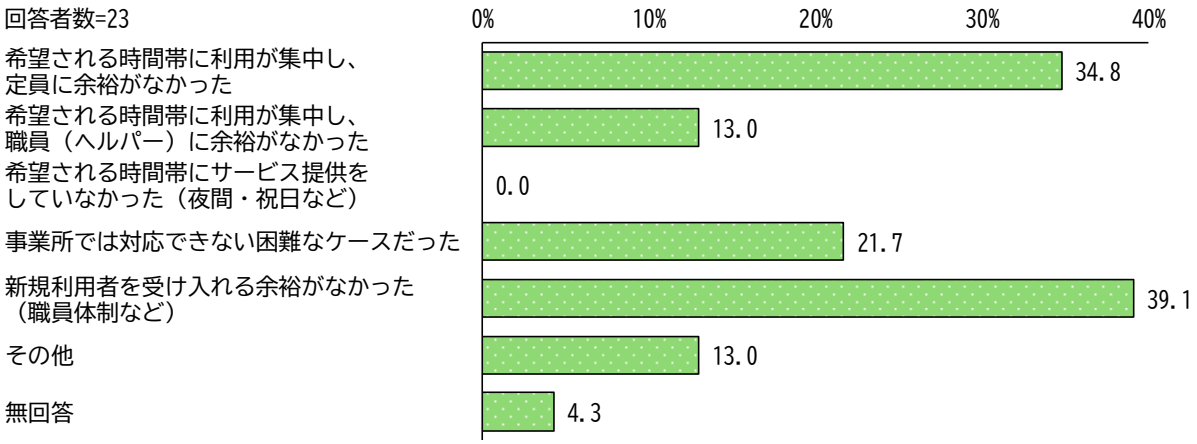

・強度行動障害のある利用者への支援で困難に感じていること

「行動の予測が難しいこと（突発的な激しい行動など）」の割合が 60.0%と最も多く、次いで「職員の精神的・身体的負担が大きいこと」の割合が 46.7%、「利用者の感覚過敏や不快感への対応が難しいこと」の割合が 40.0%となっています。

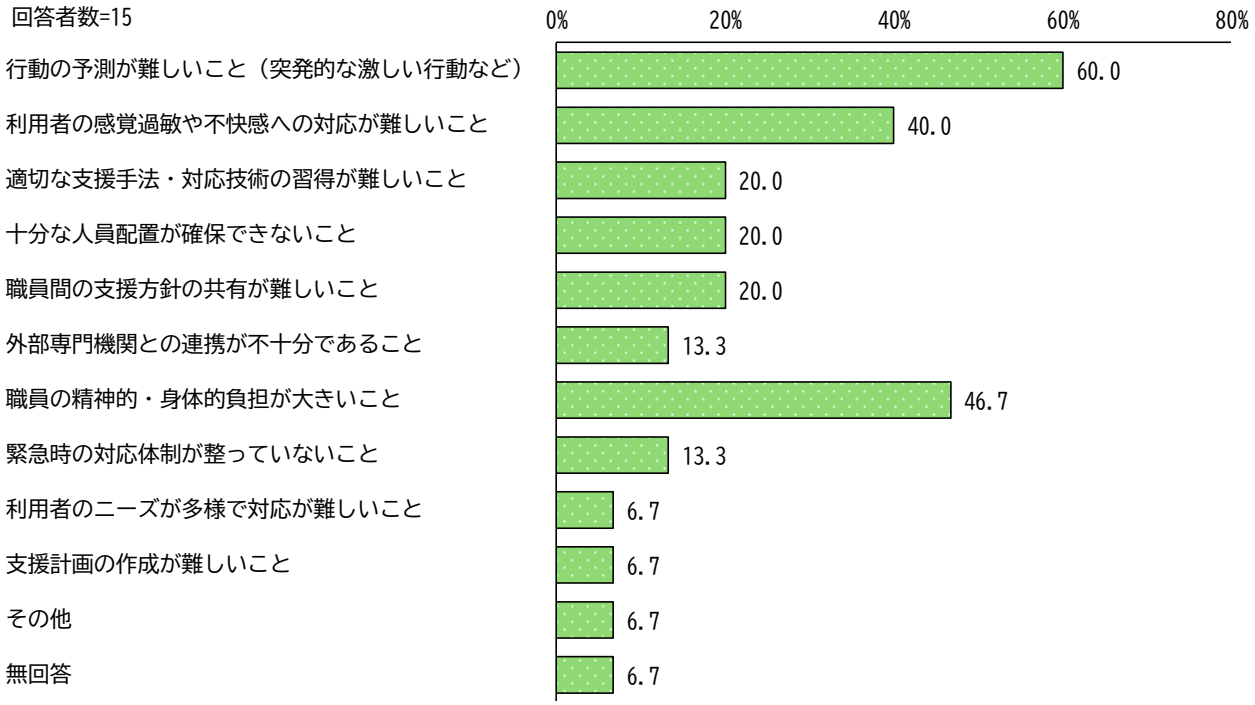

（３）－３ 地域生活支援への取組について

・障害者（児）が地域で安心して暮らすために必要なこと

「強度行動障害のある方に対応できる職員の確保」の割合が 48.6%と最も多く、次いで「緊急時に 24 時間 365 日相談できる体制の整備」の割合が 42.9%、「緊急時対応体制（受入施設の空床確保等）の整備」「医療的ケアに対応できる事業所の確保」「地域の障害者理解を促進するための活動」の割合がいずれも 37.1%となっています。

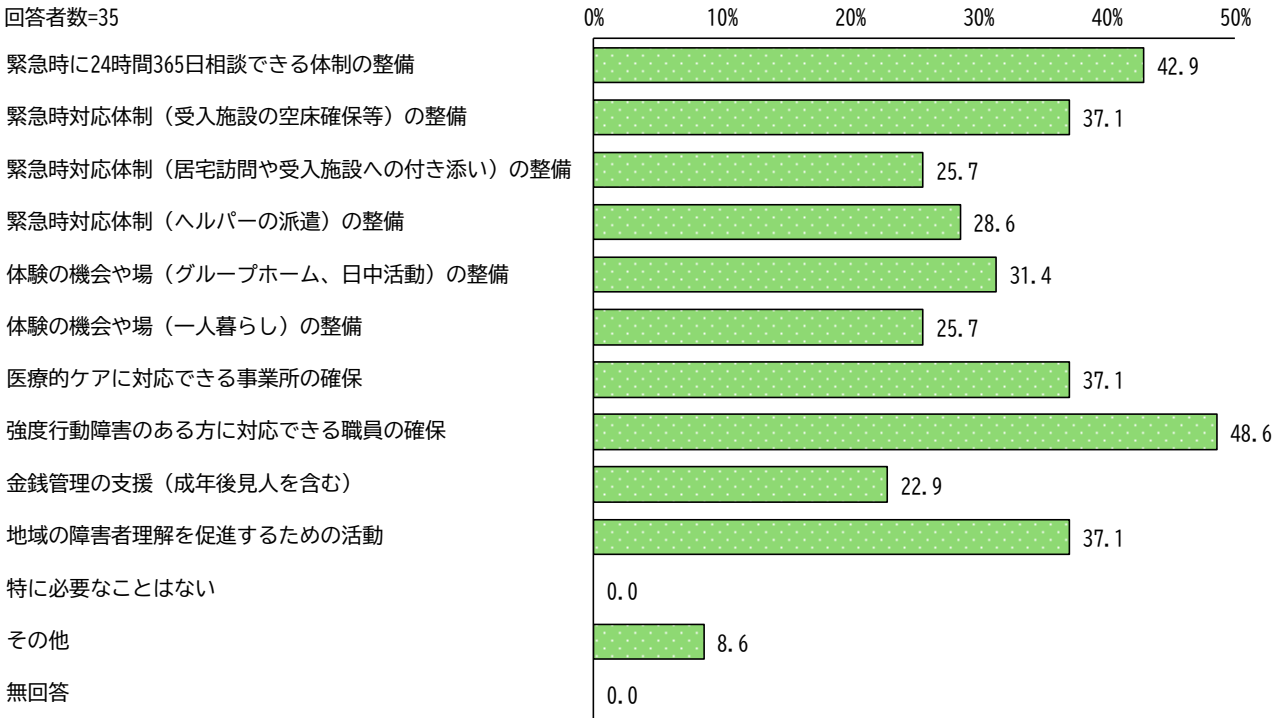

４　障害のある人を取り巻く現状と課題

（１）障害のある人が元気に安心して暮らせるまちづくり

①相談体制・情報提供の充実について

○障害のある人や家族が、身近な地域で必要な相談や支援を受けられるよう、相談支援体制を充実させる必要がある。障害者生活実態調査でも、相談内容を伝えにくいことや相談先が分からないことが困りごととして挙げられており、障害特性に配慮した情報提供や相談窓口の周知に努める必要がある。

○本人の意思や希望を尊重した支援を進めるため、基幹相談支援センターを中心に、障害福祉、保健・医療、こども・教育、就労及び高齢分野の関係機関が連携し、継続的な支援につなげることが必要。

②権利擁護体制の確立について

○障害のある人が、地域で自らの意思に基づき安心して暮らし続けられるよう、意思決定支援を踏まえた相談支援や、成年後見制度、日常生活自立支援事業等の権利擁護の取組を充実することが必要。障害者生活実態調査でも、成年後見制度や地域福祉権利擁護事業について、制度の内容を十分に知らない人が多くみられることから、制度の周知と利用につながる支援が求められる。

③障害福祉サービスの充実について

○障害のある人の高齢化・重度化、障害特性や家族構成の多様化を踏まえ、一人ひとりの生活状況や希望に応じて、居宅介護、生活介護、短期入所、計画相談支援等の必要なサービスを利用できる体制を確保することが求められる。

④意思疎通支援の充実について

○手話通訳者や要約筆記者の確保を図るとともに、コミュニケーション支援ボード、代筆・代読、ICT機器等の多様な手段を活用し、日常生活、行政手続、医療、防災等の様々な場面における情報取得や意思疎通を支援する必要がある。

⑤経済的支援の実施について

○障害のある人やその家族が、地域で安心して生活を続けられるよう、各種手当、年金、公的扶助等の経済的支援制度について、分かりやすい情報提供を行い、適切な利用につなげることが必要。

⑥地域の安全と災害時を想定した対応について

○災害時に障害のある人が適切に避難し、避難生活を継続できるよう、個別避難計画の作成・更新、避難行動要支援者への支援、福祉避難所の確保及び実効性の向上を進めることが必要。障害者生活実態調査でも、災害時に支援がなければ避難が難しい人や、避難時に支援してくれる人がいない人が一定数みられることから、平時からの個別避難計画の作成、地域とのつながりづくり及び避難支援体制の強化が求められている。

（２）子どもの健やかな発育・発達を支援するまちづくり

①障害の早期発見と障害児の療育支援について

○乳幼児健康診査、子育て相談、保育・教育の場等を通じて、発達に関する心配やニーズを早期に把握し、保護者への相談支援を行いながら、適切な支援につなげることが必要。

○医療的ケア児や重症心身障害児とその家族が、地域で安心して生活できるよう、保健、医療、福祉、保育及び教育の関係機関が連携した支援体制を充実することが必要。障害児生活実態調査でも、保育園や学校での受け入れ、通所支援の整備及び家族支援の充実を求める声が多くみられることから、一人ひとりの状況に応じた支援につなげることが求められる。

②切れ目のない障害児サービスの充実について

○子どもの成長に伴うライフステージの節目において、保健、医療、福祉、保育、教育及び就労支援等の関係機関が連携し、障害特性や発達段階、一人ひとりの支援ニーズに応じた切れ目のない支援を行うことが必要。

○家族の就労、きょうだい児を含む家族の生活、保護者の心身の負担等にも配慮し、レスパイトを含む家族支援の充実を図ることが必要。障害児生活実態調査でも、保護者や家族が体調不良となった場合の通院や医療の継続に不安を抱く状況がみられることから、緊急時にも必要な支援につながる体制を整備することが求められる。また、障害児とその家族が必要な障害児通所支援等を安心して利用できるよう、支援体制の充実を図ることが必要。

③特別支援教育・インクルーシブ教育の推進について

○障害の有無にかかわらず、子どもが地域の中でともに学び、育つことができるインクルーシブ教育を推進するため、一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援及び合理的配慮を適切に提供することができる環境整備が必要。障害児生活実態調査でも、障害特性に応じた専門的な教育・指導や多様な学びの場の充実を求める声がみられることから、一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援の充実を図ることが求められる。

○保育所、幼稚園、学校、学童クラブ、放課後等デイサービス等が連携し、子どもの特性への理解を深めるとともに、必要な支援に関する情報を共有することが必要。

（３）地域の理解のもと障害のある人もいきいきと参加しているまちづくり

①障害の理解と合理的配慮の推進について

○市民、地域団体、事業者、学校等が、障害のある人との交流や学びを通じて障害への理解を深めるとともに、障害特性や本人の意向に応じた合理的配慮を進め、日常の中で配慮や支え合いを実践できる地域づくりが必要。障害者生活実態調査でも、学校における福祉教育の充実や、地域の人々との交流機会の充実を求める声がみられることから、障害のある人と地域の人々が相互に理解を深める機会の充実を図ることが求められる。

②社会参加の促進について

○障害のある人が、本人の興味や希望に応じて、文化芸術、スポーツ、学習、地域活動、当事者活動等に参加し、地域とのつながりや生きがいを持てる機会を充実させることが必要。障害者生活実態調査でも、利用しやすい施設や参加しやすい事業の充実を望む回答が多くなっている。

③外出支援施策の推進について

○障害のある人が、日常生活や地域活動、余暇活動に安心して参加できるよう、障害特性や生活状況に応じた移動支援を図るとともに、多様な移動手段を利用しやすい環境を整備することが必要。

④就労の支援・促進について

○障害のある人が、希望や能力、適性に応じて安心して働き続け、地域で自立した生活と社会参加を実現できるよう、就労準備、職場開拓、就労定着及び生活面を含めた一体的な支援を、関係機関が連携して進めることが必要。

○福祉的就労においても、障害のある人が本人の希望や能力、適性に応じて働く場を選択し、働く意欲を生かせるよう、工賃の向上、受注機会の確保及び地域とのつながりを通じた社会参加を進めることが必要。

（４）障害のある人の地域生活の基盤づくり

①日中活動の場の確保について

○障害のある人の高齢化・重度化や多様化する支援ニーズに対応し、強度行動障害のある人など、専門的な支援や医療的ケアを必要とする人を含め、本人の状態に応じて安心して通所し、日中活動に参加できる体制を整えることが必要。

②居住の場の確保について

○障害のある人の高齢化や重度化、単身生活への移行等に対応し、本人の希望や状態に応じた住まいを選択できるよう、グループホーム等の居住の場の確保及び多様な住まいの選択肢の充実を図ることが必要。

○障害のある人が地域で安心して暮らし続けられるよう、居住支援、相談支援及び日常生活を支える障害福祉サービスを一体的に提供し、生活の継続を支える体制を充実することが必要。

③保健・医療サービスの充実について

○精神障害、発達障害、難病、重症心身障害、医療的ケア等、多様な障害特性や支援ニーズに対応し、保健・医療・福祉の連携を進めるとともに、地域で必要な支援を受けながら安心して暮らし続けられる体制を充実することが必要。

○精神障害のある人が、地域で安心して暮らし続けられるよう、医療、相談支援、住まい、日中活動及び就労を含めた包括的な支援体制を整備することが必要。

④地域移行・地域定着の支援と促進について

○障害のある人の地域移行・地域定着を支えるため、ヤングケアラーを含む家族の負担や孤立への対応を進めるとともに、家族だけに支援を委ねず、地域全体で生活を支える体制を整えることが必要。

○障害者生活実態調査では、高齢の家族が主な支援者となっている状況や、支援者がいない人もみられることから、家族の負担軽減と孤立防止を図り、必要な支援につながる地域生活支援体制を充実することが求められる。

○障害のある人や家族が急な困りごとや支援者の不在に直面した場合にも、必要な支援につながるよう、相談支援、短期入所等の活用及び関係機関・事業所による受け入れや支援の調整を進めることが必要。

⑤必要な人材の確保・育成について

○障害のある人の多様化・複雑化する支援ニーズに対応し、必要な障害福祉サービスを安定して提供できるよう、サービスを支える職員や専門職の確保・定着及び人材育成を進めることが必要。

第３章　計画の基本的な考え方

１　計画の基本理念

本市は、「人を育み 夢を育む 未来につながるまち ふっさ」を将来都市像に掲げ、「ひと」「まち」「くらし」の視点を大切にしながら、現在及び将来の福生市に関わる全ての人が、安心して豊かに暮らすことのできるまちづくりを進めています。

障害福祉分野においては、障害のある人が、一人ひとりの希望や状況に応じて、地域で自分らしく暮らし、働き、社会に参加できるよう、法制度や社会環境の変化、民間事業者等の状況を踏まえながら、障害福祉サービスや活動の場の計画的な確保及び充実を進めています。

本計画の基本理念については、これまで進めてきた障害福祉施策との連続性及び整合性を踏まえ、前期計画の理念である「安心・健やかに暮らせる 人にやさしい ノーマライゼーション社会の実現」を引き継ぐものとします。

この基本理念のもと、障害のある人が、住み慣れた地域や家庭の中で、必要な支援を受けながら安心して暮らし、自らの尊厳を保持しながら、心豊かで充実した生活を送ることができるまちの実現を目指します。

【基本理念】

安心・健やかに暮らせる　人にやさしい
ノーマライゼーション社会の実現

２　計画の基本目標

（１）障害のある人が元気に安心して暮らせるまちづくり

障害の種別にかかわらず、住み慣れた地域や家庭で安心して自立した生活を継続できるよう、一人ひとりの希望や状況に応じた相談支援体制の充実を図ります。また、本人が希望する計画相談支援を利用できるよう、のぞまないセルフプランの解消に向けた取組を進めます。

あわせて、権利擁護の取組を推進するとともに、障害福祉サービスの充実や福祉のまちづくりを進め、生活の様々な場面を支える施策を推進します。

さらに、障害に配慮した情報提供及び避難支援を進め、災害時にも必要な支援が受けられる体制を整備します。

（２）子どもの健やかな発育・発達を支援するまちづくり

障害児が地域で健やかに成長し、一人ひとりの能力や個性を十分に発揮できるよう、早期発見・早期療育の充実を図るとともに、障害児支援サービスや保育・教育環境の整備を進めます。

また、保育、子育て支援、教育等の関係機関による協議の場を設け、インクルージョンの推進と個別の教育的ニーズに応じた支援の充実を図ります。

（３）地域の理解のもと障害のある人もいきいきと参加しているまちづくり

障害のある人が、それぞれの個性や能力を生かし、文化・スポーツ、地域活動など様々な分野で主体的に参加できる地域づくりを進めます。また、希望や適性に応じた働き方を選択し、働き続けることができるよう、就労及び就労定着に向けた支援を充実します。

さらに、障害及び障害のある人への理解を深めるとともに、合理的配慮の提供を促進し、障害の有無にかかわらず、互いに尊重しながら暮らすことができる地域共生社会の実現を目指します。

（４）障害のある人の地域生活の基盤づくり

障害のある人の地域生活を支えるため、日中活動や居住の場等を確保するとともに、一人ひとりのニーズに応じたサービス提供体制の充実を図り、障害のある人が、地域で安心して暮らすための基盤を整備します。

3　計画の展開

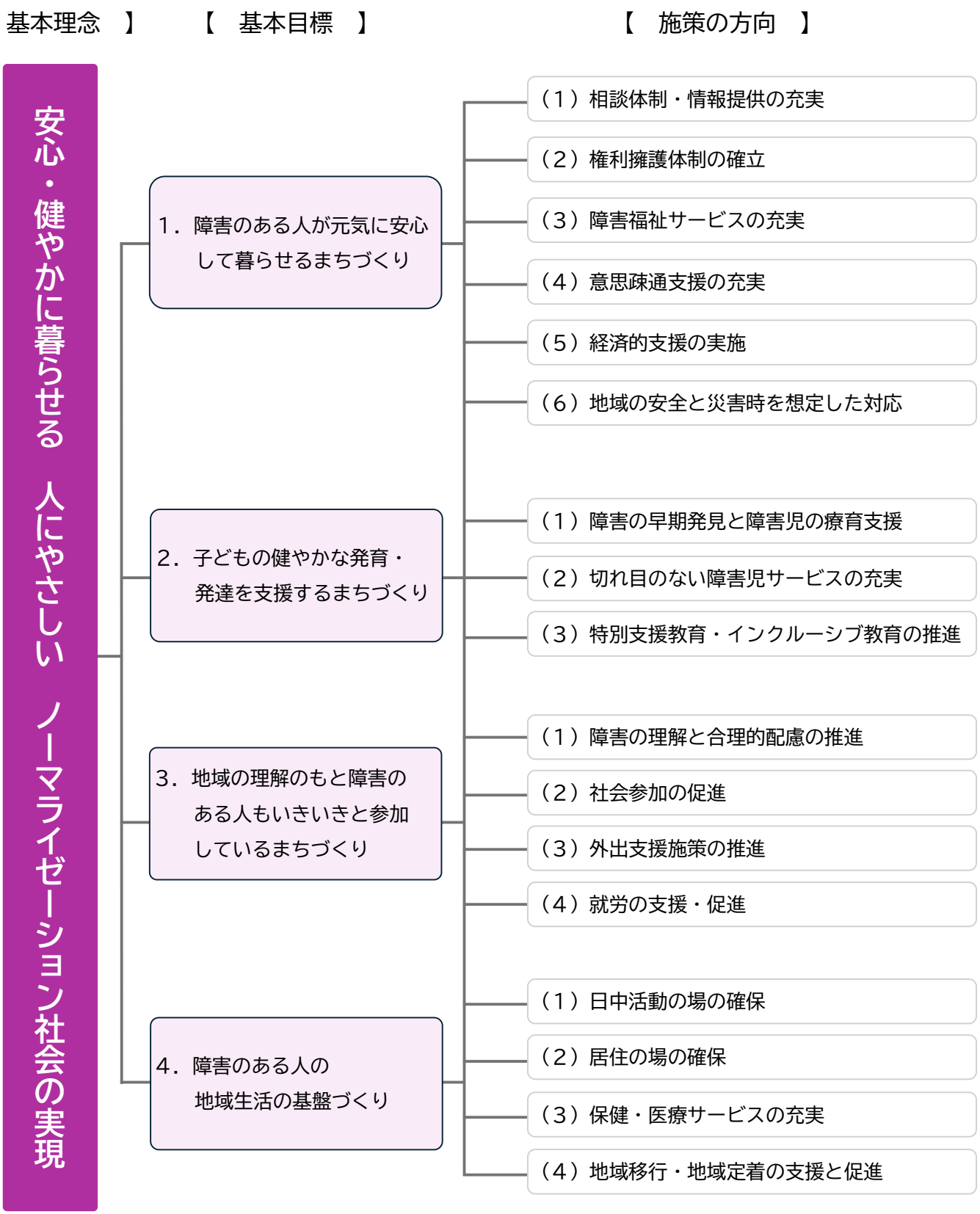
【　基本理念　】
【　基本目標　】
【　施策の方向　】
安心・健やかに暮らせる　人にやさしい　ノーマライゼーション社会の実現
1．障害のある人が元気に安心して暮らせるまちづくり
（1）相談体制・情報提供の充実
（2）権利擁護体制の確立
（3）障害福祉サービスの充実
（4）意思疎通支援の充実
（5）経済的支援の実施
（6）地域の安全と災害時を想定した対応
2．子どもの健やかな発育・発達を支援するまちづくり
（1）障害の早期発見と障害児の療育支援
（2）切れ目のない障害児サービスの充実
（3）特別支援教育・インクルーシブ教育の推進
3．地域の理解のもと障害のある人もいきいきと参加しているまちづくり
（1）障害の理解と合理的配慮の推進
（2）社会参加の促進
（3）外出支援施策の推進
（4）就労の支援・促進
4．障害のある人の地域生活の基盤づくり
（1）日中活動の場の確保
（2）居住の場の確保
（3）保健・医療サービスの充実
（4）地域移行・地域定着の支援と促進

第４章　基本計画

１　障害のある人が元気に安心して暮らせるまちづくり

（１）相談体制・情報提供の充実

-施策の方向性-

障害のある人が、自らの希望や生活状況に応じて必要なサービスを選択し、安心して利用できるよう、相談支援体制の充実を図ります。

また、関係機関との連携を進め、身近な生活上の相談から障害福祉サービスの利用に関する相談まで、継続的な相談支援と障害特性に配慮した情報提供を推進します。

【主な施策】

施策	内容	所管課
①継続的な相談支援体制の充実	担当部署が連携し、障害の有無にかかわらず、発達の段階に応じて、特別な配慮が必要な子どもから高齢者まで切れ目のない継続的な相談支援体制を整備します。	社会福祉課 障害福祉課 介護福祉課 子ども育成課 こども家庭センター課 教育支援課
②相談支援事業の推進	在宅の障害者及びその家族等の地域での生活を支援するため、「福生市障害者自立生活支援センターすてっぷ」における相談支援事業の充実を図ります。	障害福祉課
③精神障害者相談支援事業の充実	「精神障害者地域活動支援センターハッピーウイング」における相談支援事業の充実を図ります。	障害福祉課
④高次脳機能障害者相談支援の充実	作業療法士等の有資格者による「高次脳機能障害者支援員」を配置し、高次脳機能障害者、その家族等への相談支援の充実を図ります。	障害福祉課
⑤基幹相談支援センターの充実	障害福祉に係る総合的な相談に対応するとともに、権利擁護、虐待防止等に係る支援をします。また、必要に応じて地域の相談機関との連携、専門機関の紹介を行い、基幹相談支援センターの充実を図ります。	障害福祉課

施策	内容	所管課
⑥障害に配慮した情報提供の充実	音声コード（Uni-Voice）、デイジー等により、障害の特性に配慮した情報提供の充実に努めます。	全庁
⑦障害福祉等サービスに関する情報提供の充実	広報、ホームページ、ガイドブック、情報メール等を活用し、障害者が適切なサービスを受けることができるよう情報提供の充実に努めます。	障害福祉課

（２）権利擁護体制の確立

-施策の方向性-

判断能力が不十分な状態になっても、地域で安心して自分らしい生活を送ることができるよう、成年後見制度をはじめとする権利擁護に関する支援の充実を図ります。

また、関係機関との連携を強化し、障害者虐待の防止、早期発見及び早期対応に取り組むとともに、障害児や保育所等に通う障害児等への虐待防止も推進します。

【主な施策】

施策	内容	所管課
①福祉サービス総合支援事業の推進	福祉センター内「成年後見センター福生」で成年後見相談、福祉サービス苦情相談、権利擁護相談、日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）など総合的な福祉サービス支援、権利擁護の事業を実施します。	社会福祉課
②成年後見制度利用支援事業の周知・促進	「成年後見制度利用支援事業」の周知と利用を促進し、障害者等への支援を図ります。	社会福祉課 障害福祉課
③成年後見制度法人後見支援事業の周知・促進	「成年後見制度法人後見支援事業」の周知と利用促進を図り、障害者等への支援を図ります。	社会福祉課
④障害者虐待防止センターの充実	「福生市障害者虐待防止センター」の機能を充実させ、関係機関と連携しながら虐待の防止、早期発見、早期対応等に努めます。	障害福祉課
⑤障害児の虐待の防止等	学校、保育所等及び医療機関との連携を強化するとともに、要保護児童対策地域協議会の機能を充実させ、就学する障害児や保育所等に通う障害児等への虐待防止を図ります。	障害福祉課 子ども育成課 こども家庭センター課 学務課 教育支援課

（３）障害福祉サービスの充実

-施策の方向性-

障害のある人が住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるよう、必要なサービスを主体的に選択し、利用できるよう支援します。あわせて、障害の状況や一人ひとりのニーズに応じた適切なサービスの提供と支援の充実を図ります。

【主な施策】

施策	内容	所管課
①訪問系サービスの実施	身体介護・家事援助などのサービスを必要とする障害者が在宅で安定した日常生活を送ることができるように、「訪問系サービス」の充実を図ります。	障害福祉課
②重度身体障害児入浴サービスの実施	自宅の浴室等で入浴困難な在宅の重度身体障害児に福祉センターの特殊浴槽を活用した入浴サービスを提供し、身体の清潔を保つとともに、家族の介護等の軽減を図ります。	障害福祉課
③重度身体障害者（児）訪問入浴サービスの実施	自宅の浴室等で入浴することが困難な概ね６歳から 65 歳未満の在宅の重度身体障害者（児）の身体の清潔の保持と心身機能の維持等を図るため、自宅等に入浴車を派遣し、訪問入浴サービスを実施します。	障害福祉課
④補装具費の支給	障害者の日常生活機能を向上させて地域での自立生活を容易にするため、補装具費を支給します。	障害福祉課
⑤おむつ等の助成	常時臥床又はそれに準ずる状態の重度心身障害者（児）におむつ等を助成します。	障害福祉課
⑥短期入所サービスの実施	在宅の障害者が、保護者又は家族の疾病等の理由により家庭において介護を受けることが困難になった場合に、施設等を一時的に利用するサービスの充実を図ります。	障害福祉課
⑦サービス等利用計画の作成	障害福祉サービス・障害児通所支援サービスを利用する全ての障害者（児）のために指定特定相談支援事業所・指定障害児相談支援事業所が適切なサービス等利用計画を作成することができるように努め、ケアマネジメントの充実を図ります。	障害福祉課
⑧デジタル技術を活用した障害福祉サービス事業所等支援	障害者の生活の利便性向上を目指し、障害者を支援するデジタル機器の活用を検討することとあわせて、障害者施設等に対して、機器の活用に関する情報提供を行います。	障害福祉課

（４）意思疎通支援の充実

-施策の方向性-

障害のある人が、必要な情報を取得し、円滑に意思疎通を図ることができるよう、障害特性に応じた意思疎通支援の充実を図ります。

また、手話通訳、要約筆記、点訳及び朗読等の担い手の確保・養成に努めるとともに、デジタル技術も活用し、利用しやすい支援環境の整備を進めます。

【主な施策】

施策	内容	所管課
①手話通訳者の派遣	聴覚及び言語機能の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある人へ、手話通訳者を派遣します。	障害福祉課
②手話通訳者の養成	手話通訳者の養成研修を実施し、技術のレベルアップに努めます。また、要約筆記、点訳、朗読についても、養成に関する情報提供等を行います。	障害福祉課
③テレビ電話手話通訳サービス等の実施	聴覚障害者や外国人と円滑な意思疎通を図るため、手話通訳、多言語通訳が利用できる専用のタブレット端末を設置します。	障害福祉課
④中等度難聴児発達支援事業の実施	両耳の聴力レベルが 30dB 以上であり、身体障害者手帳交付の対象となる聴力ではないが、補聴器の装用により、言語の習得等一定の効果が期待できる児童に対し、購入費の一部を助成します。	障害福祉課

（５）経済的支援の実施

-施策の方向性-

障害のある人やその家族が、経済的な不安や負担を軽減できるよう、手当、年金その他の経済的支援を適切に実施します。

また、必要な人が利用できる制度やサービスを選択できるよう、各種制度に関する分かりやすい情報提供と周知に努めます。

【主な施策】

施策	内容	所管課
①心身障害者福祉手当の支給	心身障害者が受給できるよう情報提供に努め、適正に手当を支給します。	障害福祉課
②特別障害者手当の支給	20 歳以上の在宅の方で、精神又は身体に著しく重度の障害があるため日常生活において常時特別の介護を必要とする人に、手当を支給します。	障害福祉課
③障害児福祉手当の支給	20 歳未満の在宅の方で、精神又は身体に著しく重度の障害があるため日常生活において常時の介護を必要とする児童に、手当を支給します。	障害福祉課
④重度心身障害者手当の支給	心身に特に重度の障害があるため常時複雑な介護を必要とする人に、手当を支給します。	障害福祉課
⑤特殊疾病患者福祉手当の支給	原因が不明で治療方法が確立されていない疾病のうち、経過が慢性にわたるなど特殊な疾病にり患等している人に、手当を支給します。	障害福祉課
⑥特別児童扶養手当の支給	20 歳未満の重度心身障害児を家庭で監護又は養育している人に東京都が手当を支給します。（市が申請受付）	子ども育成課
⑦児童育成手当（障害手当）の支給	20 歳未満の心身に一定の障害がある児童を扶養している人に、手当を支給します。	子ども育成課
⑧公的扶助、年金、手当の周知	制度についての周知に努め、対象となる全ての人が年金や各種手当等を受給できるように努めます。	保険年金課 社会福祉課 障害福祉課 子ども育成課
⑨消費者相談の実施	市役所（もくせい会館内）に専門の相談員による「消費者相談室」を継続して開設し、障害者も含めた市民の消費生活全般に関する相談を受け付け、情報の提供や助言など消費者トラブルの解決に向けて支援します。	シティセールス推進課

（６）地域の安全と災害時を想定した対応

-施策の方向性-

障害のある人が地域で安心して生活できるよう、地域団体や関係機関等との連携を図り、防災・防犯対策を進めます。

また、災害時に必要な情報を適切に取得し、安全に避難することができるよう、避難行動要支援者への支援体制や福祉避難所の確保、地域における協力体制の充実を図ります。

【主な施策】

施策	内容	所管課
①救急代理通報システム事業の実施	一人暮らし等の在宅の重度身体障害者、難病患者等に専用通報機と無線発報器を貸与することにより、緊急事態に陥ったとき委託事業者へ通報するとともに、必要に応じて救急車による病院への搬送に対応します。	障害福祉課
②防災行政無線の聴覚障害者対応	災害時における聴覚障害者への配慮として、防災行政無線の文字表示による情報提供に努めます。	防災危機管理課
③ＴＣＮによる火災等告知放送	防災行政無線で市内広報した火災情報（住所等）と同じ内容をＴＣＮのテレビ画面上にテロップ表示し、視覚による情報を提供します。	防災危機管理課
④避難行動要支援者の支援体制の整備	消防署、消防団、警察署、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、自主防災組織等と連携して避難行動要支援者の把握に努め、支援体制を整備していきます。	社会福祉課
⑤ヘルプマークの周知	ヘルプカードやヘルプバンダナ等の配布を行い、ヘルプマークを様々な機会に広く周知します。	障害福祉課
⑥災害時の避難行動等に関する周知	「障害者のための災害時避難行動マニュアル」や「災害時の避難誘導障害者を支援する時のポイント」等を掲示・配布して、災害時に避難行動要支援者が円滑に避難できるように周知に努めます。	障害福祉課

施策	内容	所管課
⑦福祉避難所の確保と周知	災害時に一般の避難所での集団生活が困難な強度行動障害者など、特に配慮を必要とする障害者のための福祉避難所を確保するとともに周知を図ります。	防災危機管理課 障害福祉課
⑧救急医療情報キットの周知	救急医療に役立つ「救急医療情報キット」の周知と配布に取り組みます。	介護福祉課
⑨施設のバリアフリー化	道路、公園、建築物等の市の公共施設や鉄道駅、不特定多数の市民が利用する民間事業所のバリアフリー化、ユニバーサルデザインを推進します。	公共施設マネジメント課 環境政策課 社会福祉課 まちづくり計画課 道路下水道課
⑩社会福祉施設等と地域の協力体制の整備	社会福祉施設等について、要配慮者の受け入れ場所としての役割を果たしてもらうため、施設のバリアフリー化による安全の確保や特性を踏まえた避難スペースの確保等の必要性について周知し、協力体制を構築します。	障害福祉課

2　子どもの健やかな発育・発達を支援するまちづくり（福生市障害児福祉計画）

（１）障害の早期発見と障害児の療育支援

-施策の方向性-

障害や発達上の課題を早期に把握し、障害児とその家族が身近な地域で必要な療育支援を継続して受けられるよう、早期発見・早期療育の体制及び相談支援体制の充実を図ります。

また、保健、医療、保育、教育等の関係機関が連携し、一人ひとりの発達段階やニーズに応じた支援を行うとともに、療育環境の充実を進めます。

【主な施策】

施策	内容	所管課
①乳幼児健康診査の実施	乳幼児の健全な発育・発達と疾病等の早期発見・早期治療を目指し、受診率の向上、保健指導の内容の充実を図りながら、引き続き乳幼児健康診査を実施します。	こども家庭センター課
②発育・発達支援につながる連携の推進	乳幼児健診や健診後のフォロー事業から各乳幼児施設・機関までの、発育・発達支援につながる連携を進めます。	子ども育成課 こども家庭センター課
③臨床心理士等の巡回相談の実施	臨床心理士等が保育園・幼稚園を巡回訪問し、子どもの発達等に関する問題について、保護者、職員から直接相談を受け、個別支援から就学支援に向けた取組を行います。	こども家庭センター課
④児童発達支援の実施	未就学の障害児に対して、児童発達支援又は医療型児童発達支援により、日常生活における基本的な動作の指導、知識及び技術の付与、集団生活への適応訓練を行います。また、重症心身障害児で外出が著しく困難な児童に対しては、居宅訪問型児童発達支援により、日常生活における基本的な動作の指導等を行います。	障害福祉課
⑤教育・保育施設での障害児の受け入れ	幼稚園、認定こども園、保育園では、保育士等の支援により集団生活が可能な障害児を受け入れ、健常児とともに幼児教育、集団保育を実施することで、健全な社会性の成長、発達を促進します。また、障害児のいる保護者の就労等を支援します。	子ども育成課

施策	内容	所管課
⑥保育所等訪問支援の実施	保育所等を利用中の障害児に対して、利用する保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援を行います。	障害福祉課
⑦学童クラブでの障害児の受け入れ	全ての学童クラブにおいて、指導員等の支援により集団生活が可能で、かつ通所することができる障害児を受け入れ、健常児とともに育成することで、健全な社会性の成長、発達を促進します。また、障害児のいる保護者の就労等を支援します。	子ども政策課
⑧放課後等デイサービスの実施	学校に通学している障害児に対して、放課後・休日や夏休み等の長期休暇中に、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等の支援を行います。	障害福祉課
⑨障害児相談事業の実施	障害児に関する知識と経験を持つ専門職員を地域子育て支援事業を実施する施設等に配置し、障害児が社会で自立できるよう継続的な相談や支援をします。	子ども政策課 子ども育成課 こども家庭センター課
⑩児童館における障害児対象事業の実施	障害児に集団で遊ぶ機会を与え、その遊びを通して社会性の基礎を養うとともに、孤立しがちな保護者同士の交流を図り、親子がともに成長できる機会を提供します。また、兄弟姉妹への支援も行います。	子ども政策課
⑪医療的ケア児に対する支援のための体制整備	関係機関及び当事者団体から構成される協議の場を設けるとともに、保育所等や医療的ケア児支援センターとも連携し、関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置を促進すること等による総合的な支援体制を構築します。	障害福祉課

（２）切れ目のない障害児サービスの充実

-施策の方向性-

障害児が成長段階や個々の状況に応じた支援を継続して受けられるよう、児童発達支援センターを中心に、就学前から就学、就労等への移行までを見据えた支援体制の充実を図ります。

また、関係機関や専門機関との連携を進め、切れ目のない支援に努めます。

【主な施策】

施策	内容	所管課
①継続的・計画的な支援体制の充実	児童発達支援センターを中心に就学前から就学へと発達支援がつながっていくための継続的・計画的な支援体制の充実を図ります。更に、就労への移行等、包括的な切れ目のない支援に努めます。	障害福祉課 子ども育成課 こども家庭センター課 教育指導課 教育支援課
②関係機関との連携による支援体制の充実	東京都発達障害者支援センター、保健所等の関係機関と連携した支援体制の充実に努めます。	障害福祉課 こども家庭センター課

（３）特別支援教育・インクルーシブ教育の推進

-施策の方向性-

障害の有無にかかわらず、子どもがともに学び、互いに尊重しながら成長できるよう、一人ひとりの障害特性や教育的ニーズに応じた指導・支援の充実を図ります。

また、学校における合理的配慮の提供や教職員の専門性の向上を進めるとともに、交流及び共同学習を通じて、インクルーシブ教育を推進します。

【主な施策】

施策	内容	所管課
①特別支援教育の充実	特別な教育的支援を必要とする児童･生徒が、個々の教育ニーズに応じた指導を受けられるよう、指導内容・方法の充実や合理的配慮の提供、「特別支援学級指導補助員」の活用を進めます。また、専門家による巡回相談の充実により、障害特性に応じた適切な教育的支援を行うよう努めます。	教育指導課 教育支援課
②交流及び共同学習の充実	障害児の自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みの整備・充実を図ります。また、交流･共同学習の積極的な推進によって、相互理解を促進していきます。	教育指導課 教育支援課

3　地域の理解のもと障害のある人もいきいきと参加しているまちづくり

（1）障害の理解と合理的配慮の推進

-施策の方向性-

障害及び障害のある人に対する理解を深め、障害を理由とする差別の解消と合理的配慮の提供を促進するため、様々な機会を通じた普及啓発に取り組みます。

また、学校教育や社会教育における福祉教育、障害のある人や家族との交流等を通じて、互いに支え合う心のバリアフリーを推進します。

【主な施策】

施策	内容	所管課
①理解を深めるための啓発の推進	広報、ホームページ、情報メール、イベント、パンフレット等によって、福祉情報の提供や理解の促進に努めます。	障害福祉課
②学校教育における福祉教育の充実	総合的な学習の時間や特別活動でのボランティア体験学習や障害者との交流学習などを通して、福祉教育の充実に努めます。	教育指導課
③社会教育における福祉教育の充実	「心のバリアフリー」や「互いに支え合い、ともに生きることができる社会」等の実現を目指し、福祉教育の充実に努めます。	公民館
④障害者施設授産品販売の支援	市役所内で障害者施設の授産品販売を支援することにより、障害者の自立を促進します。また、障害者と健常者の交流の機会を増やし、障害者に対する理解を促進し、市民への普及啓発の機会とします。	障害福祉課
⑤当事者会・家族会の活動の支援	障害者と家族が支え合い、地域で生活する力を養えるよう、当事者会・家族会への情報発信等により活動を支援します。	障害福祉課
⑥「心のバリアフリー」の推進	障害を理由とする差別の解消と合理的配慮の提供について、様々な機会を通じて普及啓発を推進します。	障害福祉課

（２）社会参加の促進

-施策の方向性-

障害のある人が、地域社会の様々な分野で主体的に参加できるよう、生涯学習や文化・スポーツ・レクリエーション活動、地域活動等への参加機会の充実を図ります。

また、障害の特性に応じた支援や参加しやすい環境づくりを進め、社会参加の促進に努めます。

【主な施策】

施策	内容	所管課
①優先調達法の活用	優先調達法の活用により、障害者施設の活動の充実と障害者の自立の促進を目指します。	全庁
②手話通訳者の配置	議会本会議、委員会及び公民館事業に、必要に応じて手話通訳者を配置し、聴覚障害者にも活動の場を広げ、自主的な活動ができるよう支援します。	議会事務局 公民館
③図書等宅配サービスの実施	身体障害者（視覚障害又は肢体不自由の２級以上）等に図書等の宅配サービスを実施します。	図書館
④障害者青年学級の実施	義務教育修了後、集団活動を通した学習や基礎的生活習慣の習得、仲間づくりを行う機会として「青年学級にじのはらっぱ」を実施します。	公民館
⑤スポーツ・レクリエーション事業の実施	障害のある人でも気軽に参加できる教室事業等の開催により、障害のある人がスポーツに触れる機会の充実を図ります。	スポーツ推進課

（３）外出支援施策の推進

-施策の方向性-

障害のある人が地域で自立した生活を送り、社会参加を進めることができるよう、移動に関する各種サービスの周知を図ります。

また、助成制度や障害特性に応じた外出時の支援を実施し、多面的な外出支援施策の充実を図ります。

【主な施策】

施策	内容	所管課
①自動車運転教習費の助成	身体障害者の生活圏の拡大と日常生活の利便を図るため、自動車運転教習費用の一部を助成します。	障害福祉課
②自動車改造費の助成	身体障害者の生活圏の拡大と日常生活の利便を図るため、自ら所有し運転する自動車を改造する必要がある人に、費用の一部を助成します。	障害福祉課
③タクシー費用の助成	電車、バス等通常の交通機関を利用することが困難な重度の障害者にタクシー費用の一部を助成します。	障害福祉課
④自動車ガソリン費用の助成	障害者が日常生活の利便及び拡大を図るため利用する自動車のガソリン費用の一部を助成します。	障害福祉課
⑤同行援護の実施	重度視覚障害者（児）の外出時に同行して、移動に必要な情報の提供や支援を行います。	障害福祉課
⑥移動支援の実施	屋外での移動が困難な障害者等が円滑に外出できるよう、移動を支援する事業を実施します。	障害福祉課
⑦行動援護の実施	行動上、著しい困難を有する障害者の外出時に、危険を回避するために必要な支援を行います。	障害福祉課
⑧福祉バスの利用促進	障害者等の外出をサポートするため、福祉バスの周知と利用を促進します。	介護福祉課

（４）就労の支援・促進

-施策の方向性-

障害のある人が、その能力や適性に応じて働き、自立した生活や社会参加につなげることができるよう、就労の場の確保と就労に向けた支援の充実を図ります。

また、関係機関や事業所等と連携し、一般就労への移行や就労後の定着を支援するとともに、福祉的就労の場の充実に努めます。

【主な施策】

施策	内容	所管課
①就労支援事業の実施	障害者の一般就労に向け、「福生市障害者自立生活支援センター すてっぷ」の就労専門職員が、ハローワークなどの関係機関と連携を取りながらきめ細やかな支援を行います。	障害福祉課
②障害者就業・生活支援センターとの協働推進	障害者の自立を目指し、就職のあっせんや生活相談等を地域の支援機関と連携して実施する「障害者就業・生活支援センター」と協働し、就労面と生活面の支援を一体的に推進します。	障害福祉課
③障害者雇用への理解の促進	一般企業等の障害者雇用への理解を促進するため、ハローワーク等と連携して各種啓発等を行うとともに、法定雇用率の達成を目指して協力を求めていきます。	障害福祉課
④就労移行支援の実施	一般企業等への就労を希望する障害者に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。	障害福祉課
⑤就労定着支援の実施	障害者との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題の解決に向けて必要となる支援を行います。	障害福祉課
⑥職場体験実習の実施	就労支援事業所等との連携により、就労を希望している障害者の就労意欲を高め、自立した生活及び社会参加の促進を図ります。	障害福祉課
⑦就労選択支援の実施【新規】	就労移行支援又は就労継続支援を利用している方（利用する意向を有する方も含む）が、就労先や働き方についてより良い選択ができるよう支援を行います。	障害福祉課

4　障害のある人の地域生活の基盤づくり

（1）日中活動の場の確保

-施策の方向性-

障害のある人が、一人ひとりの希望や状況に応じて日中活動に参加し、生活の充実や社会参加につなげることができるよう、生活介護や就労継続支援等の日中活動系サービスの充実を図ります。

また、地域活動支援センター等における居場所づくりを進め、多様な日中活動の機会の確保に努めます。

【主な施策】

施策	内容	所管課
①生活介護の実施	常に介護を必要とする方に、昼間、入浴、排泄、食事の介護などを行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。	障害福祉課
②就労継続支援の実施	一般企業への就労が難しい方に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。	障害福祉課
③日中一時支援の実施	介護者が緊急、その他やむを得ない理由により介護できないときに、障害者の日中における活動の場の確保及び一時的な介護の支援を行います。	障害福祉課
④地域活動支援センター事業の実施	創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行い、地域での自立した生活の支援と社会参加の促進を図ります。	障害福祉課

（2）居住の場の確保

-施策の方向性-

障害のある人が、本人の希望や障害特性、生活状況に応じた住まいを選択し、安心して暮らし続けられるよう、グループホーム等の居住の場の確保を図ります。

また、住宅設備改善費の給付を通じて住環境の整備を支援し、在宅生活の継続と自立した暮らしを支えます。

【主な施策】

施策	内容	所管課
①グループホームへの支援	障害者の自立生活の支援・促進のため、居住の場であるグループホームの運営の支援を図ります。また、入居する障害者への支援を行います。	障害福祉課
②住宅設備改善費給付事業の実施	重度身体障害者（児）に、住宅の整備、改善に要する経費を給付し、地域での自立した生活を支援します。	障害福祉課

（３）保健・医療サービスの充実

-施策の方向性-

障害のある人が身近な地域で必要な保健・医療サービスを受け、健康で安心して生活を送ることができるよう、保健・医療サービスの充実を図ります。

また、医療的ケアが必要な人や高齢の障害のある人等が地域で暮らし続けられるよう、保健・医療サービスと福祉サービスが連携した支援体制の整備に努めます。

【主な施策】

施策	内容	所管課
①自立支援医療（更生医療費）の助成	18 歳以上の身体障害者を対象に、障害の除去又は軽減が見込まれる等、当該障害に対して確実な治療効果が期待される医療費について、自己負担分を軽減します。	障害福祉課
②自立支援医療（精神通院医療費）の助成	精神疾患を理由として継続的に通院が必要な人の医療費の自己負担分を軽減します。	障害福祉課
③自立支援医療（育成医療費）の支給	18 歳未満で肢体不自由、視覚障害、心臓障害等の機能障害があり、手術等により改善が見込まれる人の医療費の自己負担分を軽減します。	障害福祉課
④小児精神障害者入院医療費助成	精神科の入院治療を必要とする 18 歳未満の者に対し入院医療費を助成します。	障害福祉課
⑤精神保健対策の充実	様々な機会を通して、「こころの健康」についての普及啓発を行い、相談体制の充実を図り、問題を早期に発見し、医療機関とも連携し適切な支援を受けることができるように努めます。	障害福祉課 健康課

（４）地域移行・地域定着の支援と促進

-施策の方向性-

障害者支援施設や精神科病院等から地域生活への移行を希望する人が、安心して地域で暮らし続けることができるよう、住居の確保、相談支援及び障害福祉サービスの利用支援を進めます。

また、保健、医療、福祉等の関係機関と連携し、地域生活への移行後も必要な支援を受けられる体制の充実を図ります。

【主な施策】

施策	内容	所管課
①関係機関のネットワーク構築	障害者支援施設、医療機関、障害福祉サービス事業所等の関係機関が連携して、施設入所者や精神科病院に入院している方の地域移行・地域定着に取り組みます。	障害福祉課
②地域移行の支援	障害者支援施設、精神科病院、児童福祉施設を利用する 18 歳以上の方等を対象に、地域生活を送るための計画作成、相談支援、住居の確保、関係機関との調整等を行います。	障害福祉課
③地域定着の支援	居宅において単身で生活している障害者を対象に、常に連絡の取れる体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。	障害福祉課
④自立生活援助の実施	障害者支援施設、グループホーム等から居宅生活へ移行する障害者等について、定期的な巡回訪問等により地域生活を支援します。	障害福祉課
⑤福祉サービス充実のための研修参加	行動障害を有する者、精神障害者や罪を犯した障害者の特性に応じた支援を実施できるよう、関係機関への研修周知及び研修参加に努めます。	障害福祉課
⑥ヤングケアラーを含む家族支援、サービス提供体制の確保	ヤングケアラーをはじめとする障害者の家族支援について相談や障害福祉サービス等に関する情報提供を実施して必要な支援につなぐとともに、障害者の家事援助等の必要なサービスの提供体制の確保に取り組みます。	障害福祉課 こども家庭センター課

第５章　令和 11 年度の将来像

１　成果目標

国の基本指針に即し、東京都の基本的な考え方を踏まえ、本市では障害者の地域における日常生活及び社会生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る成果目標を、次のとおり設定することとします。

（１）障害福祉計画

① 福祉施設の入所者の地域生活への移行

	国の基本指針	設定の考え方	目標値
地域生活移行者数	令和 11 年度末までに令和７年度末施設入所者数の６％以上が地域生活に移行する。	国の指針に準じ、施設入所者の地域生活への移行を進める。（令和７年度末時点の施設入所者数 36 人）	３人
施設入所者数	令和 11 年度末までに令和７年度末時点の施設入所者数から５％以上削減する。	国の指針に準じ、「日中活動の場」の確保に努め地域生活への移行を進める。（令和７年度末時点の施設入所者数 36 人）	34 人

活動指標			
	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
地域移行支援の利用者数	1 人	1 人	1 人
地域定着支援の利用者数	1 人	1 人	1 人
施設入所支援の利用者数	35 人	34 人	34 人

【目標達成のための方策】

ケースワークなどを通じて、施設入所者の地域生活移行に関する意思やニーズの適切な把握に努めるとともに、関係機関と連携を図りながら、地域で安心して暮らすことができるよう取り組んでいきます。

② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

	国の基本指針	目標値
退院後 1 年以内の地域における平均生活日数	令和 11 年度末までに、退院後 1 年以内の地域における平均生活日数を 319.3 日以上とする。	都道府県により目標設定
精神病床における 1 年以上の長期入院患者数	令和 11 年度末までに、地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量を勘案し、長期入院患者数の目標を設定する。	都道府県により目標設定
精神病床への 30 日以上の再入院率	令和 11 年度末までに、30 日以上の再入院率を、退院後 90 日 10.3%以下、180 日 17.4%以下、365 日 25.7%以下とする。	都道府県により目標設定
心のサポーター数	令和 15 年度末までに、心のサポーターを 100 万人以上養成する。	都道府県により目標設定

活動指標			
	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催回数	1 回	1 回	1 回
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	10 人	10 人	10 人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び活動状況の把握・評価の実施回数	1 回	1 回	1 回
心のサポーター養成研修実施回数	1 回	1 回	1 回
精神障害者の地域移行支援の利用者数	1 人	1 人	1 人
精神障害者の地域定着支援の利用者数	1 人	1 人	1 人
精神障害者の共同生活援助の利用者数	32 人	33 人	34 人
精神障害者の自立生活援助の利用者数	1 人	1 人	1 人
精神障害者の自立訓練（生活訓練）の利用者数	14 人	15 人	16 人
精神障害者の短期入所の利用者数	３人	３人	３人

③ 福祉施設から一般就労への移行等

	国の基本指針	設定の考え方	目標値
一般就労移行者数	令和 11 年度中に、福祉施設から一般就労へ移行する人数を令和６年度実績の 1.31 倍以上とする。	国の指針に準じる。	７人
就労移行支援における移行者数	令和 11 年度中に、就労移行支援事業から一般就労へ移行する人数を令和６年度実績の 1.14 倍以上とする。	国の指針に準じる。（令和６年度実績３人）	４人
就労継続支援Ａ型における移行者数	令和 11 年度中に、就労継続支援Ａ型事業から一般就労へ移行する人数を令和６年度実績値の 1.52 倍以上とする。	国の指針に準じる。（令和６年度実績０人）	１人
就労継続支援Ｂ型における移行者数	令和 11 年度中に、就労継続支援Ｂ型事業から一般就労へ移行する人数を令和６年度実績値の 1.67 倍以上とする。	国の指針に準じる。（令和６年度実績１人）	２人
一般就労へ移行した者の割合が５割以上の就労移行支援事業所の割合	令和 11 年度における就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が５割以上の事業所を全体の 50%以上とする。	国の指針に準じ、就労移行支援事業所と連携し、一般就労に向けた総合的な支援に努める。	50%以上
就労定着支援事業の利用者数	令和 11 年度における就労定着支援事業を利用した人数を令和６年度実績値の 1.47 倍以上とする。	国の指針に準じ、就労定着支援事業所と連携し、就労継続に向けた総合的な支援に努める。（令和６年度実績９人）	14 人
就労定着支援事業の就労定着率	令和 11 年度における就労定着支援事業による就労定着率が７割以上の事業所を全体の 25%以上とする。	国の指針に準じ、就労定着に向けた支援の充実に努める。	25%以上

活動指標			
	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
就労移行支援の利用者数	23 人	24 人	26 人
就労継続支援Ａ型の利用者数	12 人	12 人	12 人
就労継続支援Ｂ型の利用者数	158 人	165 人	171 人
就労定着支援の利用者数	19 人	30 人	48 人

【目標達成のための方策】

本人の希望や能力、適性に応じた就労の促進に向け、事業所や地域の関係機関との連携のもと、スキルの向上や就職先の開拓をはじめとする就労準備を支援していきます。

また、就労定着支援を通じて、障害のある人が地域において自立した社会生活を継続して営めるよう引き続き取り組んでいきます。

④ 地域生活支援の充実

	国の基本指針	設定の考え方	目標値
地域生活支援拠点の機能の充実	令和 11 年度末までの間、地域生活支援拠点機能の充実のため、効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、年 1 回以上の運用状況の検証・検討を行う。	国の指針に準じ、コーディネーターの配置等による効果的な支援体制や緊急時の連絡体制の構築を行う。	構築
		国の指針に準じ、地域生活支援拠点等の充実に向けた検討を行う。	1 回
強度行動障害への支援体制整備	令和 11 年度末までに、強度行動障害の状態にある者に関し、支援ニーズを把握し専門人材の育成・配置や集中的支援の実施体制の整備等の地域の関係機関と連携した支援体制の整備を進める。	国の指針に準じ、基幹相談支援センターと連携し現状の把握に努める。	整備

活動指標			
	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
コーディネーターの配置人数	1 人	1 人	1 人
地域生活支援拠点の設置箇所数	1 か所	1 か所	1 か所
検証及び検討の実施回数の年間の見込み数	1 回	1 回	1 回

【目標達成のための方策】

地域生活支援拠点の面的整備に関わる各機関との連携を一層強化するとともに、これまでの運用状況を踏まえつつ、拠点機能の充実に向けて検討を進めていきます。

また、強度行動障害への支援体制については、基幹相談支援センターを中心に、強度行動障害のある人の現状や支援ニーズの把握に努め、支援体制の強化を図っていきます。

⑤ 相談支援体制の充実・強化等

	国の基本指針	設定の考え方	目標値
基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化	令和 11 年度末までに、基幹相談支援センターを中心とした相談支援体制の強化を図る体制を確保する。	国の指針に準じる。	充実
自立支援協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善	令和 11 年度末までに、自立支援協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行うとともに、これらの取組を行うために必要な自立支援協議会の体制を確保する。	国の指針に準じる。	充実
相談支援体制の地域診断を行った上で体制の強化を図ることにより、令和 11 年度末までに、のぞまないセルフプランの件数をゼロとする。	令和 11 年度末までに、のぞまないセルフプランの件数をゼロとすること。	国の指針に準じる。	０件

活動指標				
		令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
総合的・専門的な相談支援の実施の有無		有	有	有
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数		２件	２件	２件
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数		２回	２回	２回
個別事例の支援内容の検証の実施回数		１回	１回	１回
自立支援協議会における相談支援事業所の参画による事例検討	実施回数	１回	１回	１回
基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数		１人	１人	１人

【目標達成のための方策】

基幹相談支援センターを中心に、関係部署、関係機関との連携を進めていきます。

また、自立支援協議会の専門部会「そうだん部会」における個別事例の検討などを通じて、地域サービス基盤の開発・改善を図っていきます。

⑥ 障害福祉サービス等の質の向上

	国の基本指針	設定の考え方	目標値
サービスの質の向上を図るための取組に係る体制の構築	令和 11 年度末までに、障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制を構築する。	国の指針に準じ、質の向上に向けた研修への参加や事業者への情報発信に努める。	充実
	都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の積極的な参加を図り、障害福祉サービス等の質の向上に努める。	国の指針に準じる。	充実
	障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数の見込みを設定する。	国の指針に準じる。	充実

活動指標			
	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数	２人	２人	２人
障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果の共有体制の整備	有	有	有
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を事業所や関係自治体等と共有する回数	１回	１回	１回

【目標達成のための方策】

障害の状況や一人ひとりのニーズに応じた適切な障害福祉サービスの提供を行えるよう、東京都や心身障害者福祉センターが実施する研修の受講などを通じて、必要な知識の習得に努めます。

また、毎月の事業所からの請求について、国民健康保険団体連合会の審査結果をもとに、過誤請求の事例を事業所に共有するなど、適切なサービス提供体制の確保を図っていきます。

（２）障害児福祉計画

①障害児支援の提供体制の整備等

	国の基本指針	設定の考え方	目標値
児童発達支援センターの中核的な支援機能の確保	令和 11 年度末までに、児童発達支援センターの中核的な支援機能を確保する。	国の指針に準じ、児童発達支援センターを確保し、年１回以上運用状況を検証、検討する。	確保
インクルージョン推進のための関係機関連携協議の場の設置	令和 11 年度末までに、保育、子育て支援、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設置する。	国の指針に準じ、障害児通所支援事業所と連携し、障害児の地域社会への参加・包容に向けた総合的な支援に努める。	整備
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	令和 11 年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を１か所以上確保する。	国の指針に準じ、児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保に努める。	１か所
医療的ケア児等支援のための協議の場の設置	令和 11 年度末までに、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設ける。	国の指針に準じ、協議の場を開催する。	３回
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	令和 11 年度末までに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する。	国の指針に準じ、医療的ケア児等コーディネーターを確保する。	３人
障害児及びその家族への伴走的な相談支援体制の確保	令和 11 年度末までに、関係機関との連携体制を確保した上で、障害児相談支援を利用していない場合も含め、障害児及びその家族への伴走的な相談支援の体制を確保する。	国の指針に準じ、障害児及びその家族への伴走的な相談支援の体制を確保する。	確保

活動指標			
	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
ペアレントトレーニングの受講者数	３人	３人	３人
ペアレントメンターの人数	１人	１人	１人
ピアサポートの活動への参加人数	１人	１人	１人
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	３人	３人	３人

【目標達成のための方策】

令和６年度に設置した児童発達支援センターの運用状況を検証するとともに、自立支援協議会の専門部会「こども部会」を通じて、市内障害児通所支援事業所との連携をさらに深めることで、これまで以上に効果的な支援体制の構築に取り組んでいきます。

第６章　障害福祉サービスの提供見込み（活動指標）

１　障害福祉サービスの見込量と確保の方策

（１）訪問系サービス

【サービス見込み量（月当たり）】

		令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
訪問系サービス		3,374 時間	3,818 時間	4,373 時間
	居宅介護	1,422 時間	1,452 時間	1,482 時間
	重度訪問介護	1,622 時間	2,044 時間	2,576 時間
	同行援護	294 時間	285 時間	277 時間
	行動援護	36 時間	37 時間	38 時間
	重度障害者等包括支援	０時間	０時間	０時間

		令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
訪問系サービス		106 人	104 人	105 人
	居宅介護	84 人	83 人	83 人
	重度訪問介護	５人	５人	５人
	同行援護	14 人	13 人	13 人
	行動援護	３人	３人	４人
	重度障害者等包括支援	０人	０人	０人

【サービス量の確保方策】

訪問系サービスの需要拡大にあわせ、障害のある人が安心して地域生活を送ることができるよう市内や近隣の提供事業者と連携をとり、支援・提供体制の充実を図ります。

（２）日中活動系サービス

①生活介護

【サービス見込み量（月当たり）】

令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
2,186 日	2,186 日	2,328 日
107 人	107 人	108 人

【サービス量の確保方策】

住み慣れた地域でサービスを受けることができるように、市内や近隣の提供事業者と連携を図り、安定的なサービスの提供体制確保に努めます。

②自立訓練（機能訓練）

【サービス見込み量（月当たり）】

令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
19 日	19 日	19 日
1 人	1 人	1 人

【サービス量の確保方策】

東京都や近隣の自治体、近隣の提供事業者との連携を図り、サービス量の確保に努めます。

③自立訓練（生活訓練）

【サービス見込み量（月当たり）】

令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
153 日	143 日	134 日
10 人	10 人	10 人

【サービス量の確保方策】

東京都や近隣の自治体、近隣の提供事業者との連携を図り、サービス量の確保に努めます。

④就労選択支援

【サービス見込み量（月当たり）】

令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
３人	５人	７人

【サービス量の確保方策】

市内や近隣の提供事業者と連携を図り、安定的なサービスの提供体制確保に努めます。

⑤就労移行支援

【サービス見込み量（月当たり）】

令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
415 日	450 日	488 日
23 人	24 人	26 人

【サービス量の確保方策】

市内や近隣の提供事業者と連携を図り、安定的なサービスの提供体制確保に努めます。

⑥就労継続支援Ａ型

【サービス見込み量（月当たり）】

令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
273 日	273 日	273 日
12 人	12 人	12 人

【サービス量の確保方策】

東京都や近隣の自治体、近隣の提供事業者との連携を図り、サービス量の確保に努めます。

⑦就労継続支援Ｂ型

【サービス見込み量（月当たり）】

令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
2,653 日	2,788 日	2,930 日
158 人	165 人	171 人

【サービス量の確保方策】

市内や近隣の提供事業者と連携を図り、安定的なサービスの提供体制確保に努めます。

⑧就労定着支援

【サービス見込み量（月当たり）】

令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
19 人	30 人	48 人

【サービス量の確保方策】

東京都や近隣の自治体、近隣の提供事業者との連携を図り、サービス量の確保に努めます。

⑨療養介護

【サービス見込み量（月当たり）】

令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
４人	３人	３人

【サービス量の確保方策】

医療機関を含めた近隣の提供事業者と連携を図り、サービス量の確保に努めます。

⑩短期入所

福祉型【サービス見込み量（月当たり）】

令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
215 日	212 日	210 日
39 人	41 人	42 人

医療型【サービス見込み量（月当たり）】

令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
1 日	1 日	1 日
1 人	1 人	1 人

【サービス量の確保方策】

市内や近隣の提供事業者と連携を図り、安定的なサービスの提供体制確保に努めます。

（３）居住系サービス

①自立生活援助

【サービス見込み量（月当たり）】

令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
1 人	1 人	1 人

【サービス量の確保方策】

利用者のニーズの把握に努め、必要なサービスを提供できるよう、サービス利用の支援を図ります。

②共同生活援助

【サービス見込み量（月当たり）】

令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
119 人	126 人	133 人

重度障害者【サービス見込み量（月当たり）】

令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
45 人	50 人	55 人

【サービス量の確保方策】

障害のある人の地域移行を促進する視点から、地域における居住の場としてのサービス事業者の確保に努めます。

③施設入所支援

【サービス見込み量（月当たり）】

令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
35 人	34 人	34 人

【サービス量の確保方策】

支援が必要な人が利用できるよう、市内や近隣の提供事業者と連携を図り、サービスの提供体制確保に努めます。

（４）計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援

①計画相談支援

【サービス見込み量（月当たり）】

令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
109 人	109 人	110 人

【サービス量の確保方策】

希望する全ての対象者に実施できるよう、市内や近隣の提供事業者と連携を図り、サービスの提供体制確保に努めます。また、サービス等利用計画の量的・質的確保を図るため、地域自立支援協議会専門部会での事例検討等により、相談支援の充実に努めます。

②地域移行支援

【サービス見込み量（月当たり）】

令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
1 人	1 人	1 人

【サービス量の確保方策】

市内や近隣の事業者、医療機関との連携に努め、サービスの周知・促進を図ります。

③地域定着支援

【サービス見込み量（月当たり）】

令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
1 人	1 人	1 人

【サービス量の確保方策】

市内や近隣の事業者、医療機関との連携に努め、サービスの周知・促進を図ります。

（５）障害児通所支援・障害児相談支援

①児童発達支援

【サービス見込み量（月当たり）】

令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
718 日	897 日	1,121 日
98 人	105 人	113 人

【サービス量の確保方策】

市内や近隣の提供事業者と連携を図り、安定的なサービスの提供体制確保に努めます。

②放課後等デイサービス

【サービス見込み量（月当たり）】

令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
1,915 日	2,173 日	2,466 日
150 人	164 人	179 人

【サービス量の確保方策】

市内や近隣の提供事業者と連携を図り、安定的なサービスの提供体制確保に努めます。

③保育所等訪問支援

【サービス見込み量（月当たり）】

令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
13 日	19 日	27 日
８人	10 人	12 人

【サービス量の確保方策】

市内や近隣の提供事業者と連携を図り、安定的なサービスの提供体制確保に努めます。

④居宅訪問型児童発達支援

【サービス見込み量（月当たり）】

令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
５日	５日	５日
１人	１人	１人

【サービス量の確保方策】

利用者のニーズの把握に努め、東京都や近隣の自治体、近隣の提供事業者との連携を図り、サービス量の確保に努めます。

⑤障害児相談支援

【サービス見込み量（月当たり）】

令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
55 人	60 人	65 人

【サービス量の確保方策】

希望する全ての対象者に実施できるよう、市内や近隣の提供事業者と連携を図り、サービスの提供体制確保に努めます。また、サービス等利用計画の量的・質的確保を図るため、地域自立支援協議会専門部会での事例検討等により、相談支援の充実に努めます。

２　地域生活支援事業の提供見込

（１）必須事業

①理解促進研修・啓発事業

【サービス見込み量（年当たり）】

令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
188 件	188 件	188 件

【サービス量の確保方策】

市役所内で定期的に障害者施設で作成した物品販売と施設の活動内容の PR を行うなど、障害者（児）に対する理解促進の機会を増やします。

②自発的活動支援事業

【サービス見込み量（年当たり）】

令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
1 件	1 件	1 件

【サービス量の確保方策】

障害者とその家族、市民等（当事者会・家族会等）が地域において自発的に行う活動（社会参加促進、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動等）を支援します。

③相談支援事業

【サービス見込み量（年当たり）】

	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
障害者相談支援事業	３箇所	３箇所	３箇所
基幹相談支援センター等機能強化事業	有	有	有
住宅入居等支援事業	有	有	有

【サービス量の確保方策】

基幹相談支援センターを拠点とした、障害の種別を問わない総合的な相談業務に関する支援を実施し、包括的な相談支援体制の充実を図ります。

④成年後見制度利用支援事業

【サービス見込み量（年当たり）】

令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
２人	２人	２人

【サービス量の確保方策】

成年後見制度利用支援事業の周知や情報提供を図り、サービスの利用を促進します。

⑤成年後見制度法人後見支援事業

【サービス見込み量（年当たり）】

令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
1 箇所	1 箇所	1 箇所

【サービス量の確保方策】

成年後見制度法人後見支援事業の実施について、支援します。

⑥意思疎通支援事業

【サービス見込み量（年当たり）】

	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
手話通訳者等派遣事業	30 人	30 人	30 人
テレビ電話 手話通訳サービス等事業	1 台	1 台	1 台

【サービス量の確保方策】

手話通訳者等の派遣を行い、聴覚障害のある人のコミュニケーションを支援します。

⑦日常生活用具給付等事業

【サービス見込み量（年当たり）】

	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
介護・訓練支援用具	６件	６件	６件
自立生活支援用具	９件	９件	９件
在宅療養等支援用具	12 件	12 件	12 件
情報・意思疎通支援用具	９件	９件	９件
排泄管理支援用具	1,036 件	1,036 件	1,036 件
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	２件	２件	２件
合計	1,074 件	1,074 件	1,074 件

【サービス量の確保方策】

用具に関する製品情報や、福祉・医療関連製品等の情報提供を図り、サービスが必要な人への適切な給付を行います。

⑧手話通訳者養成研修事業

【サービス見込み量（年当たり）】

令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
８人	８人	８人

【サービス量の確保方策】

養成研修を２か年で実施し、レベルアップを図りながら手話通訳者を確保します。

⑨移動支援事業

【サービス見込み量（月当たり）】

令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
58 人	59 人	59 人
610 時間	606 時間	602 時間

【サービス量の確保方策】

利用者の状況やニーズに応じた柔軟な形態での実施などを含め、移動支援の充実を図ります。

⑩地域活動支援センター事業

【サービス見込み量（月当たり）】

令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
２箇所	２箇所	２箇所
47 人	47 人	47 人

【サービス量の確保方策】

市内にある地域活動支援センターの利用を促進します。

（２）任意事業

①更生訓練費給付事業

【サービス見込み量（月当たり）】

令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
１人	１人	１人

【サービス量の確保方策】

利用者のニーズの把握に努め、東京都や近隣の自治体、近隣の提供事業者との連携を図り、サービス量の確保に努めます。

②日中一時支援事業

【サービス見込み量（月当たり）】

令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
１人	１人	１人

【サービス量の確保方策】

利用者のニーズの把握に努め、東京都や近隣の自治体、近隣の提供事業者との連携を図り、サービス量の確保に努めます。

③声の広報等発行事業

【サービス見込み量（年当たり）】

	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
市議会だより	12 人	12 人	12 人
広報ふっさ	９人	９人	９人
ごみ・リサイクルカレンダー ごみ・資源分別一覧	８人	８人	８人
あなたとわたし	６人	６人	６人
福生の教育	８人	８人	８人

【サービス量の確保方策】

障害者団体、音訳ボランティアグループ等関係機関と連携し、市政情報の迅速かつ正確な伝達に努めます。

④重度身体障害者（児）訪問入浴サービス事業

【サービス見込み量（月当たり）】

	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
重度身体障害者（児） 訪問入浴サービス事業	３人	３人	３人

【サービス量の確保方策】

利用者のニーズに対応し、市内や近隣の提供事業者との連携を図り、サービス量の確保に努めます。

⑤重度身体障害児入浴サービス事業

【サービス見込み量（月当たり）】

	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
重度身体障害児 入浴サービス事業	１人	１人	１人

【サービス量の確保方策】

重度身体障害児入浴サービス事業の周知や情報提供を図り、サービスの利用を促進します。

⑥自動車運転教習助成事業

【サービス見込み量（年当たり）】

	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
自動車運転教習助成事業	1 件	1 件	1 件

【サービス量の確保方策】

自動車運転教習助成事業の周知や情報提供を図り、サービスの利用を促進します。

⑦自動車改造費助成事業

【サービス見込み量（年当たり）】

	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
自動車改造費助成事業	1 件	1 件	1 件

【サービス量の確保方策】

自動車改造費助成事業の周知や情報提供を図り、サービスの利用を促進します。

第７章　計画の推進

１　計画推進の体制

本計画を効果的・効率的に推進していくため、福祉・保健・医療分野を中心に全庁的な協力体制を確保しつつ、市民、事業者との連携・協働のもと、全力で取組を進めます。

また、「福生市地域自立支援協議会」とも連携を図り、市内の障害福祉に関する課題とニーズの把握や協議を行いながら推進します。

２　計画の進行管理

本計画の円滑・着実な実行のために、毎年「福生市地域福祉推進委員会」へ推進状況を報告して、意見をいただくとともに、「福生市地域自立支援協議会」において計画全体の進行管理や評価を適切に行い、その結果を次期計画に反映して、施策等の一層の充実に努めていきます。

PDCA サイクル図
掲載を予定しています。

資 料 編

1　用語解説

後日、更新を予定しております。

２　福生市地域福祉推進委員会条例

平成 16 年３月 30 日条例第 13 号
改正 平成 21 年 12 月 21 日条例第 31 号

（設置）

第１条　市民の福祉向上を図るとともに、すべての市民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる活動への参加機会が得られるよう、地域福祉を推進するため、福生市地域福祉推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　委員会は、市民の福祉向上と地域福祉の着実な推進を図るため、高齢者福祉、介護福祉、障害者福祉、児童福祉その他地域福祉推進に必要な事項について調査、審議し、その結果を市長に報告する。

（組織）

第３条　委員会の委員は、22 人以内とする。

２　委員は、次に掲げる者に対し、市長が委嘱する。

（１）　学識経験者　１人以内
（２）　福祉保健関係機関の代表 10 人以内
（３）　医療関係機関の代表　４人以内
（４）　ボランティア団体の代表　２人以内
（５）　公募による市民の代表　４人以内
（６）　社会福祉法人福生市社会福祉協議会の代表　１人以内

（任期）

第４条　委員の任期は、３年以内とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

（会長及び副会長）

第５条 委員会に会長及び副会長を置く。

２ 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

３ 会長は、委員会を代表し、会務を統括する。

４ 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）
第６条　委員会は、会長が招集し、かつ、会議の議長となる。
２　委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
３　委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
４　委員会は、必要があると認めたときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

（庶務）
第７条　委員会の庶務は、福祉保健部社会福祉課において処理する。

（委任）
第８条　この条例に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則
（施行期日）
１　この条例は、平成 16 年４月１日から施行する。

（会議招集の特例）
２　この条例施行後、最初の会議については、第６条第１項の規定にかかわらず、市長が招集し、かつ、会議の議長となる。

附 則（平成 21 年 12 月 21 日条例第 31 号抄）
（施行期日）
１　この条例は、平成 22 年４月１日から施行する。

3　福生市地域福祉推進委員会委員名簿

選出区分	委員氏名	所属団体名等	備考
学識経験者	田 中　愛 誠	埼玉県立大学	◎
福祉保健関係機関の代表	吉 野　通 正	福生市老人クラブ連合会	
	渡 邉　彩	社会福祉法人福陽会 （第２サンシャインビラ）	
	白 石　良	社会福祉法人あすはの会 （福生学園）	
	板 垣　和 生	福生市民生委員・ 児童委員協議会	
	大 河 内　公 夫	西多摩地区保護司会福生分区	
	柿 崎　ひとみ	ふっさボランティア･ 市民活動センター	
	佐 藤　真 史	福生市保育協議会	
	杉 本　芳 江	社会福祉法人福生ひまわり会 （麦わら帽子）	
	小 川　肇	福生市町会長協議会	
	佐 々 木　克 治	西多摩保健所 （市町村連携課長）	
医療関係機関の代表	波 多 野　嗣 久	一般社団法人福生市医師会	
	三 井 田　章	福生市歯科医師会	
	大 戸　規 彰	福生市薬剤師会	
	田 村　清 孝	福生病院企業団	
ボランティア団体の代表	北 島　浩 子	ふっさボランティア･ 市民活動センター	
	川 口　貴 枝	ふっさボランティア･ 市民活動センター	
公募による市民の代表	萬 沢　明	公募	○
	小 川　惠 子	公募	
	濵 中　供 子	公募	
	半 澤　比 呂 美	公募	
社会福祉法人福生市社会福祉協議会の代表	宮 﨑　昭 夫	社会福祉法人 福生市社会福祉協議会	

（◎：会長、○：副会長、選出区分別、敬称略）

４　計画策定までの経過

年月日	事項	内容

5　諮問書及び答申書（写し）

後日の更新を予定しております。

後日の更新を予定しております。

福生市障害者計画・第８期障害福祉計画・第４期障害児福祉計画
【令和９年度～令和 11 年度】

令和〇年〇月

発行：福生市
編集：福生市　福祉保健部　障害福祉課
〒197-8501　東京都福生市本町５番地
TEL：042-551-1511（代表）